

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の
令和5年度における業務の実績に関する自己評価

令和6年

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1－1－1	評価の概要	・・・ p 1
1－1－2	総合評定	・・・ p 2
1－1－3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1－1－4－1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 6
	<u>項目別評価調書 No. I－1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献</u>	・・・ p 6
	<u>項目別評価調書 No. I－2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成</u>	・・・ p 29
	<u>項目別評価調書 No. I－3 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援</u>	・・・ p 49
1－1－4－2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 75
	<u>項目別評価調書 No. II－1 業務運営の効率化に関する事項</u>	・・・ p 75
	<u>項目別評価調書 No. III－1 財務内容の改善に関する事項</u>	・・・ p 85
	<u>項目別評価調書 No. IV－1 その他業務運営に関する重要事項</u>	・・・ p 94

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人〇〇	
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度
	中期目標期間	令和〇年度～令和〇年度（第〇期）

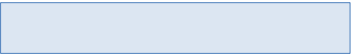
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	〇〇局	担当課、責任者	〇〇課（室）、〇〇（課室長名、姓名間の空白不要）
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、〇〇

3. 評価の実施に関する事項
（実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載）
<文例>
令和〇年〇月〇日 独立行政法人〇〇の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。
令和〇年〇月〇日 〇〇事業を実施している△△拠点に赴き、□□と意見交換を行うとともに、××の進捗状況を確認した。

4. その他評価に関する重要事項
（組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載）
<文例>
「〇〇」（平成〇年〇月〇日閣議決定）を踏まえ、△△業務を××法人から移管した。



…実績報告時に法人が記載する項目。



…評価時に所管課が記載する項目。

※提出時には色を抜くこと

1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評価

1. 全体の評価					
評価 （S、A、B、C、 D）	B	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度
評価に至った理由	（項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載） <文例>※B評価の場合 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。（定型文）				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	（項目別評価及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評価のうち、重要な事項について記載） <文例>※B評価の場合 以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○・・・（中期計画等に定められたい以上の進捗の認められた業務について記載） ○・・・（中期計画等に定められたとおり、概ね着実に実施された業務について記載）
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	（法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載）

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	（項目別評価で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載）
その他改善事項	（上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載）
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	（今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載）

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)

※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(以降「評価基準」とする)」p13)

- S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

※評定に至った理由の定型文 →政策推進室に提出する際には削除する。(評価基準 p37 を参考に作成)

- S：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。
- A：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。
- B：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
- C：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。
- D：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 調査No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 特別支援教育に係る実 際の・総合的研究の推進に よる国の政策立案・施策推 進等への寄与及び教育現場 への貢献						I-1	
2. 各都道府県等における 特別支援教育政策や教育実 践等の推進に寄与する指導 者の養成						I-2	
3. 総合的な情報収集・発 信や広報の充実及び関係機 関等との連携強化を通じた 特別支援教育に関する幅広 い関係者の理解の促進						I-3	

中期目標	年度評価					項目別 調査No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
1. 業務運営の効率化に関 する事項						II-1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
1. 財務内容の改善に関す る事項						III-1	
Ⅳ．その他の事項							
1. その他の事項						IV-1	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調査 No.」欄には、本評価書の項目別評価調査の項目別調査 No. を記載。

※5 評価区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上 100%未満）。 pp

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献		
業務に関連する政策・施策	〇〇基本計画 政策目標〇 施策目標〇	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		令和3 年度	令和4年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
研究課題の実 施件数	毎年度 5～7件	8 ※前期目標値 「毎年度10件 程度」	6件	6件	5件			予算額（千円）	308,332	303,567	296,198		
研究成果の教 育現場等での 活用状況	6割以上	89.4	82.5%	81.9%	83.3%			決算額（千円）	268,423	259,263	236,925		
研究活動の外 部評価（研究	100%	100%	—（3年	100%	100%			経常費用（千円）	275,126	264,010	242,141		

	終了時の評価 で5段階で4 以上の割合)			度に終了 した研究 課題はな い)											
										経常利益（千円）	503	7,536	9,037		
										行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	—		
										行政コスト（千 円）	276,345	264,010	242,141		
										従事人員数	22	20	19		

注1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注2）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注3）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 ＜主な定量的指標＞ - 国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度5～7件程度実施する。 - 教育現場における研究成果の活用状況について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の現場で改善に活用される。 ＜その他の指標＞ - 研究成果について、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般に公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ったか。 ＜評価の視点＞ - 前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ ① 戦略的かつ組織的な研究の実施 「研究基本計画」に基づき、各地域や学校現場におけるインクルーシブ教育システム構築の動きが一層本格化する状況や現行の学習指導要領等の実施に伴い、以下に示すとおり、障害種の枠を超えて国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場の喫緊の課題解決に寄与する研究として重点課題研究4課題、各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究として障害種別特定研究1課題の計5件の研究を実施した。 上記に加えて、将来的な教育政策の資料や教育実践の選択肢、特別支援教育研究における新たな手法等を提示することを目指した「先端的・先導的研究」1課題を令和5年度から新たに開始した。	＜評価＞ 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項等への対応も行っていることから、A評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 【研究課題の実施状況＜定量的指標＞】 研究基本計画に基づき、重点課題研究4件、障害種別特定研究1件、<u>合計5件を実施</u>し、目標である課題数を着実に実施することができた。各研究課題は、都道府県・市町村教育委員会等へのニーズ調査結果を踏まえ、文部科学省との緊密な連携のもとに設定しており、いずれも、大学等他の研究機関では実施困難な、国の特別支援教育政策の推進や教育現場の喫緊の課題に対応した重要度の高いものである。 実施に当たっては、それぞれの研究課題に対応した専門性のある研究職員によって研究チームを編成するとともに、全ての研究課題で外部の研究協力者・機関を委嘱し、研究を行った。外部の研究協力者・機関との連携・協	＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

	② 重点課題研究 4 課題と障害種別特定研究 1 課題の実施 令和 5 年度に実施した研究成果の概要は以下のとおり。 イ 重点課題研究の実施 i) 教育課程に関する研究（国への政策貢献） (a) 特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究（令和 5～7 年度）【1 年次】 （目的） 本研究は、過去の検討過程で検討された論点や現行学習指導要領に基づいて編成される教育課程の編成・実施・評価・改善などの状況から論点となりうるものなどを整理し、それらの実践事例があればそれを整理・分析する。また、それぞれの論点について、実現することで達成される教育的効果や実施するための諸条件等を整理するとともに、学習指導要領における記載の在り方等を整理することにより、次期学習指導要領改訂のための検討に必要な知見を提供する。 （令和 5 年度の実施内容） 令和 5 年度においては、先行研究や特別支援教育に係る施策や諸会議での検討事項から今日的な課題を収集・整理しながら、本研究でとりあげる論点の整理を行った。中でも、知的障害の教育課程の編成・実施・評価・改善等に関する課題が多く指摘されており、特別支援学校（知的障害）のカリキュラム・マネジメントの実践について、好事例の収集を行った。 具体的な聞き取りを行った結果、学校の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを確実に進めている学校では、校長のリーダーシップのもと学校の教育目標や教育活動の方針が明確に示されていること、学校の現状を把握し課題を明らかにしたうえで教育課程と授業研究と	力により、各学校種の現場の状況を踏まえた調査項目の設定及び結果の分析、各自治体の課題を踏まえた検討・考察等、研究を効果的に推進することができた。 【国の政策立案・施策推進等や教育実践への寄与とその他の指標】 当研究所で実施している重点課題研究及び障害種別特定研究については、外部の専門家による外部評価を実施している。令和 5 年度に実施した重点課題研究 4 課題、障害種別特定研究 1 課題の合計 5 課題のうち、令和 5 年度に終了した最終評価対象課題 1 課題について、<u>外部評価委員による評価を実施したところ、A+となった</u>。したがって、中期目標で示された指標での高い評価（全ての研究において、研究終了時に高い評価（5 段階評価で 4 以上）を得る）となっている。 また、外部評価委員のコメントにあるとおり、これらの研究課題については、国の政策立案・施策推進等や教育実践などへの寄与についても、十分期待される研究活動の成果・内容であったことが確認できる。外部評価委員の主なコメントは、以下のとおり。 イ 重点課題研究 (a) 特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究 <外部評価委員の主なコメント> ・ 学習指導要領の改訂や様々な制度改革が進む中で、特別支援教育全体を学校種、障害種の枠にとどまることなく、教育課程の視点で現状の分析と論点の整理を行い、次期学習指導要領の改訂に向けた知見の提供は大変意義深い研究課題であると考える。	
--	---	---	--

	を両輪で進めていることが伺えた。	- 研究計画に基づき、論点整理を行い、現行学習指導要領の実施状況について資料収集・検討がなされた。貴研究所における令和3年度、4年度の教育課程に関する研究の成果と課題を踏まえての取組は意義深い。文献調査に引き続きの状況調査はおおむね計画通りの進捗であると認められる。 - 文献調査の分析手続きにおいて、学習指導要領解説総則編の観点を援用し整理されたことは、特別支援学校の教育課程編成に関わる問題点がより一層明確になり、今後の取組の方向性を示唆するものになった。状況調査もほぼ同じ項目（観点）で整理されており、現在の到達点と課題がわかりやすく可視化されたと考える。	
	ii) 切れ目ない支援の充実にに関する研究(教育現場等の喫緊の課題に対応) (b) 高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究（令和3～5年度） 【3年次（終了年度）】 （目的） 本研究は、高等学校に焦点を当て、発達障害を含む障害のある生徒の学校から社会への円滑な移行を支える進路指導と、その過程の中で必要となる連携の進め方を明らかにすることを目的として、高等学校、卒業後の進路先（企業、大学）、連携先となる福祉・労働機関及び特別支援学校を対象に質問紙調査及びインタビュー調査を実施する。また、各調査で得られた知見を、学校現場で活用できるようガイドブック等の資料として取りまとめ、普及を図る。 （令和3・4年度の実施内容） 令和4年度までに、発達障害等のある生徒の進路指導に関わる全国	(b) 高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究 <外部評価委員の主なコメント> - 発達障害等のある高校生の進路に係る課題について調査により現状を把握し、高等学校、進路先（大学、企業）、関係機関のそれぞれの立場からの様々な視点による知見が集約されている。さらに参考となる資料が幅広くまとめられており、多くの教育現場で活用されることにより、高等学校における指導や支援に加え、関連機関との連携が充実し、生徒の進路実現とともに、進路先での適応や活動の充実につながることが期待できる。 - 高等学校段階までに自立する力や関係機関との関係	

	の高等学校、進路先となる大学や企業、関係機関となる特別支援学校や福祉・労働機関を対象として、我が国ではじめて包括的かつ大規模な調査を行うとともに、調査結果を補足する事例収集を行った。各調査は、先行研究の整理、予備調査、調査結果の関連付けを踏まえ、総合的な解釈を行いながら段階的に進めてきた。 (令和5年度の実施内容) 令和5年度は、各調査結果を分かりやすくつなぎ、高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導に関する実態と課題、並びに、課題への対応方法を、研究報告書に体系的に取りまとめることができた。さらに研究報告書の知見を高等学校現場に発信するために、ガイドブックと資料集を作成した。 本研究を通して、発達障害のある生徒への進路指導・支援に向けたポイントとして、「組織的対応」、「自己理解を促す指導・支援」、「自立と社会参加への力を育む指導・支援」、「進路先決定を支える指導・支援」、「連携による支援」の5点を整理した。 (成果の公開及び還元) 今後は、研究成果報告書及び資料集をホームページで公表するとともに、ガイドブックについては出版する予定であり、広く成果普及を図る。出版にあつては、事例の紹介にとどまらず、研究成果に基づく上記の5つのポイントを掲げ、このポイントに沿ったまとめ方にすることで、読み手に分かりやすく伝えられるものとする。 (c) 多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実にに関する研究 (令和5～7年度)【1年次】 (目的) 本研究は、インクルーシブ教育システムの構築の具現化を見据え、小中学校等(義務教育段階)の通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供への指導・支援について、各学校がどのようにして学級経営や授業、校内支援体制を充実させているかを明らかにし、海外の取組も	を構築しておく必要がある。本研究はこうした課題の解決に寄与するものであり、該当する生徒や家族だけでなく、働き手の不足が懸念されている社会全体にとっても意義深い研究である。 - 本研究で得られた成果は、学校現場の課題解決に大いに寄与するとともに、研究によって提供された具体的な支援や連携の方法は、特性のある生徒の支援や指導に役立てられ、生徒の成長に大いに貢献されるものとする。 (c) 多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実にに関する研究 <外部評価委員の主なコメント> - 本研究課題は、まさしく「多様な学びの場」をどう機能させていくことが求められているか明らかにするものになるであろう。なかでも通常の学級において、さまざまな教育的ニーズを有する子どもたちの学びをい	
--	---	---	--

	参考にしながら、人口や学校の規模等を踏まえて参考となる学校事例を抽出・検討し、今後の国や自治体の施策や、学校現場で活用できる資料を提供する。 （令和５年度の実施内容） 令和５年度は、令和４年文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」や、令和５年文部科学省「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」、先行研究等を参考として、小中学校の通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供の学びの充実を図るための取組の整理を行った。また、自治体全域で独自の取組を行っている教育委員会や、近年の文部科学省による通知や報告等を踏まえた取組をしている学校の実践に関する情報収集を行った。 以上の情報収集及びその検討を通して、多様な教育的ニーズのある子供の学びの充実を図るための取組として、「学級担任による指導・支援」、「校内委員会の機能強化等による校内体制の充実」、「校内外の人的資源の活用」の三つの視点に整理された。今後、この三つの視点から、学校事例の検討を進め、実践内容及びポイントをまとめる予定である。 (d) 共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－（令和５～７年度）【１年次】 （目的） 本研究は、小・中学校の通常の学級において、多様性を理解し尊重できるようにするための教育、つまり、「共生社会の担い手を育む教育」について、具体的な内容、方法を検討し、教育現場に提供することを目的とする。目的達成に向け、現在、小・中学校の通常の学級で実施されている障害理解教育に関する情報収集と検討を行うことを中心とし、併せて、日常の授業や学級経営において行われている多様性を尊重し理解するための実践についても情報収集と検討を実施する。それらを踏まえ、小・中学校の通常の学級で実施可能なモデルを作成し、その妥	かに保障していくかは大きな鍵であり、教育現場での喫緊の課題である。その困難さが分離教育を推進することにもなっていると考えられ、多様なニーズを有する児童生徒に対し、通常の学級における学びが充実するための方策は、今後の国の施策に反映され得るものになると期待される。 ・ 先行研究や通知等の収集から、通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズを有する児童生徒の学びを充実させるための視点を整理し、関連して特色ある取組をしている実践の情報収集に至っている。実施計画通りの進捗状況であると考ええる。 ・ 地域の実態に即した効果的な取組を進めている自治体、学校への調査となっていることから、各学校の校内支援体制づくりにとって大いに役立つ成果がとりまとめられることと期待できる。 (d) 共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－ <外部評価委員の主なコメント> ・ 共生社会の形成は、日本社会が掲げる大きな目標であり、そのためのインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育システムの推進と発展は重要である。その特別支援教育において、次世代の担い手を育成するための障害者理解の教育は欠かすことのできない内容である。 本研究は、上述の国の政策を実現すべく、教育現場等でより効果的实践が求められている障害者理解に関	
--	---	---	--

	当性を検討する。作成するモデルでは、実際の事例を示しながら内容を説明し、小・中学校の通常の学級の教師が、「共生社会の担い手を育む教育」を実施する必要性を理解でき、「自分の学級でも実施してみたい」、「実施してよかった」と実感できるものを目指す。また、次期改訂に向け、学習指導要領等における障害理解教育の記載の在り方についても検討する。 （令和５年度の実施内容） 令和５年度は以下の３つの研究に取り組んだ。すなわち、①小・中学校における「共生社会の担い手を育む教育」に関する知見の整理、②小・中学校の授業や学級経営で行われている多様性を理解し尊重するための実践に関する現状と課題に関する調査、③特別支援学校が小・中学校を対象にして実施している障害理解教育（「出前授業」等）に関する実態調査である。また、研究協議会を計画通り２回実施することができ、研究協力者から「共生社会の担い手を育む教育」に関する様々な知見を得ることができた。 上記の取組を通して、「共生社会」、「多様性」をグランドデザインに明記した学校や、日常的に授業・学級経営で取り組んでいる学級がすでに存在すること、そのような学校では、子供も教師も多様な子供の存在を受け止めて生活していること、小・中学校に出向いて障害理解授業を実施している特別支援学校が３割程度あること等が明らかになった。 ロ 障害種別特定研究の実施 (e) 肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究（令和５～７年度）【１年次】 （目的） 本研究は、肢体不自由の障害特性を踏まえながら学習指導要領に示される資質・能力の育成を目指した ICT 機器を活用した各教科等における授業に焦点をあて、効果的な指導方法や教材教具の活用、それを支える教員研修に係る情報を収集する。そして、それぞれの取組の成果や	わる課題の推進や解決に寄与できる研究として評価できる。 - 令和５年度の研究の計画は十分に実施されており、令和６年度の研究のための予備的質問紙調査や聞き取り調査も行い、令和６年度の研究の一部を既に行っていると判断できる。 ロ 障害種別特定研究 (e) 肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究 <外部評価委員の主なコメント> - ICT 活用をめぐる国の動向や肢体不自由のある子どもの学習上の困難（手立ての必要性）、さらには、教育実践の現場における課題を踏まえると、本研究の取組が教育現場等の課題解決に果たす役割は大きいと考える。	
--	--	--	--

	効果、課題等を整理して、地方自治体や教育現場の取組に役立つ知見を提供する。 （令和5年度の実施内容） 令和5年度は、国の動向やICT活用に関連する文献や先行研究、重点課題研究等のこれまで当研究所で実施してきた研究成果等を整理した上で、肢体不自由特別支援学校を対象として、校内で実施されているICT活用に関する実践や外部機関との連携の状況、研修内容等について調査を実施し、ICT活用に関する学校の取組状況や課題を把握した。また、研究協力機関を委嘱した特別支援学校12校において、実地調査と授業改善に係る事例研究を行った。調査結果については、「肢体不自由特別支援学校におけるICT活用に関する状況調査（速報）」としてリーフレットを作成し、ホームページで公開した。 調査の結果から、学校における工夫として、ICT機器を実際に操作する校内研修の実施や、使用した教材等のデータの蓄積と引き継ぎ等が挙げられる一方、多くの学校において、ICT機器でどのようなことができるかを知ることが優先されている段階と考えられた。 ③ 先端的・先導的研究 上記の重点課題研究及び障害種別特定研究のほか、将来的な教育政策の検討資料や教育実践の選択肢、特別支援教育研究における新たな手法等を提示することを目指した研究として位置付けるとともに、研究職員の主体的かつ意欲的な研究活動を推進するものとして「先端的・先導的研究」を1課題令和5年度より開始した。研究テーマは、研究員の創意工夫による主体的かつ意欲的な研究活動とするため、令和4年度に所内公募を実施、審査委員会を経て採択された「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」に決定し、プログラミング教材を開発している大手通信会社の関連	・ 質問紙調査において、全国から83.9%の回答を得て、豊富なデータを収集することができている。研究協力校12校から多くの活用例が示されたことで、データから得られる成果と考え合わせた具体的な活用のアイデアが導かれることが期待できる。 ・ 事例協力の12校について、教育課程の類型を網羅した教育実践に限らず、研修や他機関との協力など多岐にわたって設定されている点が評価できる。iPadのタイムラプス撮影機能やウェアラブルデバイスを活用した実態把握、視線入力やiOAKを利用した表出など、重度・重複障害児に対するICT活用だけでなく、準ずる教育課程でのデジタル教科書の利用や遠隔合同授業まで紹介されている。また、eSportsへの取組やアバターロボットを使った販売対応、ボッチャへの機器利用等、卒業後の生活にもつながる実践もある。多くの学校に取り組んでももらいたい内容である。さらに、学校としての研修や環境整備など、それぞれの協力校がもつ、異なる特徴を紹介できている点が良い。 【その他の研究活動の状況＜定量的指標＞】 （先端的・先導的研究） 令和5年度において、計画通り1課題を実施した。 プログラミング教育は、平成29年告示の小学校学習指導要領において必修化された。特別支援学校小学部学習指導要領においても同様に、「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を「各教科等の特質に応じて」、「計画的に実施すること」と規定されている。また、中学校技術・家庭科、高等学校	
--	---	--	--

	企業である株式会社 e-Craft と共同研究協定を結び、5 校の研究協力機関（特別支援学校）とともに実施している。 ④ 大学等との共同研究 大学等との共同の研究については、包括連携協定を締結している大学や、これまでの当研究所の研究活動に協力を得てきた大学と共同研究を実施するとともに、引き続き共同研究の方向性について協議を進めた。 （広島大学との連携協定を踏まえた共同研究） 障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において、広島大学の研究者が研究協力者として参画し、研究協議に参加して議論に加わり、肢体不自由教育に関する有識者としての知見の提供、調査結果の検討等を通じて、広島大学との連携協定を踏まえた共同研究として連携協力関係を構築し、研究を推進した。 （国立高等専門学校機構との連携協定締結と共同研究） 障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において、国立熊本高等専門学校の研究者が研究協力者として参画	情報科におけるプログラミングに関する学習内容が拡充されており、中学部・高等部も含めて特別支援学校においてもプログラミングに関する指導の充実が強く求められる状況となっている。しかし、知的障害のある児童生徒を対象としたプログラミング教育は、実施には困難が伴うため、実践事例が十分に蓄積されておらず、かつ、市場規模が小さく民間事業者の参入が厳しいという現状がある。こうした現状を踏まえると、「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」は、教育現場の喫緊の課題に対応する重要度の高い研究課題であり、また、その課題に大手通信会社の関連企業である株式会社 e-Craft と連携して取り組むことは非常に意義がある。 （広島大学との連携協定を踏まえた共同研究） 広島大学との連携協定の締結（令和 3 年 3 月 19 日締結）を踏まえ、広島大学の研究者と共同での研究を進めたことにより、専門的立場からの知見、教員の養成に携わる立場からの知見及びその他総合大学としての広島大学が有する知見の提供を受けること、並びに ICT 活用に係る取組を広島大学と連携して精力的に進めている広島県立の特別支援学校における事例研究の展開等を可能にし、多角的な視点や有益な情報がもたらされ、研究活動を充実させることができた。 （国立高等専門学校機構との連携協定締結と共同研究） 国立高等専門学校との連携協定の下、高等専門学校の研究者と共同で研究を進めたことで、教育分野の研究者	
--	---	---	--

	し、ICT 活用に関する専門的立場からの知見の提供を受け、協議を進める等、連携協力して研究を推進した。このことを契機として、令和5年度には、国立高等専門学校機構との連携協定を締結し、連携協定を踏まえた共同研究として連携協力関係を構築した。 (福岡教育大学との連携に向けた協議) 福岡教育大学における九州エリアにおける教員養成の中核拠点の形成を目指した将来構想を踏まえて、福岡教育大学と連携・協力・研究を進めるに当たり、目的や方向性等について双方で議論を重ねた。とりわけ、地域課題の解決に向けた研究の推進において、当研究所と大学、及び自治体が、それぞれどのような役割を担い協働するのか等の観点から今後の進め方を検討した。 (大阪大学との連携に向けた協議) 大阪大学大学院連合小児発達学研究科の研究領域が、当研究所の研究課題と関連する可能性が考えられたこと、さらに、医科学系の研究と当研究所の教育系の研究の融合は有益な成果をもたらすと考えられたことから、まずは、当研究所の各研究班の取組の中で、関連すると思われる研究活動等を取り上げ、連携の可能性について協議を進めた。 ⑤ 研究活動の活性化 (競争的資金獲得に向けた取組) 外部競争的資金の獲得に向け、募集情報等の内容について研究職員に周知するとともに、科学研究費の申請に関わる所内説明会を開催した。 さらに、新規採用の研究職員に対しては、科学研究費獲得につながる助言を得られるよう、年度当初から参与(筑波大学名誉教授 安藤隆男氏)との懇談の場を設けるとともに、所内職員からも助言を得て、研究計画、内容等をブラッシュアップできるよう機会を設けた。	が多くを占める当研究所だけでは困難な、工学分野からの知見を得ることができ、研究の質的向上につなげることができた。 (福岡教育大学との連携に向けた協議) 特別支援教育においては人材育成が喫緊の課題となっている中、教員養成大学との連携・協力は、その課題解決に寄与する取組が期待されるものであり、今後に向けた検討を進められたことは、九州エリアの教員養成の充実を図っていく上でも大変意義がある。 (大阪大学との連携に向けた協議) 他分野と連携し、その知見を取り入れることで、特別支援教育のさらなる充実につながることを期待され、今後の連携を見据えて協議を行えたことは大変意義がある。	
--	---	---	--

	(所内セミナーの開催等) 研究職員の研究力の向上に向けた取組として、所内セミナーを2回開催した。第1回は当研究所参与を講師に、調査研究の観点から、当研究所が実際の研究を総合的に行うために必要なことについて、質問紙調査の設計、データの取り扱いや質的・量的な分析、読み手を意識した研究成果の発信や公表等に関する内容を、第2回は、株式会社イー・ブレインのデザイナーを講師に、当研究所の研究成果や現状と課題等を所外に効果的に発信するに当たり、ポイントが即座に伝わる効果的なポンチ絵の作成を学び、各職員がポンチ絵を自発的に作成できる能力の向上を図るための講義・演習を実施した。これらの取組により、研究職員の専門性、研究力の向上、人材の育成に寄与するとともに、研究職員の研究活動の活性化を図った。 ⑥ 研究課題の精選・採択及び研究計画・内容の改善（研究ニーズ調査） 令和6年度に、重点課題研究を新規に1課題、継続3課題、障害種別特定研究を継続1課題、先端的・先導的研究を継続1課題行う計画で、研究課題の精選・採択及び研究計画の策定を行った。研究の企画・立案に当たっては、令和4年度の所内検討の経過、教育現場のニーズに関する情報や運営委員からの意見等を踏まえて新規課題検討コアチームでの検討を行ったのち、内容について文部科学省と検討・調整し、ニーズ調査を行ったうえで決定した。令和6年度に実施する研究課題についてのニーズ調査については、令和5年12月13日～令和6年1月16日にかけて、全国の都道府県・市区町村等教育委員会、特別支援教育センター、教員養成大学、各種学校長会、教育長会等を対象として、当研究所のホームページ上で実施した。 その結果、令和6年度に実施する重点課題研究及び障害種別特定研究の研究課題（計5課題）について260件、その他の研究について27件の回答があった。これらの回答には、取組のためのモデルや、取組の	
--	---	--

	手順や方法が整理されて一覧できる図、各地域や学校で活用できる指導・支援の工夫がまとめられた事例集の提供、等を求める意見等があった。これらの意見を踏まえて、教育現場で活用しやすく、各学校で取組を進めるために役立つ研究成果の示し方や研究成果物について所内で検討し、成果を工夫して示すことや、事例集の作成を計画する等、研究課題の「研究実施計画」の改善を行った。また、その他の意見も、各研究チームや研究班において研究実施計画を検討する上での参考資料とした。 ⑦ 研究チームの編成と各種関係機関・団体との連携 それぞれの研究課題において、文部科学省から特別支援教育調査官、都道府県等教育委員会からの推薦機関、各種学校長会からの推薦者、特別支援学校等の校長及び教員、専門的な知見を有する大学教員等を研究協力者として委嘱した。さらに、福祉・医療機関等の関係諸機関にも研究協力者・機関を依頼し、密接な連携・協力のもとに研究を実施した。重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究職員のそれぞれの専門性を生かした研究チームを編成し、重点課題研究の4課題に28名の研究職員を、障害種別特定研究の1課題に7名の研究職員を配属した。 研究を効率的かつ効果的に進めるため、文部科学省、学校長会、大学等の関係機関・団体と研究課題に関する意見交換、情報共有、全国調査時の課題共有などを含めた連携により、それぞれの研究資源を共有した。特に、文部科学省からの情報提供により政策的な動向を踏まえて研究を進めたほか、全国特別支援学校長会の各種の調査は、関係する研究班等が調査に協力して調査結果を共有した。 ⑧ 研究成果の公開及び還元 1) 研究成果の公開及び普及啓発 令和4年度までに終了した研究成果については、研究成果報告書、研	【研究成果の効果的還元＜その他の指標＞】 これまで多数の研究成果物を作成・提供をおこなっているが、学校や教育委員会などの関係者が、必要な情報	
--	---	--	--

	研究成果報告書サマリー集を作成し、当研究所のホームページに公開するとともに、成果物活用の促進を図るためのリーフレットを作成し、全国の教育センター等の関係機関等に送付した。 また、各障害種別研究班においては、令和5年度の研究を進める過程で、研究協議会やセミナー等の実施の際に、これまで研究班で取り組んできた研究成果を紹介し普及するとともに、研究成果物に関する意見や活用方法についても新たな情報収集を行った。 このほか、研修講義で活用したり、日本特殊教育学会等において、各研究班・チーム企画の自主シンポジウムやポスター発表を行ったりするなど、さまざまな機会を活用して研究成果を公開した。 令和5年度に終了した1課題の最終的な研究成果公表は今後行うが、令和6年3月時点の研究成果について、継続課題も含めて研究所セミナーで報告した。 2) 研究成果の還元 (国の政策立案等への寄与) - 令和4年度に終了した、「知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究」に関して、令和5年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、知的障害特別支援学校における単元作成のプロセスと学習評価の方法について提供した。また、この本研究については、知的班がWeb上に単元作成シートと5つの動画コンテンツを公開するとともに、8月と12月にオンラインセミナーを実施した。オンラインセミナーには延べ700名を超える参加があった。 (学校現場など教育実践への寄与) - 研究成果については、研究成果報告書やサマリーという形式だけではなく、学校の教職員などの教育実践者や、任命権者としての都道府県教育委員会など、対象者ごとに研究成果のエッセンスを抽出し、加工・編集し研究成果の還元を行うことで、限られた時間で必要な情報収集が可能となるよう工夫して情報提供を行った。たとえば、研究成果そのものをガイドブックやガイドラインとしてまとめた	を必要なときに探し出すことが困難であるとの指摘を受けている。 そのため、当研究所において作成・提供されてきたこれまでの研究成果物を、対象となる主体ごとに整理を行い一覧にしたリーフレット等を作成し、文部科学省や都道府県、全国の市区町村教育委員会、特別支援教育センター、各種学校長会等の関係機関へ送付したほか、積極的に情報提供を行った。当該リーフレットについては当研究所のホームページで公開したり、当研究所の専門研修をはじめ地域の指導的立場にある者を対象とした研修講義で活用したりするなど、研究成果の一層の効果的還元に取り組んだ。 あわせて、当研究所のホームページについても、必要な情報をすぐに探し出すことができるよう、例えばニーズの高いコンテンツへすぐにアクセスできるタブの設定や最新情報の「お知らせ」欄の告示、スライダメニューを活用するなど、知りたい情報を発見しやすい工夫を行った。 また、研究から得られた知見については、文部科学省をはじめ様々な行政分野の機関に対しても、提供・還元を行っており、委託事業における助言や会議への協力など、国等の政策立案に寄与している。 【対象者ごとの戦略的な成果の還元<その他の指標>】 研究活動の研究成果については、研究成果報告書の形でまとめられるが、特に基幹的な研究については、大規模調査による多量のデータや、実践事例の収集・分析、インタビューなどの質的調査を織り交ぜて分析・考察が行われた膨大な内容となっていることから、報告書そのもの	
--	--	--	--

	り、研究成果のエッセンスをもとに「NISE 学びラボ」や発達障害教育推進センターでの研修講義動画やQA、「特別支援教育リーフ」、パンフレット、リーフレットとして加工・編集したりして提供を行った。 - 世界各国の日本人学校に対して、研究成果のエッセンスをもとに情報提供を定期的に行うとともに、日本人学校を通して教員や保護者からの相談への対応、日本人学校等に赴任する教員（管理職等）の研究会や保護者等への相談会での情報提供などを行った。 （任命権者（各都道府県教育委員会等）への寄与） - 学校教員の任命権者である各都道府県教育委員会等において、指導的立場にある者の専門性の向上に資するため、当研究所で実施している特別支援教育専門研修や各種の指導者研究協議会のカリキュラムについて、研究成果を踏まえた最新の内容にリニューアルを行った。 - 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援として、研究成果を踏まえた「NISE 学びラボ」の活用事例、集合研修・演習で活用できるよう研修コンテンツの提案等を掲載した「研修の手引き」を作成し、都道府県等教育委員会へ配布した。	のから必要な情報を抽出することは、専門家でも容易ではない。 例えば、教職員向けへの対応として、インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」として、「特別支援教育全般」「障害種別の専門性」「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」の三つに分類し、一つのコンテンツを数十分程度のコンパクトな内容にまとめて、隙間時間でも視聴可能な形で提供している。 また、幼小中高校等で特別支援教育の指導経験のない又は経験年数の少ない教員を対象とした「特別支援教育リーフ」を作成し、特別支援学級担任向けの「まずはここから」、通常の学級担任向けの「こんな子いませんか?」、通常学級及び特別支援学級担任いずれか向けの「こんな取組してみませんか?」として、それぞれシリーズ化を図り、学校現場等向けに提供を行っている。 教職員の資質向上策が課せられている任命権者としての都道府県等教育委員会向けには、「NISE 学びラボ」のコンテンツを職能や学校種別等、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムを例示したり、「NISE 学びラボ」を活用した研修の実施事例をまとめた「研修の手引き」を作成したりしている。 さらに、教員志望等の教員養成段階の学生等向けには、研修プログラムの作成段階で大学の学生にモニタリングを行い、その結果を基に「NISE 学びラボ」の研修プログラムに「これから教員になる人たちのために」として設定し、将来教員志望の学生や採用内定後の大学卒業見込の学生などへの提供を行っている。 このように、研究成果については、単に研究成果報告	
--	---	--	--

		書としてまとめるだけではなく、研究成果が効率的・効果的に定着するために、対象者の立場や状況を十分踏まえた上で、戦略的にかつきめ細かく研究成果の還元を行っている。 【他の基幹事業（研修、情報支援）との有機的連携＜その他の指標＞】 当研究所の基幹事業としては、研究活動の他に、各都道府県等における指導者養成などを行う「研修事業」や、特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援を行う「情報支援事業」を行っているが、これらの事業を実施するにあたっては、研究活動により得られた知見を反映させるとともに、研修事業及び情報支援事業を通じて収集された情報を踏まえた研究活動を行うなど、それぞれの基幹事業との有機的連携による事業運営を行っている。 例えば、国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性向上を目的とした、特別支援教育専門研修及びインクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会については、研究成果による知見などを研修内容に反映し、これらを含め学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施している。また、各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援として行っている、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの内容についても、研究活動によって得られた研究成果を反映している。 情報支援事業では、当研究所のホームページから発信する内容や、ガイドブック、パンフレット、リーフレットなどの各種資料、特別支援教育推進セミナーなど、から	
--	--	--	--

	⑨ 研究成果の活用度調査の改善と実施	発信されるあらゆる情報について、研究活動での研究成果を反映し、信頼のおける情報として、情報発信、情報支援を行っている。 【研究成果の普及＜その他の指標＞】 各障害種別研究班においては、令和５年度の研究を進める過程で、研究協議会やセミナー等の実施の際に、これまで研究班で取り組んできた研究成果を紹介し普及するとともに、研究成果物に関する意見や活用方法についても情報収集を行った。 令和５年度に終了した重点課題研究の成果は、今後、当研究所のホームページへの掲載、当研究所の研修事業での活用、オンラインセミナーでの紹介、ガイドブックやリーフレットの作成・配布等による普及を予定しているが、令和５年度においても、研究所セミナー、学会、関係雑誌、関係団体の会議等において報告し普及を図った。 【研究成果のコンパクト化＜評価の視点＞】 ※令和３年度実績評価時の主務大臣指摘及び令和４年度実績評価時の有識者からの意見 今後の研究成果の普及・活用の充実に向けて、令和４年度に終了した研究課題においては、「通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究」の成果を「教科指導上の個に応じた配慮の観点」のパンフレットにまとめ、活用しやすい成果物を作成する、研究成果をコンパクトに整理する等の有識者からの指摘事項にも対応した。 【ニーズを踏まえた研究課題の策定＜評価の視点＞】	
--	---------------------------	--	--

	令和5年度は、次のような内容で調査を実施した。 (調査期間) 令和6年3月6日～令和6年3月29日 (調査内容) 令和2年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集、研究成果報告書、リーフレット、ガイドブック等の28の研究成果物の現場における活用等について (調査対象) 都道府県等教育委員会、特別支援教育センター、教育センターの計744機関 (結果) 270件の回答(回収率は36.3%)があった。主な結果は、以下のとおりである。 19の研究成果物のうち、一つ以上の成果物について、 「よく活用した」と回答した機関の割合は35.6%、 「活用したことがある」と回答した機関の割合は80.7%であった。 また、 「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した研究成果物が一つ以上ある機関の割合は83.3%、 「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した研究成果物の数が4以上ある機関の割合は61.5%であった (6割以上の機関が少なくとも4つの研究成果物を「よく活用した」ないしは「活用したことがある」と回答)。 「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した機関の割合が最も高かった成果物は「知的障害特別支援学級の授業づくり『すけっと』がお助けします！(リーフレット)」であり、63.3%、続いて「発達障害のある子供の教育に関わる全ての教員の皆様へもしかして、それ…二次的な障害を生んでいるかも…？(リーフレット)」であり、63.3%であった。	※令和3年度実績評価時の主務大臣指摘及び令和4年度実績評価時の有識者からの意見 令和6年度に開始する新規研究課題の策定に当たっては、都道府県・市町村教育委員会等へのニーズ調査結果はもとより、主務大臣からの指摘事項や有識者の意見等も踏まえ、文部科学省との連携のもと決定した。 その結果、キャリア・パスポートの効果的な活用事例を紹介して欲しいとの意見が多数あったことから、令和6年度には、特別支援学校におけるキャリア・パスポートの効果的な活用について提案することを目的とした「キャリア教育」についての重点課題研究を開始することとした。 【研究成果の活用度＜定量的指標＞】 研究成果の活用度について、研究成果報告書、研究成果報告書サマリー集に加えてリーフレット、ガイドブック等の研究成果物を含めた活用状況の調査を行っている。 その調査結果では、全19の成果物のうち、最も多く利用された成果物は回答機関の63.3%が「よく活用した」・「活用したことがある」との回答を得ている また、別の調査項目で、少なくとも一つ以上の成果物について 「よく活用した」と回答した機関は35.6%、 「活用したことがある」と回答した機関は80.7%、 「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した成果物が一つ以上ある機関の割合は<u>83.3%</u>(目標値に対して138.8%)であった。	
--	---	---	--

	ット)」が 61.1%、「インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブックー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー（ガイドブック）」が 60.0%であった。 ⑩ 活用方法調査の実施 研究成果の質的充実を図る観点から、活用度調査の際に併せて研究成果の活用方法についての記述も求めている。そこでは、施策の検討の際に参照したり、研究の実施に際して参考にしたりしている等の回答が得られた。また、教員や市町村教育委員会の指導主事に対する研修において活用したり、それらに基づいて情報提供を行ったりしているとの回答が多くあった。さらに、「就学時健診時等において、入学説明会や特別支援教育理解のための説明会の資料に活用した。」という就学時健診等や医療との連携において活用しているとの回答もあった。	【活用方法調査の実施（活用度調査の改善）＜評価の視点＞】 ※令和３年度実績評価時の主務大臣指摘及び有識者からの意見 令和３年度実績評価時に主務大臣から「研究の活用方法についても把握するなど、質的な側面の充実に努めること」との指摘や、有機者からも「今後（どのように活用されたのか）を捉えることで、さらなる活用充実が図れることが望まれる」との指摘を踏まえ、今回実施した活用状況の調査においても、引き続き研究成果の活用に関して、定量的な側面だけでなく、活用の方法についても調査を実施した。 その結果、就学時健診時等において、入学説明会や特別支援教育理解のための説明会の資料に活用した等、活用の具体例を得ることができた。 以上、重点課題研究及び障害種別特定研究の着実な進捗と、これまでの終了課題に関する研究成果の活用度や研究成果の還元において成果を上げ、高い水準で目標を達成したほか、都道府県・市町村教育委員会等へのニーズ調査結果や、主務大臣からの指摘事項等にも十分に対応していると考え。 ＜課題と対応＞ 研究成果の活用については、定量的指標を達成した。	
--	--	--	--

		一方、最も活用された成果物の活用度の数値が令和4年度の70%台から、令和5年度は60%台となり、令和3年度以前の数値と同等の割合となった。このことから、引き続き、できるだけ多くの成果物が、より活用されるように、当研究所が主催する研修方法の工夫・改善を行うとともに、学校現場でより活用しやすい成果物の作成・普及を図っていく。特別支援教育センターや学校での研修において、研修内容や研究の根拠となる調査データなどの研究成果や、学校現場で活用しやすいリーフレットやガイドブック、実践事例集等の研究成果物の提供を一層行っていく。	
(2) 評価システムの充実による研究の質の向上 ＜主な定量的指標＞ - 外部評価において、全ての研究において、研究終了時に高い評価（5段階評価で4以上）を得る。 ＜その他の指標＞ - 研究区分の特性に応じた評価システムを構築し、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定等を行い、評価システムの改善を図る。また、PDCA サイクルを重視して評価システムを運用したか。 ＜評価の視点＞ —	＜主要な業務実績＞ ① 内部評価と外部評価 内部評価として、令和5年10月に中間評価、令和6年3月に最終評価・中間評価、計2回実施した。外部評価は、当研究所の運営委員会に置く外部有識者で構成される外部評価部会において最終評価・中間評価として以下のとおり行った。 ＜期間＞ 令和6年4月18日～令和6年5月24日 ＜対象課題＞ 【評価対象課題】 - 重点課題研究1課題 【中間評価対象課題】 - 重点課題研究3課題 - 障害種別特定研究1課題 ＜評価方法＞ 最終評価については、A+、A、B、C、C-の5段階で評価を実施した。	＜根拠＞ 【外部評価結果＜定量的指標＞】 令和5年度に実施した重点課題研究4課題、障害種別特定研究1課題の計5課題について、内部評価及び外部評価を実施した。 外部評価において、<u>最終評価対象課題1課題がA+</u>で、中期目標で示された指標での高い評価（全ての研究において、研究終了時に高い評価（5段階評価で4以上）を得る）となった。 このA+の評価が得られた研究（「高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究」）では、高等学校に対する全国調査と共に、進路先や連携先等、関連機関に関する全国調査も実施しており、加えて訪問調査も実施しており、それらによる膨大な量的・質的調査結果に基づいて、非常によく整理されたかたちで研究成果を示していること、また、それらの調査に基づいて、研究期間内にガイド	

	中間評価については、進捗状況の評価を行うとともに、研究課題の意義、及び評価時点までの研究結果や研究の進め方等について優れている点等の特記事項について、記述式で評価を行った。また、令和6年度に向けた改善策や充実につながる方策についての意見を記述式で求めた。 ＜評価結果＞ 最終評価対象の下記1課題については、A+との評価を得た。 ・ 高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究 中間評価では、対象の4課題において、進捗状況については、2課題（「共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－」及び「肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究」）について、評価を担当した3人のうち1人の委員より「実施計画通りに進捗している（加えて特記すべき優れた点がある）」との評価であった。 また、それ以外は、全ての課題において、「実施計画通りに進捗している」又は「概ね実施計画通りに進捗している」との評価であった。 さらに、研究課題の意義や特記事項として、特に、次のような評価があった。 ・ 文献調査の分析手続きにおいて、学習指導要領解説総則編の観点を援用し整理されたことは、特別支援学校の教育課程編成に関わる問題点がより一層明確になり、今後の取組の方向性を示唆するものになった。状況調査もほぼ同じ項目（観点）で整理されており、現在の到達点と課題がわかりやすく可視化されたと考える。（「特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究」） ・ 共生社会の形成は、日本社会が掲げる大きな目標であり、そのためのインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育システムの推進と発展は重要である。その特別支援教育において、次世代の担い手を育成するための障害者理解の教育は欠かすこと	ブックの作成までを行っていること、ガイドブックを含めて教育現場等における研究成果の活用可能性が非常に高いこと等、中間評価における指摘事項を踏まえて研究内容を充実させたことが高い評価となった。 また、研究力向上については、年間2回開催した研究職員の研究力向上に向けた所内セミナーも効果的であったと考える。 中間評価対象課題4課題については、2課題において、評価を担当した3人のうち1人の委員より「実施計画通りに進捗している（加えて特記すべき優れた点がある）」との評価であった。また、それ以外は、全ての課題において、「実施計画通りに進捗している」又は「概ね実施計画通りに進捗している」との評価であった。 【評価システムの充実＜その他の指標＞】 内部評価及び外部評価ともに、評語による評価だけでなく、研究の改善・充実のための方策など、記述による評価を多く取り入れるなどの改善を図り、評価が、令和6年度以降の研究活動や最終的な研究成果の充実に一層つながるものとなるよう工夫した。実際に令和4年度開始直後に実施した中間評価における記述による評価が、研究の改善・充実、最終評価における目標達成につながったものとする。 評価結果は、理事長がそれぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックするなど、PDCAサイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。 ＜課題と対応＞ 評価項目、方法については、今後も、他の独立行政法人	
--	--	--	--

	のできない内容である。本研究は、上述の国の政策を実現すべく、教育現場等でより効果的实践が求められている障害者理解に関わる課題の推進や解決に寄与できる研究として評価できる。（「共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－」） 次年度に向けた改善策や充実につながる方策については、特に、次のような意見があった。 ・ 自閉・情緒学級の増設が著しい地区があったり、通級指導学級の多い地区があったりなど、自治体や地域、学校による実態は大きく異なっている。そのことを踏まえた事例抽出となるよう2年目の研究計画を進めてほしい。学校現場として、活用できる資料が示されることを期待する。（「多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究」） ・ 自立活動の指導における活用については、指導目標や指導内容の妥当性を含めて指導実践の現状を把握し考察することが重要であり、本研究の成果を教育現場へ還元する際にも不可欠な視点になると考える。（「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」） ② 先端的・先導的研究の評価 先端的・先導的研究について、定期的な参与との面談を通して、研究計画、内容に関する助言を得て適宜改善を図るとともに、1月の役員ヒアリング及び3月の所内研究成果等共有会において、1年間の研究の経過と成果、今後の課題等について報告・共有及び意見交換を行い、研究実施計画の充実を図った。 ③ 外部資金研究等の評価 外部資金研究等に関して、所内の研究成果普及部会において、各研究の成果や意義、普及方法について討議した。その討議結果については所	等の評価システムを定期的に確認しつつ、研究の種類、研究課題の目的、評価時期等に相応しいものを採用するなど、評価システムの充実を図ることとしている。	
--	--	--	--

		内で共有するとともに、NISE 研究レポートを作成して、運営委員会へ報告し、成果の意義や普及方法について意見をもらった。		
--	--	--	--	--

注4) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
予算額と決算額の差が 10%以上であるが、研究活動に従事する人員数の減少があったことが大きな要因である。

※評定に至った理由の定型文（評価基準 p16 より作成） →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：

（上記定型文のあとに） 自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：

（上記定型文のあとに） 自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、さらなる改善を期待したい。

自己評価 B→大臣評価 B の場合：

（上記 B 評定の定型文のあとに） 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成		
業務に関連する政策・施策	〇〇基本計画 政策目標〇 施策目標〇	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 ポストコロナ社会において、ICTを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講者の参加率	80%以上	—	113.3%	99.5%	100.2%			予算額（千円）	250,015	233,096	227,438		
研修受講者の 研修修了後における指導的 役割の実現状況	80%以上	97.2%	98.6%	98.2%	98.9%			決算額（千円）	215,860	230,032	209,830		

	研修受講者が 事前に設定し た自己目標の 研修修了直後 における実現 状況	80%以上	—	91%	90.5%	91.2%			経常費用（千円）	217,428	231,685	220,018		
	講義配信の自 治体の団体受 講登録割合	中期目標 期間終了 までに、 80%以上	—	44.7% （令和 3 年度計画 値：40% 以上）	53.2% （令和 4 年度計画 値：50% 以上）	72.3% （令和 5 年度計画 値：60% 以上）			経常利益（千円）	△1,121	2,584	△2,153		
	講義配信の受 講登録数	中期目標 期間終了 までに、 8,000 人以 上	7,174 人	11,012 人 （令和 3 年度計画 値：8000 人以上）	13,476 人 （令和 4 年度計画 値：11,000 人 以上）	18,239 人 （令和 5 年度計画 値：14,000 人 以上）			行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	—		
	免許法認定通 信教育及び免 許法認定講習 による単位取 得者数	中期目標 期間終了 までに、 4,000 人以 上	1,321 人	1,336 人 （令和 3 年度計画 値：800 人 以上）	1,771 人 （令和 4 年度計画 値：800 人 以上）	2,307 人 （令和 5 年度計画 値：800 人 以上）			行政コスト（千 円）	217,812	231,685	220,018		
									従事人員数	15	16	15		

注 1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 2）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 3）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中期目標、中期計画、年度計画														
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価											
	主な業務実績等	自己評価	評価											
(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ＜主な定量的指標＞ - 受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上 - 研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上 - 研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上 ＜その他の指標＞ - 国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながら PDCA サイクルと十分に機能させる取組を行ったか。 ＜評価の視点＞ - 前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ ① 「研修指針」に基づく研修の実施 当研究所の研修は、第 5 期中期計画に沿って、研修の背景・必要性、研修の基本方針や実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定（令和 3 年 4 月）し、それに基づいて実施している。 研修の参加率については、特別支援教育専門研修では募集人員 210 名に対し研修受講者数は 192 名、参加率は 91.4%、インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会では募集人員 220 名に対し研修受講者数は 239 名、参加率は 108.6%となり、研修事業全体では 100.2%の参加率であった。 イ 特別支援教育専門研修について インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、専門性や指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める研修を年度計画どおり実施した。 第一期（5 月 8 日～7 月 7 日） <table><tr><td>視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース</td><td>59 名</td></tr><tr><td>視覚障害教育専修プログラム</td><td>17 名（特 17）</td></tr><tr><td>聴覚障害教育専修プログラム</td><td>14 名（特 13、小 1）</td></tr><tr><td>肢体不自由教育専修プログラム</td><td>22 名（特 22）</td></tr><tr><td>病弱教育専修プログラム</td><td>6 名（特 6）</td></tr></table> 第二期（9 月 6 日～11 月 10 日）	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース	59 名	視覚障害教育専修プログラム	17 名（特 17）	聴覚障害教育専修プログラム	14 名（特 13、小 1）	肢体不自由教育専修プログラム	22 名（特 22）	病弱教育専修プログラム	6 名（特 6）	＜評価＞ 評価：S 主な定量的指標、その他の指標において所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られたものと考え る。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘 事項への対応も行っていることから、S 評価とした。 所期の目標・指標を顕著に達成している具体的な根拠 は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 【受講者参加率＜定量的指標＞】 深刻な教員不足などを背景に、教育現場等を一定期間 離れて、研修に派遣される環境は年々困難な状況が増し ている。特に、専門研修のように長期間（2 か月間）派遣 するものや、職場を離れ宿泊を伴う研修などへ、派遣さ せることは極めて困難な状況となってきた。 このような厳しい状況下にあって、受講者参加率を維持・向上させるため、研修カリキュラムの見直しにあた って、最新の研究成果を講義に取り入れるとともに、各 都道府県教育委員会等に対するニーズ調査及び受講者に 対するアンケート等を踏まえた、改善を行うなど学校現 場や教育委員会等にとってより魅力的な内容に改善し た。 また、実施形態についても、各都道府県教育委員会等	＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース	59 名													
視覚障害教育専修プログラム	17 名（特 17）													
聴覚障害教育専修プログラム	14 名（特 13、小 1）													
肢体不自由教育専修プログラム	22 名（特 22）													
病弱教育専修プログラム	6 名（特 6）													

	発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 65名 発達障害・情緒障害教育専修プログラム 58名 (特 11、幼 1、小 30、中 11、高 4、教委 1) 言語障害教育専修プログラム 7名 (特 1、幼 1、小 5) 第三期 (1月10日～3月14日) 知的障害教育コース 68名 知的障害教育専修プログラム 68名 (特 64、小 2、中 2) ロ インクルーシブ教育システムの充実に関する指導者研究協議会について 特別支援教育政策上の課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した次の3つの研究協議会1)～3)を、来所とオンラインを併用して実施した。 1) 特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実に目指し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導・支援を行う上で必要な ICT 活用について、指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、教育支援機器等の活用に関する専門的知識を深め、各地域における指導・支援の充実に図ることを目的に、来所とオンデマンドを併用して実施した。 (期日) a. オンデマンドでの関連資料及び動画の提供 令和5年7月20日(木)～8月31日(水) b. 集合型研修 令和5年7月27日(木)～7月28日(金) (受講者数) ・ 募集人員 70 名に対し、受講者数は 82 名であった。 ・ 募集人員に対する参加率は 117.1%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は 98.6%であった。	に対するニーズ調査を踏まえ、集合研修とオンライン研修とのベストミックスを視野に入れ、より派遣しやすい研修の運用を行った。 その結果として、研修受講者の募集人員に占める割合(受講者の参加率)は、<u>全体で 100.2%で(目標値に対して 125.3%)</u> あった。	
--	--	---	--

	2) 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等において高等学校における通級による指導に関わる体制整備や校内体制を推進する指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域の高等学校における通級による指導の充実を図ることを目的に、来所とオンデマンドを併用して実施した。 (期日) a. オンデマンドでの関連資料及び動画の提供 令和5年8月25日(金)～9月29日(金) b. 集合型研修 令和5年8月31日(木)～9月1日(金) (受講者数) ・ 募集人員70名に対し、受講者数77名であった。 ・ 募集人員に対する参加率は110.0%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は100%であった。 3) 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等において障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進を図ることを目的に、オンラインとオンデマンドを併用して実施した。 (期日) a. オンデマンドでの関連資料及び動画の提供 令和5年11月15日(水)～12月6日(水) b. オンライン会議システム(Zoom)を使用した研究協議会 令和5年11月22日(金) (受講者数)		
--	---	--	--

	・ 募集人員 80 名に対し、受講者数は 80 名であった。 ・ 募集人員に対する参加率は 100%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は 100%であった。 ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会について 全国特別支援学校長会と連携して、特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等の寄宿舎指導員による実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図ることを目的に、オンラインとオンデマンドを併用して実施した。 (期日) a. オンデマンドでの関連資料の提供 令和 5 年 8 月 18 日 (金) ～ 9 月 11 日 (月) b. オンライン会議システム (Zoom) を使用した研究協議会 令和 5 年 8 月 22 日 (火) (受講者数) ・ 募集人員 60 名に対し、受講者数は 82 名 (41 都道府県、1 国立大学法人、1 学校法人) であった。 ・ 募集人員に対する参加率は 136.6%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は 98.5%であった。 ニ 発達障害教育実践セミナーについて 文部科学省における「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」及び、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の協議内容等も踏まえ、教師の人材育成を担う都道府県・指定都市の教育委員会及び教育センターの研修担当の指導主事等を対象とし、通常の学級における発達障害教育の充実に向けた人材育成に関する取組の推進に寄与することを目的として実施した。 (期日)		
--	---	--	--

	Zoom ミーティング、YouTube による配信 令和6年1月25日(木) (テーマ) 「通常の学級における発達障害教育の充実に向けた展望と人材育成」 (参加機関数) ・ 募集定員 70 名に対し、全国の都道府県・政令指定都市教育委員会及び教育センター等から Zoom ミーティングで 95 件、YouTube ライブ配信で 126 件の接続があった。 ・ 実施後のアンケートでは、本セミナーが有意義であったとする肯定的な評価は 100%となり「パネルディスカッション、取組紹介では、本県でも課題となっていることについての話題であり、とても参考になった」等の肯定的な意見を多く得るなど各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上に寄与した。 ② 研修カリキュラムの見直し等について 特別支援教育専門研修及び各研究協議会においては、最新の研究成果を講義に取り入れる他、各都道府県教育委員会等に対するニーズ調査及び受講者に対する修了直後のアンケート等を踏まえ、研修の実施を担当した研究職員による検討会を実施し、翌年度以降の研修に反映させることとしている。 また、全ての研修において「令和の日本型学校教育」の実現、GIGA スクール構想など、特別支援教育を含む初等中等教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した内容となるようカリキュラムの見直しを図った。 (主な改善例) ・ 特別支援教育専門研修の「各障害種教育論」等の共通講義において、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを踏まえて、内容の見直しを行なった他、当研究所の研究成果や国の政策動向等、最新	【研修カリキュラムの見直し<その他の指標>】 研修のカリキュラムの見直しについては、常に最新の学術的な動向を踏まえて刷新を行っている。特に、当研究所の実施している基幹的な研究活動の研究成果を中心に、専門研修や協議会等の内容に反映することで、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施している。 また、国の政策動向を踏まえた対応として、全ての研修、協議会において、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」や「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」等で示された、特別支援教育を担う教師に求められる資質能力を踏まえてカリキュラムの見直しを行っている。	
--	--	--	--

	の調査結果を取り入れるなど、講義内容について随時見直しを行った。 ・ GIGA スクール構想を踏まえた ICT の活用に関しては、ICT 活用に関わる指導者研究協議会において、クラウドサービスを用いた情報共有ツールを研究協議の中に取り入れるなどの充実を図った。また、特別支援教育専門研修において、共通講義及び専門講義において、ICT 活用実践演習室を活用した講義・演習など、ICT 活用に関する内容を扱う講義・演習を充実した。 ・ 受講者が指導者として活躍できるよう、共通講義「研修の企画・運営の方法」において、グループ協議を行った上で自己目標を考えさせるなど、協議・演習の構成を工夫した。また、研修終了時の「研修のまとめ」において、設定した自己目標に対する評価を行い、今後の課題を整理したり、研修成果の具体的な還元方法（アクションプラン）を考え、スクールリーダーとしての役割を意識づけたりする内容を工夫して実施した。 ・ 教育データの利活用や調査研究及び校内研究の推進などに必要な研究・分析能力の向上を図ることを目的とした講義は、集合研修期間中に設定し、パソコンを用いた演習によって理解を深めるよう工夫した。 ○ 「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方について 特別支援教育専門研修の目的にあるように、障害種別のスクールリーダーの専門性向上に関する資質として、学校内で取り組む実践研究を推進する力が求められる。校内における実践研究を推進するに当たって、最新の研究成果・知見を研修に反映することや、より確かなエビデンスに基づいて教育課題を解決し、教育効果を高めることが重要になる。 ポストコロナ社会における ICT の活用や一層のオンライン研修の充	教育実践の喫緊の課題に対応する観点からも、令和 4 年度の参加者アンケート等を参考に内容の見直しを行った。 さらに、オンデマンドでの関連資料及び動画の情報提供を事前に行うことや受講者同士の協議の時間を多く設ける等、協議会の進め方を工夫してオンライン研修における充実を図り、研修成果をあげる工夫を十分に行った。 【集合研修とオンライン研修とのベストミックスの検討＜評価の視点＞】 ※令和 3 年度及び令和 4 年度実績評価時の主務大臣指摘 主務大臣による指摘事項である「集合研修とオンライン研修とのベストミックス」の検討に関して、専門研修については、各期とも 6 週間のオンライン研修と、基本的な感染症対策を行いながら、3 週間の集合・宿泊研修を組み合わせて実施した。集合・宿泊研修においては、当研究所内の機器や設備を活用した実習等を交えた専門講	
--	---	---	--

	実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方について検討を進め、当研究所の強みを生かした研修体系を構築することが必要である。そのため、当研究所のリソースを活用した研修や近隣の研究機関・関係機関の協力を得て実施する研修等、他の研修施設で行う研修では得られない研修効果が上がるもの（「ラボ型研修」）を検討し、実施していくこととしている。 ラボ型研修として想定している活動は、専門講義を中心として実施することとなるが、各障害種の専修プログラムでの検討の他、共通講義においても研究力の向上に関する講義を設けるなど、各内容相互の関連を重視しながら、第5期中期目標期間におけるカリキュラム編成基準を検討し、内容面の充実を図ることとした。	義や研究協議の他、近隣の関係機関等と連携した実地研修など、来所による研修効果が高まるよう、「ラボ型研修」として想定している内容の充実を図り、実施した。 具体的には、集合型研修において、他の研修施設等にはない研修効果が得られるような活動を想定し、専門研修において障害種ごとの各専修プログラムにおいて検討した。例えば、ICT 活用実践演習室（あしたの教室）などを活用した実習等を交えた専門講義、研究協議、課題研究や、久里浜特別支援学校をはじめとした近隣の研究協力機関等での実地研修などである。 特別支援教育における研究では、研究対象とする実態や意識をはかる質問紙調査等の調査研究や、教育指導法等に関する事例研究など、量的研究から質的研究までの様々なデータを扱うことが多い。そのため、統計の読み方や調査実施と分析の基本、留意を要する倫理等について解説し、実習を通してデータの活用に関する理解を深める講義・演習を取り入れた。 また、感染症対策を施した研修実施の在り方として、受講者本人に感染が生じた場合に、研修参加の可能性や、学校現場への影響を回避する取組についても検討してきた。例えば、専門研修については、全体の研修期間9週間のうち、最初の3週間はオンラインにより実施し、その後、3週間は当研究所での集合・宿泊研修とし、またその後の最終3週間は、勤務地の地域に再び戻ってオンラインにより実施した。 このことにより、研修受講前（又は開始当初）に感染した場合には、感染による自宅療養期間を、オンライン研修期間が吸収することで、集合・宿泊研修が直ちに開始された場合と比べて、研修に参加の可能性を広げること	
--	---	---	--

		ができる。また、集合・宿泊研修での感染した場合においても、その後にオンライン研修期間を設定することで、感染による自宅療養期間を吸収し、学校現場に与える影響を回避することが期待できる。 【教員育成指標と NISE 学びのアシスト＜評価の視点＞】 ※令和 3 年度実績評価時の主務大臣指摘 主務大臣の指摘事項として「教員育成指標の内容等と研究所が開発している学習コンテンツの関連付けを整理し、それに沿って質の高い学習コンテンツを継続的・計画的に作成・提供すること。また、教師が自己の専門性の状況を確認できるツールの開発について検討を進めること」また、「活用事例を含めた研修の手引きを作成すること」を踏まえ、当研究所では、①教員育成指標に応じた学習コンテンツの整理及び充実、②各段階に求められる資質能力の自己評価ツールの開発、③活用事例を含めた「研修の手引き」の作成などを、総合的、有機的に行い、教師の学びを支援する「NISE 学びのアシスト」の取組を進めている。 また、この取組については、教職員支援機構が運営を予定している「教員研修プラットフォーム」の取組とも連携することとしており、運用開始にむけて、当研究所側では、平成 30 年 4 月以降に作成した比較的新しい 97 コンテンツについて、コンテンツごとに「理解度チェックテスト」を付加するなど、準備を計画的に進めている。現在、教職員支援機構の準備を待っているところである。 こうした取組は、今後の我が国の教員政策にとって、特別支援教育分野においてナショナルセンターとして重	
--	--	---	--

	③ 国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について 教職員支援機構との共催として、「共生社会を実現する教育研究セミナー」を実施した。検討会議では、セミナーの目的や受講対象者を踏まえて必要な講義や演習、取組事例、講師候補等について検討した。また、教職員支援機構が実施する教職員等中央研修におけるインクルーシブ教育の推進に関する講義について、当研究所から講師を派遣するなどの連携を行った。 また、基幹事業に加えて、他の３法人との連携による関連の取組としては、「新規採用職員研修」や「独立行政法人制度研修」「働き方改善研修」について、４つの独立行政法人が連携・協働した形で、集合及びオンラインにより実施した。	要な役割・取組の基礎となるものと考ええる。 【他法人との連携＜評価の視点＞】 ※令和３年度実績評価時の有識者からの意見 有識者からの意見である「国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との実効性のある連携」を踏まえ、令和４年度に教職員支援機構と初めて共催として、「共生社会を実現する教育研究セミナー」を実施した。令和５年度においては、国立女性教育会館が次年度計画検討会に加わっている。 「共生社会を実現する教育研究セミナー」は、近年、小・中・高等学校の通常の学級においても、通級による指導を受けている児童生徒が増加している状況であることや、令和４年の文部科学省の調査において小・中学校の通常の学級に一定の割合で発達障害の可能性のある児童生徒が在籍しているという結果が示されたことを踏まえて、「令和の日本型学校教育の構築」を目指して実施するものである。セミナーでは、今後の特別支援教育の在り方を確認するとともに、全ての教師に求められる障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力を伸ばすことや、通常の学級における特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に関する理解等を学ぶことで指導力の向上を図るための講義・演習・協議等を行った。 その他関連する取組として、「新規採用職員研修」や「独立行政法人制度研修」「働き方改善研修」について実施している。 また、「NISE 学びのアシスト」の取組については、教職員支援機構が運営を予定している「教員研修プラットフォーム」の取組とも連携することとしており、運用開	
--	---	--	--

		始にむけて、当研究所側では、平成 30 年 4 月以降に作成した比較的新しい 97 コンテンツについて、コンテンツごとに「理解度チェックテスト」を付加するなど、準備を計画的に進めている。現在、教職員支援機構の準備を待っているところである。(再掲) 4 法人の目的・事業内容は、一部近似性があるものの対象や目的は様々であり、それぞれのミッションを果たすための共通した事業を企画・立案することが困難である。また、4 法人の所在地はいずれの法人においてもそれぞれが離れた地にあり、協働・連携により実施した場合、効率性において、あまり効果が期待しにくい条件である。 そのような厳しい条件下においても、4 法人が定期的に協議を行い、4 法人相互の有機的な連携を図るための取組の可能性を追求しながら取組を進めてきたところである。 【受講者の指導的役割実現状況＜定量的指標＞】 研修カリキュラムの見直しにあたっては、国の政策課題や最新の動向や最新の研究成果を取り入れるとともに、各都道府県教育委員会等に対するニーズ調査を踏まえた充実を行うなど、国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性向上を念頭においた改善・充実を図っている。 (特別支援教育専門研修) <u>特別支援教育専門研修の研修修了 1 年後を目途に</u>、研修内容・方法等の改善・充実と研修受講後の受講者の各地域等における指導的役割の実現状況の把握を目的に、受講者の任命権者である教育委員会、受講者の所属長(学	
	④ 教育委員会等や受講者に対するアンケート調査 1) 特別支援教育専門研修の修了直後における自己目標の実現状況 令和 5 年度特別支援教育専門研修受講者の研修修了直後における自己目標の実現状況(「十分に達成できたと思う」、「達成できたと思う」のいずれかに回答した割合)は、第一期は 93.2%、第二期は 89.2%、第三期は 91.2%、全体では 91.2%であった。 また、修了直後アンケートでは、「研修プログラムが指導者養成研修として適切であるかどうか」について聞いているが、「とても適切である」又は「適切である」と回答した割合は、第一期は 100%、第二期は 100%、第三期は 100%の「適切である」という結果であった。 2) 特別支援教育専門研修及びインクルーシブ教育システムの充実に		

	関わる指導者研究協議会修了1年後アンケート調査における指導的役割の実現状況 特別支援教育専門研修の研修修了1年後を目途に、研修受講後の受講者の各地域等における指導的役割の実現状況の把握を目的に、アンケート調査を行った。令和4年度特別支援教育専門研修受講者について、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は98.9%であった。 インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会及び交流及び共同学習推進指導者研究協議会）について、各研究協議会受講者、受講者の所属長及び受講者の任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後アンケート調査を実施した。 その結果、3つの研究協議会全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者（「とてもそう思う」、「そう思う」のいずれかに回答した割合）は95.9%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長（「とてもそう思う」、「そう思う」のいずれかに回答した割合）は98.6%、受講者が指導的役割を実現できていると考える教育委員会（「とてもそう思う」、「そう思う」のいずれかに回答した割合）は96.3%であった。	校長等）及び研修修了者本人に対し、アンケート調査を実施している。 <u>教育委員会に対する結果</u>では、「受講者が指導的役割を実現できている」と考える教育委員会は<u>98.9%</u>（目標値に対して<u>123.6%</u>）と、目標値である80%を超える結果となった。 特別支援教育専門研修においては、研究協議や課題研究、実技・実地研修など、受講者自身が抱える課題や自らが設定した目標を自己実現できることを意識した内容の改善・充実に図ったことによる結果である。 <u>受講者の所属長（学校長等）に対する結果</u>では、「研修成果を教育実践等に反映できている」と考える所属長（学校長等）は<u>100%</u>であった。 また、<u>研修修了者本人に対する結果</u>では、研修成果を教育実践等に反映できていると考える研修修了者本人は<u>97.9%</u>であった。 このことから、研修修了後1年以上経過した段階においても、研修効果が持続しているとともに、研修成果が確実に定着し、教育実践で生かされており、その結果、特別支援教育の質的向上に寄与していることが確認できる。 （指導者研究協議会） インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会においても、専門研修でのアンケートと同様の目的で、<u>指導者研究協議会修了1年後を目途に</u>、受講者の任命権者である教育委員会や、受講者の所属長（学校長等）、協議会受講者本人に対し、アンケート調査を実施している。 <u>教育委員会に対する結果</u>では、3つの研究協議会全体	
--	---	---	--

		を通して、「受講者が指導的役割を実現できている」と考える教育委員会は <u>96.3%</u>（目標値に対して <u>120.3%</u>）と、目標値である 80%を超える結果となった。 インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会においては、国の政策課題に係る最新の情報提供・伝達や、研究協議のテーマとして教育現場が抱える喫緊の課題を設定するなど、研修カリキュラムの不断の見直しを行っていることによる結果である。 <u>受講者の所属長（学校長等）に対する結果</u>では、「研修成果を教育実践等に反映できている」と考える所属長（学校長等）は <u>98.6%</u>であった。 また、<u>協議会受講者本人に対する結果</u>では、研修成果を教育実践等に反映できている」と考える受講者は <u>95.9%</u>であった。 このことから、専門研修と同様に指導者研究協議会においても、研修修了後 1 年以上経過した段階において、協議会の効果が持続しているとともに、成果が確実に定着し、教育実践で生かされており、その結果、昨今の学校をとりまく諸課題に迅速に対応するとともに、特別支援教育の質的向上に寄与していることが確認できる。 【受講者の自己目標実現状況＜定量的指標＞】 特別支援教育専門研修の受講者は、<u>研修当初に「研修の企画、運営方法」の講義・演習の中で、「この研修で目指すもの、私の目標」の設定を行い、研修修了時に自己評価</u>を行っている。 その結果、特別支援教育専門研修における自己目標の実現状況の達成度は <u>91.2%</u>（目標値に対して <u>114%</u>）と、目標値である 80%を超える結果となり、目標を達成し	
--	--	---	--

		た。 自己目標の設定の例としては、「使用者を高等部第1学年担当の教員と想定し、高等部入学時の実態把握がスムーズに行うことができ、適切な目標設定のために役立つものとなるよう、行動観察による実態把握のチェックリストの試案を作成する」や、「各教科等を合わせた指導で行われる学習内容を教科の視点から整理するための単元計画シートを作成する」など、より具体的で実践的な内容を掲げて取り組んでおり、その結果として、研修修了1年後のアンケート結果においても、高い水準で研修成果が教育実践等に反映する結果につながっている。 <課題と対応> GIGA スクール構想の下での ICT 活用など、新たな教育課題へ迅速に対応できるよう研究成果を十分に研修に反映させることが必要となってきた。このため、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び外部有識者の参画を得て研修企画会議を行ったり、受講者や教育委員会等のアンケートを基にカリキュラムの改善を図ったりする等、PDCA サイクルを十分に機能させて不断の見直しを行い、今後も、教育政策や教育現場の動向、感染症の状況等に対応した研修事業として実施していく必要がある。	
(2)各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 <主な定量的指標> 講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに都道府県の80%以上（令和5年度計画	<主要な業務実績> ① インターネットによる講義配信 イ 講義コンテンツの充実 都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義配信	<根拠> 【講義コンテンツの充実<その他の指標>】 「新たな教師の学びの姿」として、個別最適な学びの実現のみならず、協働的な学びを実現していくことが必	

値：60%以上) - 講義配信の受講登録数中期目標期間終了までに 8,000 人以上（令和 5 年度計画値：14,000 人以上） - 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数中期目標期間終了までに 4,000 人以上（令和 5 年度計画値：800 人以上） <その他の指標> - 講義コンテンツについての計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信を行ったか。また、利用者のアンケート調査等を基に内容及び運用の改善を図ったか <評価の視点> - 前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	「NISE 学びラボ」を運用している。配信する講義コンテンツは、「特別支援教育全般」、「障害種別の専門性」、「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」の三つに分類し、さらに「特別支援教育全般」では、インクルーシブ教育システム関連、各学びの場における教育、役割と連携等に細分類して提供したり、職能や校種別等、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムを例示したりするなど、利用者の便宜を図っている。 令和 5 年度は、「NISE 学びラボ」を活用した集合研修・演習の提案を行うとともに、既存コンテンツの内容を最新情報に更新するなど、計画的な整備を図り、令和 5 年度末現在、「特別支援教育全般」52 コンテンツ、「障害種別の専門性」94 コンテンツ、「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」28 コンテンツの計 174 コンテンツを視聴可能とした。 また「学びのアシスト」の一環として、「NISE 学びラボ」の講義コンテンツを視聴した教師が、講義内容の理解を自己評価するためのツールである「理解度チェックテスト」について、作成年度が新しい 97 のコンテンツを実装した。 ロ 広報活動の実施による登録者数の増加 インターネットによる講義配信について、「これから教員になる人」を対象にしたリーフレットを新たに作成し、既存のリーフレットと合わせて日本教育大学協会評議会、各教育委員会及び教育センター等に配布するとともに、当研究所のメールマガジン、LINE への掲載、学校教育関係雑誌への積極的な投稿を行うなど幅広く広報を行った。 また、当研究所の職員が出張する際に当研究所の広報資料を普及することとしており、NISE 学びラボや免許法認定通信教育の広報資料を配布する取組を行っている。 さらに、各都道府県教育委員会及び教育センターを対象としたアンケート調査結果や研修の実施形態・研修評価の考え方、「NISE 学び	要である。そこで、講義コンテンツの充実の取組として、新たに集合研修・演習で活用できるコンテンツの作成や活用方法を提案するとともに、これまでのコンテンツの更新等を行い、174 コンテンツを視聴可能とした。 また、「NISE 学びラボ」を活用した研修企画の方法等を示した令和 4 年度作成の「研修の手引き（試案）」について、各都道府県教育委員会及び教育センターとの情報交換などを行い、正式版「研修の手引き」を作成すると共に、「学びのアシスト」の一環として、「NISE 学びラボ」97 コンテンツに対して、「理解度チェックテスト」を実装した。 【講義配信の自治体登録数＜定量的指標＞】 教師の任命権者である教育委員会においては、その任命に係る教師の包括的な人材育成に責任があり、教員研修計画に基づき、体系的・計画的で持続的な資質向上の推進体制を整備することが求められる。その際、働き方改革の側面からのオンラインの活用も考慮しつつ、効果的・効率的な研修実施体制を整えることが重要である。これらの背景から各教育委員会での講義配信コンテンツ活用のニーズが高まってきている。 この機運に乗じて、インターネットによる講義配信のリーフレット・研修の手引きを各教育委員会、教育セン	
---	--	---	--

	ボ」の活用事例、集合研修・演習で活用できるよう新たに研修コンテンツの提案等を掲載した「研修の手引き（試案）」を作成し、それをもとに各都道府県教育委員会及び教育センターとの情報交換会の開催、新たなアンケートによる調査を実施するなど幅広く意見・要望を収集し、「研修の手引き」の正式版を作成・刊行し周知を行った。 これらの取組の結果、令和５年度（令和６年３月末時点）は、登録者数 18,239 人となり、令和５年度の目標を達成した。また都道府県の教育委員会、教育センターの登録も 34（72.3%）となった。	ター等に配布し、情報交換会などを開催するとともに、当研究所のメールマガジン、LINE などへも掲載し幅広く広報を行った結果として、<u>自治体(都道府県)登録数は 34</u>（令和５年度目標値 60%以上の都道府県で登録に対して、<u>登録率 72.3%</u>）となり、高いレベルで目標値を達成した（<u>目標値に対して 120.5%</u>）。 【講義配信の受講登録数＜定量的指標＞】 配信する講義内容は、その時代の特別支援教育政策や教育現場のニーズが反映されるよう計画的な整備を図り、教師の個別最適な学びが実現できるように整えた。これらの情報を逐次当研究所のホームページ等に掲載するとともに、各校長会等にて周知した。また、インターネットによる講義配信のリーフレットを各教育委員会、教育センター等に配布するとともに、当研究所のメールマガジン、LINE などへも掲載し幅広く広報を行った。 その結果として、教員の資質向上支援については、すでに中期目標の指標である 8,000 人以上を達成し、さらに令和５年度計画では 14,000 人の登録者数を計画したところ、これに対し、<u>講義配信登録者数が 18,239 人</u>となり、高いレベルで目標を達成した（<u>目標値に対して 130.3%</u>）。 【「NISE 学びラボ」活用度の向上＜評価の視点＞】 ※令和４年度実績評価時の有識者からの意見 有識者からの意見である「高校教員の受講やアクセスについてはまだまだ少ないと見受けられ、活用度を上げることは課題である。」を踏まえ、高等学校向けのコンテンツの充実を図りつつ、全国定時制・通信制高等学校長	
--	---	---	--

	② インターネットによる免許法認定通信教育の実施 令和５年度は、前期（令和５年５月～９月）に「視覚障害児の教育課程及び指導法」（１単位）及び「聴覚障害児の教育課程及び指導法」（１単位）を、後期（令和５年１０月～令和６年２月）に、「視覚障害児の心理・生理及び病理」（１単位）及び「聴覚障害児の心理・生理及び病理」（１単位）を開設した。 単位認定試験は、前期については令和５年９月１０日（日）に全国４６会場で、後期については令和６年２月４日（日）に全国４７会場で実施し、単位取得者は計２,２５７人となった。これにより、特別支援教育専門研修における免許法認定講習での単位取得者の５０人と合わせ、単位取得者の合計は２,３０７人となった。 新型コロナウイルスの位置づけは令和５年５月８日より「５類感染症」となったが、引き続き安全性の確保や受講者の利便性向上のため、令和５年度についても、受験者が存在する都道府県の全てに試験会場を設置し、県外への移動をなくすよう配慮した。また、試験会場においても受験者間に一定距離を置く、入場前の検温、適切な換気、アルコールによる消毒などを実施した。 さらに、障害のある受験者に対しては、以下のような配慮を試験の際に行った。	会や、全国高等学校長協会特別支援学校部会等において広報を行い、周知を図った。また、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会において、「NISE 学びラボ」について PR し、個人登録を促した。その結果、高校教員の講義配信登録者数が、令和４年度末時点で５１３人から、令和５年度末時点では６１３人（１００人増）に増加した。また、高等学校の団体登録者数についても、令和４年度末時点で２３団体から令和５年度末時点では３３団体に増加した。 【単位取得者数＜定量的指標＞】 特別支援学校教諭免許状に関しては、特別支援学校の教師の免許保有率１００％を目指す国の方針や、特別支援学級等の特別支援教育に関わる教員に対する特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等の活用が奨励されている。当研究所の免許法認定通信教育については、これらの背景を踏まえ、広く広報を行っているが、令和４年度からは放送大学と連携したパンフレットを作成し、各教育委員会・学校等に対して、広く広報活動を行っている。また、コロナ禍以前は、試験会場を主要都市の他は受験者が１０人以上の都道府県にのみ設置していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止及び受験者の利便性の観点から、受験者が存在する都道府県の全てに試験会場を設置し、県外へ移動をしなくてすむよう配慮している。令和５年度においても、引き続き、受験者が安心して試験を受けられるよう新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類感染症に移行後も、同様の対応を実施している。 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による<u>単位取</u>	
--	--	---	--

	[視覚障害のある者への配慮の例] ・ 文字を拡大した問題用紙へのチェックによる解答 ・ ルーベの持参及び使用 ・ 試験時間の延長（1.3 倍（弱視）1.5 倍（盲）） ・ テキスト形式の試験問題を USB メモリに入れて出題 ・ パソコン上で解答し、USB メモリに入れて提出 [聴覚障害のある者への配慮の例] ・ 試験室内の前列、通路側に座席を設ける ・ 注意事項等の説明をメモにより伝達する ・ 試験開始と試験終了の合図について、近くで手で指し示して行う また、国の方針である特別支援学校教諭免許状保有率向上に寄与すべく、放送大学と連携した受講啓発パンフレット（令和 6 年度受講用）を作成し、各教育委員会や学校等に広く周知するとともに、学校教育関係雑誌への積極的な投稿を行った。	<u>得者数は年度計画の 800 人を大幅に超える 2,307 人であり、目標を高い水準で達成した（計画値に対して 288.4%）。</u>これらは、広報活動や受験上の措置が定着し効果を挙げてきた成果と考える。 【免許法認定通信教育の意義と放送大学との有機的連携＜評価の視点＞】 ※令和 3 年度実績評価時の主務大臣指摘 （受講者の利便性への配慮） 免許法認定通信教育の実施の運営に当たっては、受講者の利便性を考慮した運営を行っており、例えば、講義の実施方法としてオンデマンドによる方法で行っており、受講者の都合のよいタイミングで受講が可能とされていることや、単位認定試験の実施に際しては、全ての都道府県において試験会場を設置して実施しており、受講者の居住地・勤務地にかかわらず域内の場所で受験することができることとしている。 ※令和 4 年度実績評価時の有識者からの意見 （放送大学との有機的な連携） 特別支援学校における免許状の保有状況では、視覚障害及び聴覚障害においては、他の障害種に比べて保有率が著しく低い状況にある。このことは、これらの障害種については、教員養成課程や免許法認定講習の実施数が少ないことが要因である。 そのため、当研究所が有する専門性を活かして免許法認定通信教育として実施しており、毎年多くの受講者・単位取得者数の増加を実現している。また、あわせて、他の障害種の免許法認定通信教育を実施している放送大学とも連携し、共同で特別支援学校教諭免許状取得を促進	
--	---	--	--

		するためのパンフレットを作成し、戦略的に広報・周知活動を行っており、その結果、免許状保有率向上に大きく寄与している。 <課題と対応> 講義配信に関して、令和5年度において174のコンテンツが視聴可能となったが、情報の更新が必要なその他のコンテンツについても随時更新を行うこととしている。また、コンテンツの情報更新に伴い、理解度チェックテストについても追加実装するなど、教員の資質向上を図るための施策の推進に努めていく。	
--	--	--	--

注4) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

※評定に至った理由の定型文（評価基準 p16 より作成） →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：

(上記定型文のあとに) 自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：

(上記定型文のあとに) 自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、さらなる改善を期待したい。

自己評価 B→大臣評価 B の場合：

(上記 B 評定の定型文のあとに) 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援		
業務に関連する政策・施策	〇〇基本計画 政策目標〇 施策目標〇	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当研究所のホームページ訪問者数	年間75万 以上	—	860,363	927,887	902,780			予算額（千円）	296,384	243,938	238,016		
発達障害推進センターWeb サイト訪問者数	年間10万 件以上	—	215,700 件	323,595 件	315,664 件			決算額（千円）	265,737	262,280	256,022		

動向把握、情報発信した国数	7 か国以上	—	7 か国	8 か国	8 か国			経常費用（千円）	267,909	263,738	264,838		
地域の課題解決に向けた取組の実施件数	中期目標期間中に30 件以上	—	13 件（令和3 年度計画値：6 件以上）	13 件（令和4 年度計画値：6 件以上）	16 件（令和5 年度計画値：10 件以上）			経常利益（千円）	454	△349	2,792		
都道府県・市町村からの相談支援についての有意義度	80%以上	80%	100%	100%	100%			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—		
インクルーシブ教育システム構築支援データベース事例のダウンロード件数	毎年2 万5 千件	毎年2 万5 千件	22,459 件	25,102 件	80,335 件			行政コスト（千円）	267,877	263,738	264,838		
日本人学校への情報提供回数	年15 回程度	—	年15 回	年15 回	年17 回			従事人員数	17	16	17		

注1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注2）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注3）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
(1)特別支援教育に関する情報発信 ＜主な定量的指標＞ ・ のホームページの訪問者件数、毎年度、年間 75 万件以上 ・ 発達障害教育推進センターの Web サイトの訪問者数、年間 10 万件以上 ＜その他の指標＞ ・ 当研究所の存在や活動内容等について、学校や、各種団体等、多方面に周知し、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組んだ。 ・ 研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高い ICT ツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、ガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進した。 ＜評価の視点＞ ・ 前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ ① 戦略的な広報の推進 年度当初に立案した広報戦略計画に沿って、戦略的・総合的に、関係機関を対象に情報収集及び情報提供を実施した。特に、令和 4 年度に有用度に関する関係団体への聞き取り（特別支援教育推進連盟や全国連合小学校長会、日本自閉症協会等関係団体、教育委員会及び特別支援教育センター、教員養成大学等、14 カ所を対象）を実施し、令和 5 年度における情報提供の参考とした。具体的には、「特別支援教育の経験に応じたコンテンツ及び特別支援教育リーフ等の作成」、「保護者にとって有用な情報の提供」、「全国教育委員会の特別支援教育に係る情報の集約」、「これから教員を目指す学生に向けた情報発信」等の意見を参考にし、情報提供を実施した。 イ 関係団体からの情報収集 ・ 特別支援教育の充実を図るため、全国特別支援学校長協会や全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会等から、当研究所での実施が望まれる研究課題や研修等のニーズについて情報を収集した。 具体的な取組として、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会から収集した情報から、当研究所の研究成果等の情報提供及び認知度の向上に向けて、当研究所の他部署及び研究班と連携を図り、「NISE 学びラボ」の活用方法について、東京都、岩手県、群馬県等の特別支援学級及び通級指導教室設置学校長協会に所属する学校長に対して当研究所のコンテンツの具体的な活用方法等について情報提供を行った。	＜評価＞ 評価：S 主な定量的指標、その他の指標において所期の目標を量的及び質的に大きく上回る顕著な成果が得られたものとする。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったことから、S 評価とした。 なお、令和 6 年能登半島地震への対応を行うことにより自治体や学校が直面する課題の解決に寄与したことも申し添える。 所期の目標・指標を顕著に達成している具体的な根拠は、以下のとおりである。 ＜根拠＞ 【各種ホームページの訪問者数＜主な定量的指標＞】 ・ 当研究所のホームページへの訪問者数は、令和 5 年度中で <u>902,780 件</u>（目標値に対して <u>120.4%</u>）であった。 ・ 発達障害教育推進センターの web サイトの訪問者数は、令和 5 年度中で <u>316,664 件</u>（目標値に対して <u>315.7%</u>）であった。 ・ 訪問者数の目標値に対して大きく上回りまた質的向上を図るための取組の意義については、以降の該当項目において記載しているが、詳細なニーズ把握と多角的な検討を行い、情報を必要としている方々に対して、	＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

	・ 上記のほか、障害種別等の研究班や研究チーム等が主体となり、計画に基づいて研究に必要な情報を収集した。さらに、必要な情報は学校の研究紀要、教育委員会や教育センターが発行する資料、インターネットや文献検索等により補った。 ・ 令和5年度第59回全国特別支援学校長研究大会等へ参加し、各障害種別の研究協議会にて、障害種に応じた現状や学校経営課題等について情報収集を行った。同研究協議会では、障害種別により、大学研究者等からの指導助言があり、その際に学術的知見について情報収集を行った。 ・ 令和5年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会研究協議会等への参加（全国8ブロックの地域から情報収集）、及び各校長会が実施する全国調査への協力を踏まえ、全国の特別支援学校長、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室設置学校長から教育現場や学校経営上の現状と課題について情報収集を行った。 ・ 令和5年度全国特別支援教育センター協議会（川崎大会）を開催自治体と連携し、全国61地域の特別支援教育センターや教育委員会事務局の指導主事等（64名会場参加、オンライン参加2日間延べ166名）より、各センター等が地域で取り組んでいる研究活動等についての4テーマ（①教育相談②研修③調査・研究④管理・運営）からなる課題別協議を実施し、各地域のセンター等の現状や地域ごとの情報収集を行った。 ・ 特別支援教育に関連する学術的研究の情報も収集した。具体的には、日本特殊教育学会や日本LD学会など各種学会に研究職員が参加し学術的な情報収集を行うとともに、国際学会への参加、アメリカにおける盲ろう教育の取組の視察を通して、海外の専門家等とのつながり、ネットワークの構築、最新の研究動向を収集することができた。さらに、外務省大臣官房人事課子女教育相談室主催の定例会に参加し、大学教授より、特別支援教育対象児を含めた帰国子女の帰国後の変容や教育的課題についての情報等も収集した。	どのように必要な情報を提供していくか、情報ユーザー側の視点を意識した情報発信を行った。 【戦略的・総合的な情報収集及び情報提供くその他の指標＞】 ・ 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割として、学校現場の教員、教育委員会等の行政機関、特別支援教育に関する研究者及びその他関係者など、あらゆる対象者の方々が、当研究所にアクセスすることで、必要な情報に辿り着くことができることを目指した状況提供を行っている。すなわち、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践の内容まで、関係団体や関係機関をとおして、幅広い情報を計画的に収集し、情報提供の改善・充実に努めている。 ・ 例えば、学校現場の教育向けの取組として、関係団体からの聞き取り結果を踏まえ、特別支援教育リーフで扱う題材を通常の学級の教員に役立つものにし、さらに、特別支援教育教材ポータルサイトのリニューアルに際し、通常の学級の教員にも分かりやすいように説明できるよう、専門用語を並べずに行う等の改善を行った。この結果、特別支援学校や特別支援学級の教員のみでなく、通常の学級の教員のニーズにも対応したコンテンツの充実へ結びつけることができた。 また、研究成果について、通常の学級の教員への発信をより意識した広報活動を実施した。 ・ 学術的研究の情報収集・提供については、日本特殊教育学会や日本LD学会など各種学会など国内の情報や、国際学会等の海外の情報を収集し、重点課題研究等や基礎的研究活動において還元・反映することで、研究	
--	---	--	--

	・ 障害者権利条約に関する我が国への初回の総括所見（令和4年10月）を踏まえて関連資料・文献等の情報収集を行っている。令和5年度は同条約第24条教育のガイドラインである一般的意見第4号について、その本文、脚注において論拠を示した文献や法規などの全ての引用文献、国内外の関連文献、主要国の締約国報告とそれに対する総括所見等の国連の Web サイト等より収取し、整理・分析した結果を国立特別支援教育総合研究所研究紀要に掲載することで情報提供を行った。 ロ 発信対象を考慮したコンテンツの整備 ・ 令和4年度に実施した有用度調査（特別支援教育推進連盟や全国連合小学校長会、日本自閉症協会等関係団体等、14カ所を対象にした調査）の結果を参考に、発信する対象を考慮し、情報内容に応じてコンテンツを体系的・階層的に整理した。 ・ 当研究所の研究成果については、研究者をはじめ、教育委員会や学校の教員等の多様な利用者による活用を想定して、研究成果報告書、サマリー集、調査報告書、研究紀要、特総研ジャーナル、NISE 研究レポート、各種リーフレット類、ガイドブック、事例集等、様々な用途に応じた形式のものを作成し、それらをホームページで公開し、ダウンロードして活用できるようにした。 ・ 小・中学校等で初めて特別支援学級や通級による指導を担当する教員や、特別支援教育について学ぶ機会がなかなか得られなかった教員を対象とした「特別支援教育リーフ」を計画的に作成し、ホームページよりダウンロードできるように公開した。また、リーフ第1号「ここからはじめてみよう、特別支援学級」については、年度当初に特別支援学級担当者に行き渡るように、仙台市教育委員会、神戸市教育委員会、広島市教育委員会の3教育委員会に試行的に送付し、特別支援学級の担当者研修会等で配布した。さらに、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会主催の特別支援教育関連研修事業において、研	者や学校現場の教員など各個人では対応が難しい学術的な内容の情報収集・提供を、研究所として組織的・専門的に行っている。 ・ 特に障害者権利条約に関する情報収集・提供については、今後我が国における特別支援教育の方向性に影響を及ぼす重要な情報収集・提供であると考ええる。 【コンテンツを対象に応じて体系的・階層的に整理くその他の評価指標＞】 ・ 研究活動による研究成果や各種調査等の情報収集活動により得られた情報については、報告書として情報発信を行う従来のやり方だけでは、日々の多忙を極める学校現場の教職員をはじめ関係者に広く利用していただくためには不十分である。 ・ そのため、有用度調査のほか関係団体等からの聞き取りなど行い、利用の対象者が、学校現場の教職員なのか、教育委員会等の行政機関なのか、児童生徒又は保護者なのか、特別支援教育の研究者なのかなど、どの対象者であるかを想定し、どの対象者に対して、どのような情報を提供するかを、といったユーザー側を意識してコンテンツを体系的・階層的に整理し、作成・提供を行ってきた。 ・ 特に、学校現場における特別支援教育の裾野を広げ、専門性の向上の一助となることを目的として、令和4年度から「特別支援教育リーフ」の刊行を開始したところであるが、刊行する内容や編集、普及方策について、複数自治体の教育委員会にご協力をいただき、各	
--	--	--	--

	修講座の冒頭、特別支援教育リーフ等研究所の成果物の説明を行った。令和５年度については予定数の８種類よりも多く、１０種類の特別支援教育リーフを刊行した。 ・ 試行的に、横須賀市立の全幼稚園、小・中学校、特別支援学校に児童・生徒向け、保護者向け、教員向けのリーフレットを送付し、当研究所のホームページのコンテンツの活用を広報した。 ハ 研究成果などの情報発信 ・ ホームページや LINE、メールマガジンを活用して、研究成果などの当研究所が有する情報の発信、提供を行った。 ・ ホームページでは子供向けの内容を発信している「とくそうけんキッズルーム」に新たな動画を追加した。 ・ 動画は YouTube の公式アカウントである「NISE チャンネル」に掲載し、広く公開した。 ・ 関係者に必要かつ有益な情報の広報効果が期待されるメールマガジンや LINE、YouTube について、定期的に各研究班・チーム等へ情報提供を促すことで、その充実を図るとともに、全国教育研究所連盟（加盟機関は市区町村立や民間研究機関を含む全国約 170 機関）のメールマガジンを通じた情報提供を実施した。 ・ メールマガジンについては、月に１回発行し、令和５年度は、第 193 号から第 204 号までの 12 号を発行した。「研究所からのお知らせ」、「NISE トピックス」、「特別支援教育関連情報」、「連載コーナー」「NISE's コンテンツ」等から構成され、当研究所が有する情報について、より詳しく情報の発信、提供を行った。なお、令和５年 11 月は、第 200 号の記念号として配信した。 ・ 所内外の研修や講演、文部科学省主催の説明会、当研究所主催の各種イベント、各種学校長会の総会等では、上記のコンテンツの案内を配布し、説明を行うことで普及を図った。	種の試行的な取組を行うことで、学校現場の教職員や教育員会等の行政担当者からのニーズを把握することができ、続刊の特別支援教育リーフのテーマ設定に有益な情報を得ることができた。その結果、ダウンロード数の増加につなげることができた。 【メールマガジン、ソーシャルメディアを活用した情報提供＜その他の指標＞】 ※令和４年度実績評価時の有識者からの意見 有識者からの意見である「ホームページの訪問者数の増加はコロナ禍による理由があり、謙虚に受け止めること」「メールマガジン、LINE のターゲットリーチ件数はそれほど高くない」の指摘を踏まえ、次のような改善を実施した。 「とくそうけんキッズルーム」に新規動画の追加や、障害種別研究班が作成した動画を新規で公開し、これまで作成してきた動画のうち、継続して公開すべき動画は、引き続き YouTube の公式アカウントである「NISE チャンネル」で公開し、一部の動画では視聴回数が増加した。 メールマガジンや LINE を活用した情報発信は、登録者には直接情報を届けることができるため、内容に応じた配信時期を計画するなど、より効果的な情報発信となるように行った。なお、メールマガジンの登録件数は 9,800 件程度（令和４年度 9,300 件程度）、LINE のターゲットリーチ件数は 4,800 件程度（令和４年度 4,400 件程度）であり、増加した。	
--	---	--	--

	ニ 情報コンテンツの整備 - 当研究所のホームページについて、特別支援教育に初めて関わる教師向けのコンテンツを整備した。また、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意した。 - Web サイトの運営要項を見直し、組織的に適切な情報を発信した。 - 英文サイトについて、研究所要覧に従い整理した。 ホ 研究成果等の情報提供 - 研究成果について、ホームページの「報告書・資料」欄を通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行った。 - 基礎的研究班活動等で得られた研究成果や調査結果については、日本特殊教育学会等の学会等でポスター発表や口頭発表、誌上発表等を行い、普及を図った。 ヘ 特別支援教育に関する論文等の公開 - 特別支援教育の発展に寄与することを目的として、研究紀要を年 1 回刊行している。令和 6 年 3 月に刊行した国立特別支援教育総合研究所研究紀要第 51 巻には、事例報告 1 点、調査資料 1 点を掲載した。 - 令和 4 年度の当研究所における研究活動及び事業等の諸活動に関する取組実績や特別支援教育に関する情報を特総研ジャーナルに掲載した。「国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第 12 号」を令和 5 年 4 月に、「NISE Bulletin vol.22」を令和 5 年 8 月に刊行した。 また、令和 5 年度の当研究所における研究活動及び事業等の諸活動に関する取組実績や特別支援教育に関する情報については、「国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第 13 号」、「NISE Bulletin vol.23」に掲載し、令和 6 年度にホームページで公開する予定である。なお、「NISE Bulletin」は、英文で当研究所の研究活動等の情	【当研究所のホームページ訪問者数＜定量的指標＞】 ※令和 4 年度実績評価時の有識者からの意見 有識者からの意見である「ホームページの訪問者数の増加はコロナ禍による理由があり、謙虚に受け止めること」の指摘を踏まえ、次のような改善を実施した。 当研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関して、定期的なチェックに加えて、令和 4 年度に実施した有用度調査の結果を参考に、発信する対象を考慮し、情報内容に応じて、コンテンツを体系的・階層的に整理した。さらに、Web サイトの運営要項を見直し、組織的に適切な情報を発信できるようにし、ホームページの利便性の向上を図った。また、日常的に研究班・研究チームに情報の発信を促したことなどにより、<u>ホームページへの訪問者数が 902,780 人（目標値に対して 120.4%）</u>となった。 令和 5 年度は、平成 28 年度から令和 4 年度までの各月の平均ホームページ閲覧者件数を 1 年間通して上回ることができた。 試行的に横須賀市立の全幼稚園、小・中学校、特別支援学校に児童・生徒向け、保護者向け、教員向けのリーフレットを配布した結果、配布直後の「とくそうけんキッズルーム」ホームページ閲覧数（28 件→162 件）が、約 5.8 倍に増加した。	
--	--	---	--

	報を外国の研究者向けに情報を発信するものである。 ・ メールマガジンを活用し、当研究所の事業や研究成果を全国特別支援教育センター協議会加盟機関に配信した。 ト ホームページの有用度、利用状況の把握 ・ 令和4年度に実施した有用度調査（特別支援教育推進連盟や全国連合小学校長会、日本自閉症協会等関係団体等、14カ所を対象にした調査）の結果を参考に、有用度が高いコンテンツを抽出し、発信する対象を考慮した情報に応じて、コンテンツを体系的・階層的に整理することによりホームページの利便性の向上を図った。 ・ 研究所公開、研究所セミナー等への参加申込みをホームページから行えるよう、参加申込フォームを活用した。また、参加者が事前にセミナー等の資料を閲覧できるようにホームページに掲載し、参加者の利便性を確保する工夫を行った。 チ 研究者に対する学術文献の提供 ・ 特別支援教育に関連する学術的研究の情報も収集した。具体的には、日本特殊教育学会や日本 LD 学会など各種学会に研究職員が参加し学術的な情報収集を行うとともに、国際学会への参加、アメリカにおける盲ろう教育の取組の視察を通して、海外の専門家等とのつながり、ネットワークの構築、最新の研究動向を収集することができた。（再掲） ・ 図書室が内閣総理大臣の指定を受けた歴史的資料等保有施設であることから、公文書管理法に基づいて当研究所が所蔵する学術文献の目録を作成し、一般公開している。 ・ 特別支援教育に関連する様々な学術文献へのアクセスが容易になるよう、インターネット上の情報資源や情報検索ツールへの入口となるリンク集をホームページに掲載し、一般の利用に供している。 ・ 全国の特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に対して、	【研究者に対する学術文献の提供＜その他の指標＞】 以下の実績から、学術文献に関する情報を特別支援教育に関する研究者等に積極的に提供し、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献したと考える。 ・ 令和5年7月22～28日に開催された the 18th International World Conference（主催：the Deafblind International (DbI)）において、研究所研究員が、これからの盲ろう実践・研究等に貢献することが期待される者に与えられる the recipient of the DbI Young Professional Leadership Award (DbI 若手専門家指導者賞) を受賞した。 ・ ILL 図書貸出 41 冊のうち、37 冊は国立情報学研究所の NACSIS-ILL システムを利用し貸出を行ったものであり、同冊数は NACSIS-ILL 貸借受付件数ランキ	
--	--	---	--

	①図書室利用の受入、②大学図書館等と連携した郵送による図書貸出・文献複写（ILL）というサービス形態により、当研究所の研究成果や当研究所が所蔵する学術文献の提供を行っている。令和5年度の実績は、図書室の利用の受入 32 名、ILL 図書貸出 41 冊、ILL 文献複写 156 件であった。 ② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進 イ 国立特別支援教育総合研究所セミナー及び研究所公開 1) 令和5年度国立特別支援教育総合研究所セミナー <開催日と開催方法> 開催日時：令和6年3月3日（日）9:45～15:30 開催方法：対面（学術総合センター）及び YouTube ライブ配信 <概要> 内容は、開会式、文部科学省行政説明、日本理化学工業株式会社代表取締役社長の大山隆久氏による講演、当研究所の研究について、重点課題研究「進路指導チーム」研究成果報告及び障害種別研究班、先端的・先導的研究チーム等ポスター発表、重点課題研究等リレー報告、重点課題研究等分科会で構成した。 また、令和5年度から、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構と連携し、3法人の展示ブースを設置する試みを行った。 当セミナーへの事前申込が 1,300 名を超え、令和4年度よりも約 100 名参加申込者が増えた。当日は、会場参加者は 213 名、YouTube ライブ配信への接続は 1,074 名であり、視聴者数は、講演時に 590 名、平均で 411 名が視聴した。 令和6年度の研究所セミナーについても、第5期中期計画期間中の研究成果の普及を意識し、参加者との対話の充実を図った開催になるよう検討していく。	ングで 1,641 参加組織中 354 位であった。また、ILL 文献複写 156 件のうち、152 件は国立情報学研究所の NACSIS-ILL システムを利用し複写を行ったものであり、同件数は NACSIS-ILL 複写受付件数ランキングで 1,641 参加組織中 492 位であった。 【研究所セミナーの満足度＜その他の指標＞】 研究所セミナーでは、特別支援学校以外の教育委員会・教育センター、小・中学校の教員等 335 名の参加があった。このことは、主務大臣からの指摘事項である「通常の学級に在籍する児童生徒に対する教育や支援に関する情報発信」に貢献できた事業となった。 また、参加者からの満足度として、セミナー終了後にアンケートを実施したところ、「意義があった(77.9%)」、「やや意義があった(21.3%)」とした回答が 99.2%(令和4年度 98.9%)と高い評価を得ることができた。また、<u>本セミナーの内容を「今後活用できる(65.0%)」、「少し活用できる(33.5%)」とした回答が 98.5%となり、数値目標</u>（80%）を達成した（目標値に対して <u>123.1%</u>）。 さらに、主務大臣からの指摘を受けて、「参加者との対話が深まるような分科会」を企画し、意見交換を重視した構成になるよう、内容や進行を工夫した。具体的には意見交換できる時間を確保し、活発な協議が行われた。	
--	---	---	--

	2) 研究所公開 当研究所の施設の公開や活動成果の紹介、また、特別支援教育や障害への理解を深めていただくため、研究所公開を開催した。 <テーマ> 発見 体験 特総研！～これからの特総研の見どころ～ <開催日時> 令和5年11月3日（金・祝） 10:00 ～ 15:30 <実施内容> ・ 研究職員による「ミニ講座」の開催 ・ 生活支援研究棟ツアーや、「あしたの教室」での ICT 活用に関するデモンストレーション、発達障害教育推進センター展示室や i ライブラリーなどの常設展示室の公開 ・ 各障害種別研究班、テーマ別研究班による、カードゲームを活用してコミュニケーションを学ぶ企画や遠隔操作可能なプログラミングロボットを活用した相撲企画等の体験型の展示 ・ 誰もが主役になれる「ユニバーサル野球」を実施 ・ 近隣の放課後等デイサービスと連携した仕事体験の実施 ・ 地域の高校生によるボランティア参加 <実施状況> 来場者数：470 名程度 ロ 特別支援教育推進セミナー 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、全国を6ブロック（北海道・東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国・四国、九州）に分け、2年間で全てのブロックで開催するため、毎年、計画的に実施している。令和5年度は、3ブロック（中国・四国、北海道・東北、九州ブロック）で特別支援教育推進セミナーを開催した。各教育委員会、特別支援教育センター、大学等と連携を図り、オンラインを活用しながら実施した。	【研究所公開の満足度<その他の指標>】 研究所公開では、教育関係者のみならず、児童生徒の保護者や、地域の方など幅広い参加者を想定し、提供する企画の検討を重ねて実施方針を作成した。中でも、障害理解を目的として誰もが主役になれる「ユニバーサル野球」体験会の実施、地域性のある企画として、横須賀市立横須賀総合高等学校の生徒によるボランティア参加、放課後等デイサービス事業所と連携した仕事体験を行った。幅広く多くの方に当研究所の事業や活動を理解していただけるような展示内容を企画したことにより、参加者からの満足度は 97%と高くなり、大変高い評価を得た。 <アンケート結果> アンケートの回答数は、175 件であった。アンケート回答者の内、教育関係者又は保育・福祉関係者が 51%であった。さらに、教員・保育士の所属の内訳は、特別支援学校は約 29%、小・中・高等学校の合計は約 32%であり、中でも、小学校の教員からの回答が回答者全体の 24%を占めていた。また、満足度に関する質問に対して「非常に満足」、「やや満足」との回答が 97%であった。 【特別支援教育推進セミナーの満足度<その他の指標>】 ・ 特別支援教育推進セミナーでは、当該セミナーが対象とするブロックにある自治体から実践報告をいただくことで、参加者の関心を高めることをねらいとした。対象ブロックにある学校や自治体の取組を事前調査し関係者から聴取したのち、自治体と調整を重ねて、発表内容を決定した。また、オンラインで開催すること	
--	--	--	--

	なお、以下の通りブロック別にテーマに沿う内容の講義や実践報告、情報交換及び協議を実施したほか、各ブロック共通で「インクルーシブ教育システムについての講義」を提供した。 1) ブロック別実施状況 【中国・四国ブロック】 <テーマ> 学校現場における組織的な ICT 活用の実際 <開催日時> 令和5年9月14日(木) <実施内容> ・ 「オンラインでの ICT 教材展示・ICT 教材活用体験」をテーマにした情報支援部主任研究員による講演 ・ 「インクルーシブ教育システムについて」をテーマにしたインクルーシブ教育推進センター主任研究員による講義 ・ 「学校における組織的な ICT の活用について」をテーマにした広島大学大学院の氏間和仁教授による講演 ・ 「効果的な ICT 活用の実践について」をテーマにした福山市立西小学校の河内真琴教諭による講演 ・ 「組織的な ICT 活用の実際」をテーマにした広島県立尾道特別支援学校しまなみ分校の実政修教諭及び永井のぞみ教諭による講演・教育関係者による「特別な教育的ニーズのある子供1人1台端末に関する組織的な取組の現状と課題」をテーマとしたグループ協議・情報交換等を行った。 <実施状況> 参加者数 170名 【北海道・東北ブロック】 <テーマ> 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進 ー共に学び、共に	により、参加者の移動による負担を軽減する一方で、十分な意見交換ができるように情報交換のグループを作成する工夫をした。これらにより、参加者満足度は高く、研究成果の紹介や地域における特別支援教育の理解啓発が効果的に行えたものとする。 <アンケート結果> (中国・四国ブロック) 終了後のアンケートでは「満足」「やや満足」とした回答は99%で、その内容を「今後活用できる」「少し活用できる」とした回答は98%であった。コメントには「ICTの活用の実践について、具体的な活用だけでなく、校内体制や研修など実践までの取組については、大変参考になりました」等の感想をいただいた。 (北海道・東北ブロック) 終了後のアンケートでは「満足」「やや満足」とした回答は99%で、その内容を「今後活用できる」「少し活用できる」とした回答は96%であった。コメントには「共生社会の担い手を育むためにどうしたらよいのかを常に意識しながら、業務に当たっていききたいと思います」等の感想をいただいた。 (九州ブロック) 終了後のアンケートでは「満足」「やや満足」とした回答は97%で、内容を「今後活用できる」「少し活用できる」とした回答も97%であった。また、「グループ協議では、具体的にどのように動いていくと子どもたちが過ごしやすいかを考える機会があり、大変勉強になりました」等のコメントをいただいた。 【特別支援教育推進セミナーの充実<評価の視点>】	
--	--	---	--

	育つ教育－ <開催日時> 令和5年9月15日（金） <実施内容> ・ 「インクルーシブ教育システムについて」をテーマにしたインクルーシブ教育推進センター主任研究員による講義 ・ 「岩手県におけるインクルーシブ教育システム推進のための取組」をテーマにした岩手県教育委員会学校教育室の竹田雄一郎主任指導主事による講演 ・ 「釜石市における地域支援事業の取組」をテーマにした釜石市教育委員会学校教育課の吉田亜矢子主任指導主事による講演 ・ 「小・中学校に設置された特別支援学校分教室における交流及び共同学習」をテーマにした一関市立千厩中学校の佐々木紘広一副校长による講演 ・ 「高等学校における特別支援教育の取組」をテーマにした岩手県立紫波総合高等学校の大原恵指導教諭による講演 ・ 「地域におけるインクルーシブ教育システムの推進－共に学び、ともに育つ教育－」をテーマとしたグループ協議・情報交換等を行った。 <実施状況> 参加者数 130名 【九州ブロック】 <テーマ> 保護者や関係機関との連携による発達障害のある子供の理解と支援 <開催日時> 令和5年11月24日（金） <実施内容> ・ 「インクルーシブ教育システムについて」をテーマにしたインクルーシブ教育推進センター主任研究員による講義	※令和4年度実績評価時の主務大臣指摘及び有識者からの意見 特別支援教育推進セミナーでは、主務大臣からの指摘事項である「教材・支援機器等について情報を収集し、情報発信を行うこと」を踏まえ、授業で活用できるICTの教材・支援機器等について、演習する時間を設けるなど、情報発信を行った。 有識者からの意見である「対象エリアを拡大することにより、学校現場に研究内容が周知される」を踏まえ、令和6年度より、講義や講演についてはYouTubeのライブ配信を全国どこの地域からでも視聴できるようにすることを決定し、準備を開始した。 さらに、有識者からの意見である「参加者と対話を深め、より効果的で充実した取組とすること」を踏まえ、通常の参加者アンケートの他に、メールや電話での事業に対しての聞き取り調査を了承いただいた参加者に、追加で推進セミナー等の当研究所の事業について、聞き取り調査を実施し、開催時期や事業への意見を聞き取った。	
--	--	---	--

	・ 「チーム南風原でこどもを育む」として南風原町立南風原小学校 松川奈里子教諭、こどもセンターゆいまわる 仲間千穂代表による実践報告 ・ 「教育と福祉の連携」として沖縄県発達障害者支援センターがじゅまへる 高良幸伸センター長、久貝晶子主任による実践報告 ・ 「保護者や関係機関との連携による発達障害のある子供の理解と支援」をテーマにグループ協議・情報交換等を行った <実施状況> 参加者 235 名 ハ 特別支援教育リーフの作成 ・ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育に関する理解啓発・情報普及を目的した「特別支援教育リーフ」の作成に取り組んだ。 ・ 令和5年度は以下の表に記載した10種類の特別支援教育リーフを発行し、学校現場をはじめ、関係機関、関係団体に普及を行った。 <table><tr><td>号数</td><td>タイトル</td></tr><tr><td>Vol.6</td><td>活用してみよう、「センター的機能」</td></tr><tr><td>Vol.7</td><td>みんなの思いをことばにしよう！つなげよう！～個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用～</td></tr><tr><td>Vol.8</td><td>聞こえにくさのある子供の理解と支援</td></tr><tr><td>Vol.9</td><td>感情をコントロールすることが苦手な子供の理解と支援</td></tr><tr><td>Vol.10</td><td>人前で話すことが苦手な子供の理解と支援</td></tr><tr><td>Vol.11</td><td>「交流及び共同学習」の授業づくり</td></tr><tr><td>Vol.12</td><td>急な予定の変更に対応することが苦手な子供の理解と支援</td></tr><tr><td>Vol.13</td><td>障害のある子供へのキャリア教育</td></tr><tr><td>Vol.14</td><td>キャリア・パスポートの作成と活用</td></tr><tr><td>vol.15</td><td>見えにくさのある子供の理解と支援</td></tr></table>	号数	タイトル	Vol.6	活用してみよう、「センター的機能」	Vol.7	みんなの思いをことばにしよう！つなげよう！～個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用～	Vol.8	聞こえにくさのある子供の理解と支援	Vol.9	感情をコントロールすることが苦手な子供の理解と支援	Vol.10	人前で話すことが苦手な子供の理解と支援	Vol.11	「交流及び共同学習」の授業づくり	Vol.12	急な予定の変更に対応することが苦手な子供の理解と支援	Vol.13	障害のある子供へのキャリア教育	Vol.14	キャリア・パスポートの作成と活用	vol.15	見えにくさのある子供の理解と支援	【特別支援教育リーフによる情報提供＜評価の視点、その他の指標＞】 ※令和3年度及び令和4年度実績評価時の主務大臣指摘 主務大臣からの指摘事項である「通常の学級に在籍する児童生徒に対する教育や支援に関する情報発信」を踏まえ、令和4年度より「特別支援教育リーフ」の発行を行い、令和5年度は、発行予定数を超える10種類を作成・発行し、小・中学校で初めて特別支援教育に関わることになった教師や特別支援教育の経験年数の少ない教師への活用を促した。特別支援教育リーフは、ICT ツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、迅速に学校現場等で活用できる資料として、情報提供を行った。 主務大臣からの指摘事項である「多様なニーズのある進路選択について、異なる学校段階での教師や保護者にも理解しやすい形での情報発信を行うこと」を踏まえ、特別支援教育リーフにおいても、キャリア教育関係の号を2種類発行し、異なる学校段階の教師や保護者にも情報提供を行った。具体的には、特別支援教育リーフ「Vol.13 障害のある子供へのキャリア教育」「Vol.14 キ	
号数	タイトル																								
Vol.6	活用してみよう、「センター的機能」																								
Vol.7	みんなの思いをことばにしよう！つなげよう！～個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用～																								
Vol.8	聞こえにくさのある子供の理解と支援																								
Vol.9	感情をコントロールすることが苦手な子供の理解と支援																								
Vol.10	人前で話すことが苦手な子供の理解と支援																								
Vol.11	「交流及び共同学習」の授業づくり																								
Vol.12	急な予定の変更に対応することが苦手な子供の理解と支援																								
Vol.13	障害のある子供へのキャリア教育																								
Vol.14	キャリア・パスポートの作成と活用																								
vol.15	見えにくさのある子供の理解と支援																								

	(発達障害教育に関する理解啓発活動) イ 「発達センターWeb サイト」、「発達障害ナビポータル」からの情報提供 発達障害教育推進センターの Web サイトの訪問者数は、年間 315,664 件となり、目標として掲げた 10 万件の指標を大きく上回り、令和 4 年度に引き続き年間 30 万件を超えた。令和 5 年度も外部検討会議委員等を依頼して検討会議を年間 5 回開催し、多様な立場から Web サイトの改善についての意見を得て、令和 6 年度に行う計画となっている Web サイトの改善の準備を整えることができた。 発達障害教育推進センターの Web サイトと相互リンクが貼られている国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと共同で運営している「発達障害ナビポータル」(令和 3 年開設)について、継続して充実と改善を図った。「発達障害ナビポータル」は、対象者を意識したデザインの変更に加えて発達障害のある本人やその家族向けの情報検索ツール「ココみて (KOKOMITE)」を設定するなど、毎月実施した会議でコンテンツの充実やポータルサイトの改善をしたことで、多様なニーズへの対応を含む情報普及システムの向上を図ることができた。 ロ 発達障害実践セミナー等による情報の普及 文部科学省における「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」及び、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の協議内容等も踏まえ、教師の人材育成を担う都道府県・指定都市の教育委員会及び教育センターの研修担当の指導主事等を対象とし、通常の学級における発達障害教育の充実に向けた人材育成に関する取組の推進に寄与するこ	ャリア・パスポートの作成と活用」を発行し、関係機関・関係団体を通し、教師や保護者に発信した。 【発達障害教育推進センターWeb サイト訪問者数＜定量的指標、評価の視点＞】 ※令和 3 年度実績評価時の主務大臣指摘 主務大臣から「特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒のみならず、通常学級に対する教育や支援に関する情報発信を充実させること」が指摘され、また、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(令和 4 年 12 月 13 日)」では「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合が小・中学校で 8.8%となるなど、発達障害教育における情報発信の重要性が高まる中、発達障害ナビポータルの充実(後述)を図ることなどにより、<u>発達障害教育推進センターの Web サイトの訪問者数が増加し、年間 316,664 件(目標値に対して 315.7%)</u>となり、令和 4 年度に引き続き年間 30 万件を超えて指標を大きく上回った。 【発達障害ナビポータルの充実＜その他の指標＞】 発達障害教育推進センターの Web サイトと相互リンクが貼られている国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと共同で運営している「発達障害ナビポータル」の開設の後、継続して充実と改善を図ったこともアクセス数の増加につながった。「家庭と教育と福祉の連携推進のためのシンポジウム」収録映像	
--	--	---	--

	とを目的として発達障害実践セミナーを実施した。 募集定員 70 名に対して全国の都道府県・指定都市教育委員会及び教育センター等から Zoom ミーティングで 95 件、YouTube ライブ配信で 126 件の接続があった。実施後のアンケートでは、本セミナーが有意義であったとする肯定的な評価は 100% となり「取組紹介では他自治体の状況（組織の位置づけやそれぞれの市町教委の役割、または学校での中心になる教諭の位置づけなど）がとてもよく分かり、参考になった」等の肯定的な意見を多く得るなど各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上に寄与した（再掲）。 また、「世界自閉症啓発デー2023」の日本実行委員会に参画して、令和 5 年 4 月 2 日の東京タワーライトアップ点灯式や Web サイト等の役割を担い、厚生労働省、文部科学省、関係団体との連携による啓発活動を実施した。	の公開、「発達障害ナビポータル」は、対象者を意識したデザインの変更に加えて発達障害のある本人やその家族向けの情報検索ツール「ココみて（KOKOMITE）」において医療機関情報の新たな公開など、を設定するなど、毎月実施した会議でコンテンツの充実やポータルサイトの改善をしたことで、多様なニーズへの対応を含む情報普及システムの向上を図ることができた。以上の取組は、家庭と教育と福祉の連携を図った具体策の成果と認識している。 【異なる学校段階の教師や保護者への情報発信＜評価の視点＞】 ※令和 4 年度実績評価時の有識者からの意見 有識者からの意見である「自閉症児の保護者の多くは、将来の進路についての不安を抱えている場合が多い。具体的には小学校段階で特別支援学校ないし特別支援学級への所属を決定するに際して、その決定が、高等学校への進学の可能性、さらに就業形態にどのように影響するのかについても心配する場合が多い。しかし、学校に相談しても各段階を超える情報が共有されていない場合もある。例えば小学校の教師は、高等学校段階での特別支援教育や就労先決定などについて十分な情報を得ていない場合についても耳にする。異なる学校段階の教師や保護者にも理解しやすい形での情報発信のさらなる充実が望まれる。」と指摘を受けている。令和 5 年 12 月には、保護者を含む幅広い対象を意識し、発達障害教育推進センター Web サイトのトップページに高等学校・大学等の入学者選抜や合理的配慮の提供情報などの支援に関する情報提供を行うとともに、令和 5 年度に最終年度として	
--	---	---	--

	○ 支援機器等教材に関する理解啓発活動 ・ 特別支援教育教材ポータルサイトについては、実際に、サイトを利用される方がどのような方法で検索するのか等の意見を聞いたり、掲載方法、掲載内容の検討を行いながら、利用者のニーズに応じた新しい特別支援教育教材ポータルサイトを作成し、令和5年12月にリニューアル公開を行った。さらに、令和6年3月までに、岡山県内の特別支援学校での実践事例92件、大分県内の特別支援学校での実践事例66件、福島県内の特別支援学校での実践事例78件、宮城県内の特別支援学校での実践事例新たに80件を掲載した。 ・ i ライブラリー（教育支援機器等展示室等）については、年間を通して、新規支援機器等を購入する等して、展示室を整備し、常時、最新の機器を展示するよう工夫している。令和5年度のi ライブラリーの所外からの見学者は、38 団体、424 名であった（研究所公開、専門研修員を除く） ・ 「あしたの教室」については、年間を通して機器の追加及び環境の整備を進めている。障害のある児童生徒が通常の学級で学ぶことを想定して、参観者に授業の中での有効的な ICT 活用の方法を検討する機会を設けた。令和5年度のあしたの教室の所外からの見学者は、27 団体、368 名であった（研究所公開、専門研修員を除く）。 ・ 文部科学省主催こども霞が関見学デーにおいて、視線入力や遠隔操作のできる支援機器等を展示し、子供たちや、保護者等の参加者に ICT 機器を実際に操作してもらうことで、ICT の活用に関する情報提供を行った。 ・ 全国特別支援教育センター協議会（川崎大会）において、教材・教	まとめた「進路指導」に係る重点課題研究の成果として「ハンドブック」の普及を図る。なお、高等学校段階だけでなく、小・中学校の教員への支援として、発達障害教育推進センターの Web サイトに「切れ目ない支援」のコンテンツを追加するために、発達障害の情報提供等に係る検討会議の中にグループを編成して取組の体制を整えた。それを基に令和6年度に新たな情報を追加するための計画を立案した。 【研究成果の教育現場での活用促進＜その他の指標＞】 ICT ツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、研究成果については、ガイドブック、リーフレット等を作成して情報提供を行い、現場での活用を促進した。 ＜課題と対応＞ ・ 支援機器等教材に関する理解啓発活動において、令和5年度に支援教材ポータルサイトのリニューアルを行い、全国の特別支援教育における教材活用事例を452件新たに掲載した。今後さらに教材について、学校現場で活用されている教材の情報を収集し、掲載数を増加していく予定である。さらに、教材の活用方法の動画も令和6年度4月より掲載する予定である。 ・ 発達障害教育推進センターWeb サイトの年間訪問者数は指標を達成したところであるが、今後、コンテンツ別の訪問者数の分析を行うなど、引き続き、利用者のニーズの把握を行い情報提供の充実を図っていく。 また、発達障害教育推進センターが、令和4年度より3年計画で取り組んでいる「発達障害教育の情報提供等にかかる検討会議」が令和6年度に最終年度を迎	
--	---	--	--

		具や支援機器、プログラミング教材等の展示を行い、特別支援教育担当の指導主事を対象に教材・教具等の情報提供を行った。 ・ 特別支援教育推進セミナーの中国・四国ブロックにおいて、「ICT活用体験」の時間を設け、参加者にデジタルアプリ等の体験をしていただいた。 ・ 発達障害教育推進センター展示室においては、ライフステージに応じた情報が得られるように、幼児期、青年期に関する資料を展示室の発達障害教育推進センターの Web サイトとつながりを持たせる等の改善を進めた。	える。新規コンテンツとして、①文部科学省事業関連コンテンツ、②家庭と教育と福祉の連携に関するコンテンツ、③自治体・学校等の実践に関するコンテンツを追加する。なお、個に対応した指導・支援、校内支援体制の整備と研修、切れ目ない指導・支援の観点で、三つのグループを編制して取り組む。	
(2)インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 ＜主な定量的指標＞ ・ 動向把握、情報発信した国数中期目標終了までに7か国以上 ＜その他の指標＞ ・ 海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なセミナーやシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ったか。 ＜評価の視点＞ ・ 前年度主務大臣からの指摘事項への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ イ 諸外国の最新動向の情報収集及び情報の公表 ・ 8か国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、韓国、フランス）の国別調査を実施し、インクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について情報収集を行った。 ・ 把握した海外情報については、特総研ジャーナルに「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向」として報告し、当研究所のホームページに掲載した。また、当研究所における特別支援教育専門研修の各期において、「諸外国における障害のある子供の教育」として、障害者の権利に関する条約、諸外国のインクルーシブ教育の動向と状況などについて、最新の調査を踏まえた講義を行った。さらに、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課等に情報提供した。 ロ 海外の研究機関との研究交流の促進 （韓国国立特殊教育院との研究交流） 令和5年5月に、韓国国立特殊教育院を会場として「日韓特別支援教育協議会」を実施した。日本（当研究所）からは、当研究所の事業概要や重点課題研究「通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供	＜根拠＞ 【国際動向の把握・情報発信＜定量的指標＞】 <u>動向把握、情報発信した国数については、中期目標期間に7か国以上のところ、8か国実施した（達成度114%）。</u> 得られた情報は、ホームページ等を通じて広く国民の皆様へ発信するとともに、当研究所の専門研修における講義で地域のリーダーとなる教員等に普及した。 また、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の依頼により各国の基本情報を提供し、国の政策に寄与した。 【海外研究機関との交流＜その他の指標＞】 韓国国立特殊教育院とは、令和4年度に続いて集合型で協議会を開催し、両国の特別支援教育について情報交換を行い、職員同士の交流を行うことができた。特に通常の学級における特別な支援を必要とする子供への支援		

	の教科指導上の配慮に関する研究」について報告した。韓国からは、韓国国立特殊教育院の事業概要や「デジタル教育に向けた韓国の旅程」について報告した。これらを踏まえた総括協議を行い、双方の研究所の業務内容について理解を深めるとともに、通常の学級における特別な支援を必要とする子どもへの支援等について意見交換をすることができた。協議会以外の時間でも、当研究所理事長と韓国国立特殊教育院長をはじめ、両研究所の職員が積極的に懇談するなどして、交流を深めることができた。 また、同院が韓国国内の特別支援学校等に向けて発行している季刊誌『現場特殊教育』に寄稿し、日本の情報を発信した。 (国際セミナー等海外への研究職員の派遣) 令和5年11月に韓国国立特殊教育院が実施した国際セミナーに研究職員を派遣した。このセミナーは「未来に向けた教育の変革 障害のある子供のためのデジタル教育の国際動向」をテーマとし、「障害のある子供のためのデジタル教育の国際的な動向をセミナー参加者に伝え、障害のある子供のためのデジタル教育への教育的示唆を共有することにより、これからの時代の特別支援教育に備える」ことを目的として実施されたものである。このテーマについて日本の現状を発表するとともに、韓国、アメリカ、フランスの研究者と交流した。 令和6年3月に、ファーストリテイリング財団による盲ろう教育に関する受託研究費を活用し、研究職員が、盲ろう児に対する先進的な教育を行っているアメリカの教育機関（パーキンス盲学校、テキサス盲学校、ボストンカレッジキャンパススクール等）を訪問し、アメリカにおける盲ろう教育の実際について情報収集を行った。今後の日本の盲ろう児への指導・支援体制や盲ろう児を担当する教職員等への研修プログラムの構築に参考となる情報を得るとともに各校の盲ろう教育担当者とのつながりを築くことができた。 (海外の特別支援教育関係者の受け入れ) 令和5年度は、海外からの視察や研修の希望が増え、以下のように受	について意見交換できたことは、今後、当研究所がインクルーシブ教育システム構築の推進に関する研究を実施する上で有意義であった。また、韓国国立特殊教育院長と当研究所理事長が直接懇談することにより、両研究所の関係を一層確かなものにすることができ、今後の研究交流の大きな一歩とすることができた。 海外からの来訪者が増え、特別支援教育に関する国際的な交流を広く行うことができた。来訪者に、日本の特別支援教育の現状や当研究所の事業内容等について説明することによって、日本の特別支援教育や特別支援教育に関する研究について海外に発信することができた。また、来訪者から、それぞれの国の特別支援教育の現状と課題について情報収集することができた。 海外から訪問があった際、来訪者にも情報提供を求めて質疑応答を行うなど、シンポジウム形式での協議を試行した。また、広島大学と共同で<u>国際シンポジウムを実施した</u>。 <課題と対応> ・ 国別調査結果や韓国国立特殊教育院との交流の成果を、インクルーシブ教育システム構築等の研究や事業に活用していく。	
--	---	--	--

	け入れた。 ・ 令和5年7月14日 中国（中国自閉症療育教育団体「心盟」） ・ 令和5年9月4日 アジア・アフリカを中心に17か国（JICA 横浜国際センターからの依頼） ・ 令和5年11月16日 モンゴル（東洋大学からの紹介） ・ 令和5年11月27日 南米を中心に7か国（JICA 筑波国際センターからの依頼） ・ 令和6年1月10日 台湾（新北市教育局） ・ 令和6年2月29日 東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）地域特別教育ニーズセンター ・ 令和6年3月4日～令和6年3月14日 米国マンスフィールド・フェローシップ・プログラム （国際的なシンポジウムの実施） 令和5年11月の南米を中心とした7か国の訪問（JICA 筑波国際センターからの依頼）では、日本の特別支援教育について情報提供するとともに7か国それぞれの特別支援教育やインクルーシブ教育システム構築の現状と課題についてシンポジウム形式で話題提供と協議を実施した。 令和6年3月24日広島国際会議場（広島市）において、広島大学と当研究所の共催により、米国、フィンランド、UNESCO の研究者等の参加を得て「広島大学・国立特別支援教育総合研究所共同シンポジウム ダイバーシティ&インクルージョンから築くウェルビーイングの未来～人間の幸福と持続可能な成長を実現できる共生社会の形成に向けて～」を実施した。		
--	---	--	--

(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 ＜主な定量的指標＞ ・ 地域の課題解決に向けた取組の実施件数中期目標期間中に 30 件以上（令和 4 年度計画値：6 件以上） ・ 地域実践事業に参画した都道府県・市町村の事業に関する有意義度 80%以上 ・ インクルーシブ教育システム構築データベース事例のダウンロード件数、毎年 2 万 5 千件 ・ 日本人学校への情報提供回数、年 15 回程度 ＜その他の指標＞ ・ 我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、当研究所がその成果を他の地域にも還元したか。 ・ インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとしたか。 ・ 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ったか ＜評価の視点＞ ・ 前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援 イ 地域支援事業の実施 ○ 地域支援事業を 16 件実施した。参画した自治体は 11 都県の 16 自治体の教育委員会であった。参画自治体は、以下のような内容で事業に取り組んだ。 ①栃木県：インクルーシブ教育指導員モデル配置事業 ②山梨県：「通級による指導」効果発揮研修事業 ③広島県：特別支援教育の考え方を生かした個別最適な学び推進プロジェクト ④宮崎県：特別支援教育推進人材育成システムの構築について ⑤沖縄県：児童生徒の学びの保障に向けた就学支援に関する取組－市町村教育委員会との連携を通して－ ⑥名古屋市：特別支援教育に関する専門性の向上に向けた取組 ⑦岩手県一戸町：インクルーシブ教育の推進を図る取組 ⑧岩手県宮古市：特別支援教育を担う教師の専門性向上に関すること ⑨栃木県下野市：インクルーシブ教育システムの推進に向けた地域支援事業－きらきら輝き、共に生きるしもつけの子－ ⑩埼玉県鴻巣市：インクルーシブ教育に関するリーフレット作成の取組について ⑪埼玉県吉川市：特別支援教育に関する研修会の改善・促進事業 ⑫東京都豊島区：障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 ⑬長野県飯田市：通常学級における特別支援教育の推進 ⑭愛知県犬山市：市内小学生の読み書き障害の把握と支援 ⑮鹿児島県阿久根市：特別支援教育の専門性向上と切れ目ない支援体制の構築 ⑯鹿児島県枕崎市：地域とともに進めるインクルーシブ教育システ	＜根拠＞ 【地域支援事業実施件数＜定量的指標＞】 <u>地域支援事業については、年度計画で 10 件以上実施と</u> しているところ、<u>16 件を実施した（達成度 160%）。</u> 【地域支援事業有意義度＜定量的指標、評価の視点＞】 ※令和 4 年度実績評価時の有識者からの意見 <u>地域支援事業に参画したすべての自治体から、有意義であったとの回答を得た（達成度 125%）。</u> 計画を上回る多くの自治体の参画を得ることができた。各自治体に 1 名ずつ担当研究員を配置し、担当研究職員が自治体を訪問したりオンラインで打合せを実施したりすることによって、各自治体がインクルーシブ教育システム構築を推進し、有意義な成果を挙げるための支援を行うことができた。 有識者からの意見である「自治体の交流の場をつくるとされている。このことは自治体間の格差を予防し、全体としての向上を促すものであり、極めて重要であることから着実な実施を期待する」を踏まえ、以下の対応を行った。 対面とオンライン併用の「地域支援事業推進プログラム」やオンラインによる「交流スペース」の実施等によって自治体間の交流が進み、お互いの取組や成果を共有し事業を深化させることができた。 こうした取組を通じて、地域支援事業は、インクルーシブ教育システム構築に積極的に取り組む自治体が交流し高め合うプラットフォームの役割を果たすことができた。 令和 4 年度地域支援事業の成果については、『令和 4 年	
--	--	--	--

	ムの構築 ○ 地域支援事業に参画した自治体に対して事業終了時にアンケートを実施したところ、すべての自治体から本事業について「有意義」であったと回答があり、有意義度は100%であった。アンケートの自由記述には、以下のような記述があった。 ・ 地域支援事業に参画することで、インクルーシブ教育について関係課と協議することができ、本県の課題に迫るため、各課が何を担当するか、役割分担をすることができた。また、市町教育委員会の特別支援教育を担当する担当者等から現状を把握し、令和6年度の研修内容の充実を図るなど、令和6年度以降の計画を見直し・取り組むことができた。 ・ 令和5年度、本事業に参加させていただけたおかげで、本市の教職員にインクルーシブ教育システムの理念を周知するための研修を検討企画することができました。特総研の皆様には、あたたかく見守り、励ましていただき本当に感謝申し上げます。当市の事業へのご助言やご協力をいただき、大きく一步を踏み出すことができました。 ロ 地域支援事業の成果の公表 ○ 令和4年度地域支援事業の成果については、「令和4年度地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進」としてとりまとめ、全国の都道府県・市区町村教育委員会に送付するとともに当研究所のホームページに掲載して、本事業の成果の普及及び還元を行った。 令和5年度地域支援事業の成果については、令和6年3月実施の「地域支援事業報告会」に令和6年度参画予定の自治体も参加できるようにし、新規参画地域にも共有、還元した。また、「令和5年度地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進」を令和6年度に作成し、同様に成果の普及及び還元を行う計	度地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進』としてとりまとめた。この報告書を全国の都道府県・市区町村教育委員会に送付するとともに当研究所のホームページに掲載することで、本事業の成果を広く普及し、還元することができた。また、特別支援教育推進セミナー（北海道・東北ブロック）において過去に地域支援事業に参画した自治体が話題提供したことも本事業の成果の普及につながった。	
--	--	---	--

	画である。 また、令和５年度特別支援教育推進セミナー北海道・東北ブロック（令和５年９月１５日、「地域におけるインクルーシブ教育システムの推進－共生社会の実現に向けて「共に学び、共に生きる」－」をテーマに実施）において、令和３年度地域支援事業に参画した岩手県釜石市教育委員会が、本事業の成果を報告し、普及を行った。 ②イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースによる情報提供 ○ 令和５年度のインクル DB の事例ダウンロード数は 80,335 件であった。インクル DB 利活用の一層の促進のため以下に取り組んだ。 令和５年３月にサーバーを更新したことにあわせ、令和５年６月にインクル DB のシステムを更新した。これにより、事例のダウンロードが容易になったり、反応速度を速くすることができたりするなど、閲覧者の利便性を向上させることができた。 幼稚園、小・中学校、高等学校等の関係者にもインクル DB 活用の周知を図るため、令和５年１２月に「令和５年度インクル DB セミナー」をオンラインで実施した。主な内容は、インクル DB の操作方法等に関する説明と、インクル DB を活用した研修例（令和４年度に山梨県教育委員会と共同で実施した研修）の報告であり、1,000 名を超える参加を得た。 栃木県教育委員会芳賀地区教育事務所が実施した研修に協力した。この講座は、インクルーシブ教育システムや合理的配慮と基礎的環境整備に関する基礎知識を学んだ後、実際にインクル DB を活用して、合理的配慮や基礎的環境整備について学ぶものであり、参加者から好評を得た。 新たに２つのコンテンツを掲載した。１つは「インクル DB を活用した研修例」の中に掲載した「令和４年度 特別支援教育に係る基礎講座」である。これは令和４年１２月に山梨県教育委員会と共同で	【インクルーシブ教育システムデータベースダウンロード数＜定量的指標、評価の視点＞】 ※令和４年度実績評価時の有識者からの意見 <u>インクルーシブ教育システム構築データベースの事例ダウンロード数は、80,335 件</u>となり、「25,000 件以上を確保する」としている指標の３倍以上になった（<u>達成度 321%</u>）。これは、以下のような取組の成果であると考えられる。 サーバーの更新に伴いインクル DB のシステムを更新したことにより、事例のダウンロードが容易になったり、反応速度を速くすることができたりするなど、閲覧者の利便性を大きく向上させた。また、「令和５年度インクル DB セミナー」をオンラインで実施し 1,000 名を超える参加者に、インクル DB の操作方法等の周知とインクル DB を活用した研修の報告を行うことができた。さらに、２つの新しいコンテンツ（「インクル DB を活用した研修例」と「医療的ケア児の保育・幼児教育実践事例集」）を新たに掲載することができた。 有識者からの意見である「インクル DB のダウンロード数のさらなる増加を目指すことと、そのためにインクル DB の名称変更も検討すべき」については、上述のような取組を実施した結果、ダウンロード数が大幅に増加	
--	---	--	--

	実施したものである。もう1つは、「医療的ケア児の保育・幼児教育実践事例集」である。これは、香川大学教育学部松井剛太准教授と当研究所の研究職員が連携して実施した研究成果の一部である。 ③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 ○ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供（国立特別支援教育総合研究所の研究成果や動画コンテンツに関するリーフレットや「特別支援教育サポート通信」、「特総研だより」の送信等）を年17回実施し、関係者への情報発信を行った。 ○ 教育委員会や学校、関係機関等の相互のネットワークの要として、関係団体との連携を図った。関係団体が主催するオンラインによる各種会議に出席し、当研究所から特別支援教育に関する研究成果等の情報提供を行った。 また、要請に応じてオンライン等の研修を行うことで連携強化を図った。研究所要覧や各種案内等を当研究所のホームページに掲載するとともに、関係団体事務局に周知を図り、関係者にデータでの共有を依頼し、当研究所の認知度向上に努めた。	した。名称変更については所内で十分に検討したが、上述のダウンロード数の大幅な増加からしても、すでにこの名称で定着していると考えられることから、当面は変更しないこととした。今後も、引き続き、オンラインでのセミナーなどにより、インクルDBの活用方法や教育委員会における研修事例を紹介するなど一層の活用促進に努める計画である。 【インクルDBの充実＜その他の指標＞】 インクルDBのサーバーを最新のものに移設したり、不具合の修正等を実施したりした結果、閲覧者の利便性が向上した。 【日本人学校への情報提供＜定量的指標＞】 日本人学校に対して、令和5年度も文部科学省国際教育課及び海外子女教育振興財団等と連携しながら、リーフレット「特別支援教育サポート通信」、「特総研だより」等を年間17回発行（目標値に対して113%）し、特別支援教育に関する現場で役立つ情報を関係者に発信した。加えて在外教育施設赴任予定の教職員に向けた講演を行った。また、オンラインを活用し、合同研修会、日本人学校特別支援教育コーディネーター勉強会等で通常の学級における合理的配慮の提供等に係る情報提供を行った。令和5年度は、合同研修会を通して、補習校の特別支援教育の充実を図るために情報普及に努めた。 【関係団体と連携した情報提供＜その他の指標＞】 新型コロナウイルス感染症感染予防の観点に留意しながら、対面及びオンラインを活用し、教育現場や各関係団体のニーズに応じて効率的・効果的に情報提供を行う	
--	--	--	--

	④ 能登半島地震への対応 能登半島地震の発生を受け、被災地のニーズも踏まえながら可能な支援を行った。 (特別支援学校に対する支援) 所内研究員において被災した特別支援学校の状況を確認したところ、被災によって使えなくなっている教材があることが把握できた。そこで、所内の情報・支援部、幼児班、重複班が連携し、教科指導や自立活動で活用可能な教材約 30 点を集め、石川県立七尾特別支援学校本校、七尾特別支援学校輪島分校、七尾特別支援学校珠洲分校に対して令和 6 年 2 月に送付した。 さらに、全日本学校教材教具協同組合(経済産業大臣認可の官公需適格組合)にも相談し、支援することの理解を得られた。具体的な支援の実施にあたっては、現地特別支援学校が必要とする教材の支援要請を踏まえ、教材・教具の選定に携わり、同組合から上記 3 校に対する、教材・教具の寄贈が実現した。 これらの活動により、学校の教育活動の再開に向けた支援につながった。 (小・中学校に対する支援) 発達障害教育推進センターでは、震災後の令和 6 年 1 月 25 日に開催した発達障害教育実践セミナーに参加された石川県教育委員会中能登教育事務所と石川県教育研修総合センターの指導主事を通じて、被災地の状況について情報収集した。また、2 月にはセンター長が現地に足を運び、石川県教育委員会学校指導課、中能登教育事務所、教育研修総合センターを訪問して、情報収集を行った。 情報収集の結果を踏まえ、石川県中能登及び奥能登教育事務所管内の小・中学校等を対象として、発達障害教育推進センター展示室の展示	ことができた。また、各校長会等の事務局と連携を図り、各地の会員に効率よく情報提供をすることができた。 【能登半島地震への対応について<その他の指標>】 ○ 被災された現地の状況について、教育委員会の指導主事等を通じて、あるいは現地に実際に足を運んで情報収集を行ったことで、例えば、指導場面で活用できる教材・教具の送付だけでなく、被災した児童生徒に対してどのような配慮をすればよいのか不安に感じている教員を支援するための情報提供を行うなど、現地の状況やニーズに合った具体的な支援の実施につなげることができた。 ○被災地や関係機関と連携し、ニーズを踏まえた迅速な対応を行ったことで、被災地における障害のある子どもたちに対する指導・支援の継続的な実施に寄与した。 <課題と対応> ・ 地域支援事業については、令和 5 年度も 16 県市区町の参画を得ており、参画自治体が有意義な成果を挙げることができるよう、引き続き支援をしていく。 ・ 地域支援事業の成果普及について、地域支援事業報告書やホームページの掲載内容を充実させるとともに、参画自治体が相互に交流したり、資料や成果物を共有したりできるようにしていく。 ・ インクル DB の事例ダウンロード数は、目標値に達したが、一層の利活用を促す必要がある。令和 6 年度以降も、オンラインセミナーの実施、当研究所が実施するセミナーや各種研修講座等で普及に努め、利活用を促進していく。	
--	--	---	--

	品であった発達障害のある児童生徒の支援ツール・教材約 70 点を、教育委員会を通じて提供した。また、当研究所や石川県教育委員会のホームページ等で紹介している、災害時における特別支援教育や発達障害児・者支援に関する指導者及び支援者向けコンテンツの情報をまとめたチラシを作成し、同じく教育委員会を通じて配布した。なお、チラシについては、持ち歩きやすいように、カード形式のものも合わせて作成・配布した。 (情報発信の強化) 当研究所のホームページの「災害時における障害のある子どもへの支援」に関するページについて、能登半島地震に対応させた更新を行うとともに、トップページにスライダーを作成することで、情報を必要としている人に対して利便性の向上を図った。また、発達障害教育推進センターホームページのトップページにも、「災害時の発達障害児・者支援について」の情報を掲載した。	・ インクル DB の閲覧者の利便性については、上記のセミナー等の機会に利用者からの意見を求めるなどして画面の修正等を含め、向上するよう努める。 ・ 日本人学校への対応については、文部科学省国際教育課や海外子女教育振興財団等の関係団体との連携を図り、インターネット等を活用して、効果的な支援方法等を工夫し、在外教育施設への相談支援の取組の充実を図った。具体的には、日本人学校と国内の特別支援学校の遠隔支援コンサルテーション、日本人学校の子どもと国内の特別支援学校の子どもの交流会、日本人学校の特別支援教育コーディネーター勉強会等の取組の充実に向けて支援した。特に日本人学校の特別支援教育コーディネーター勉強会は、当研究所から海外子女教育振興財団に働きかけて設立に至った。加えて、国際教育課が令和 6 年 3 月 26 日付けで発出した事務連絡で、「日本人学校における特別支援教育の支援体制（参考例）」内に特別支援教育コーディネーター勉強会が関係諸機関・学校との連絡・調整の一つとして位置づけられた。 ・ 各関係団体の事務局会、総会、研究大会等に参加し、当研究所の研究成果及び特別支援教育に係る情報提供を行った。また、今後、教育現場のニーズに応じた資料等の提供することができるよう、今後も関係団体事務局等と連携の充実を図る。	
--	---	---	--

注 4) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

※評価に至った理由の定型文（評価基準 p16 より作成） →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評価を引き上げた場合：

(上記定型文のあとに) 自己評価では○評価であるが、以下に示す点について、評価を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評価を引き下げた場合：

(上記定型文のあとに) 自己評価では○評価であるが、以下に示す点について、さらなる改善を期待したい。

自己評価 B→大臣評価 B の場合：

(上記 B 評価の定型文のあとに) 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ×××
※いずれも文部科学省のもの			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	中期目標期間中、退職 手当、特殊要因経費を 除き、毎事業年度につ き、対前年度比一般管 理費1%以上の業務 の効率化	対前年度比 △1%以上	—	△1.6%	△5.3%	△1.4%			効率化の算定対象が異なるた め、基準値を「-」としている。
	中期目標期間中、退職 手当、特殊要因経費を 除き、毎事業年度につ き、対前年度比業務経 費1%以上の業務の 効率化	対前年度比 △1%以上	—	△1.2%	9.3%	△1.3%			

注1) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
1. 業務改善及び業務の電子化の取組 <主な定量的指標> - 退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で一般管理費1%以上、業務経費1%以上の業務の効率化 <その他の指標> - 事業の重点化、管理部門の簡素化等の取組により業務運営コストの削減を図ったか。 - 業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげたか。 <評価の視点> - 前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	<主要な業務実績> - 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保 特定の期間において取り組む業務や組織横断的に取り組む業務についてはワーキングチームを編成し、対応するなど、柔軟な組織体制の運用を図り、効率的な業務運営に努めた。 - 事業の重点化 中期目標に基づく中期計画及び年度計画等に定める業務を推進するため「令和5年度予算編成方針」を策定し、当該方針に基づき予算編成を行い、事業の効率化・重点化を図った。 - 予算管理の徹底 中期計画、年度計画に即した適切かつ効率的な執行と予算管理の徹底を図るため、四半期ごとの予算執行状況を把握し、「令和5年度予算の早期執行及び財務会計システムの運用について」（令和5年11月2日付）を所内に通知し、予算の有効活用、早期執行等についての周知を徹底した。 これら予算執行状況を踏まえ、2回の補正予算の編成を行い、効率的な予算執行に努めたところである。 - 調達等合理化の取組 近年の物価高騰で様々な調達案件にその影響が及んでいる中、節電の励行、会計システムによる事項ごとの	<評価> 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項への対応も行っていることから、A評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 <根拠> 【効率化による経費の削減<定量的指標、評価の視点>】 ※令和4年度業務実績時の主務大臣の指摘 左記のような地道な取組により、退職手当及び特殊要因経費を除いた対前年度比一般管理費1.4%、業務経費は1.3%を削減し、達成率はそれぞれ140%、130%となった。 今回の業務効率化の比較基準年としている令和4年度に比べ、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の2類から5類への移行を踏まえ、当研究所の事業活動をさらに活発化させたことを考慮すれば、前年度比較においての経費増は避けがたい状況の中、左記に記載する地道な取組を推進することで目標を達成した。 特に令和5年度においては、令和4年度の業務実績評価にかかる主務大臣による評価（今後の課題）「今後さら	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所内各種会議におけるシンククライアント端末の活用等によるペーパーレス化の推進や、入札への誘引や入札参加資格要件の緩和などにより、より多くの業者が入札に参加できるよう配慮することをもって、業務運営コストを縮減するための活動を継続してきた。 令和５年度においては、４法人（当研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構）連携の枠外ではあるが、更なる業務運営コストの縮減を目指し、当研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構の３法人間で共同調達に関する協定書を締結し、令和６年度からの PPC 用紙の共同調達に向けて事務手続きを完了したところである。 また、財務会計システムの保守契約について、これまで単年度契約を締結していたところ、４年間の複数年契約を締結することで今後の人件費等の物価上昇による値上がりリスクを軽減し、業務運営コストの増加抑制につながる工夫を行ったところである。 ○ 管理経費１％以上、業務経費１％以上の業務の効率化 当研究所では平成１３年度に独立行政法人化されて以降、運営に当たっての基幹的な財源である運営費交付金が通減される厳しい財政状況のもと、我が国唯一の特別支援教育にかかるナショナルセンターとして、研究所一丸となって一般管理費等の削減に鋭意取り組んできている。 令和５年度においても物価高騰で様々な調達案件にその影響が及んでいる厳しい状況の中、下記に記載する	に他の独立行政法人や大学等関係機関との連携を進めるとともに、組織内部の活性化や資質向上に係る取組を引き続き実施すること。」を踏まえ、「調達等合理化」においては、４法人連携の枠外ではあるが、更なる業務運営コスト縮減のための新たな取組として、当研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構の３法人間で共同調達に関する協定書を締結し、令和６年度からの PPC 用紙の共同調達に向けて事務手続きを完了したところであり、「経費の効率化」においては、今後の厳しい財政状況を踏まえ、例えば、所内草刈業務のようなこれまで業務委託により実施していた業務について、一部でも内製化できるよう職員自らが必要な資格を取得し、直接業務に従事するよう工夫を行ったことは、経費削減はもちろんこと、所内職員の業務改善に対する意識改革に直結する取組であり、これら取組を推進したことを踏まえれば、自己評価にかかる評価は適切だと認識している。 【管理部門の簡素化・効率的な運営体制の確保＜その他の指標、評価の視点＞】 ・ ワーキングチーム編成による柔軟な組織体制の運用等とともに、テレワーク勤務であっても参加できるよう、オンラインによる会議を併用することを基本とし、効率的な運営体制を確保した。 ・ テレワーク勤務や外勤（出張）時においても業務が滞ることがないよう、引き続き、メール決裁や押印省略などに取り組み、働き方の変更にも柔軟に対応し、業務の効率化を図ることができた。	
---	--	--

	取組を推進することで、退職手当及び特殊要因経費を除き、一般管理費は対前年度比 1.4%の減、研究や研修等の業務経費は対前年度比 1.3%の減を達成した。 特に5年度においては、災害時等におけるレジリエンス、持続可能性を確保しつつ、また、電力料金単価の恒常的な高止まりにも対応できるよう、使用電力量の削減を目指し、所内の全照明設備について LED 化を図ることとして令和6年度以降の整備目標を策定するとともに、経費削減で捻出した財源を活用し、前倒しで一部整備を実施した。これら計画を着実に推進することで、固定経費である今後の電力使用料の更なる削減が期待できるところである。併せて、太陽光発電設備の今後の導入を検討するため、同設備について先進的な取組（PPA 事業※需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なサービス）を実践している国立大学法人宮崎大学を視察し、導入のための知見等について情報収集を行った。 さらには、これまで外部委託していた環境整備のための所内敷地の草刈業務について、刈払機講習を受講した職員で行うなど、一部内製化するとともに、所内敷地に所在する樹木剪定に当たっては、業者と交渉し、夏季と冬季の年2回、当該業者主催の剪定実技講習会場として所内敷地を提供することで、剪定を無償で行っていただくなど、経費削減のための工夫に取り組んだ。 また、施設整備については、事後保全から予防保全による維持管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握と修繕に努めた。 廃棄物処理に当たっても、増加傾向にある処理経費の	＜課題と対応＞ 電子決裁システムの導入に当たっては、テレワークや出張先からも決裁が可能となること、ペーパーレス化により紙やトナーの消耗品代の節減などが期待できる一方で、当研究所ではほぼ一つの建物で職員が業務を行っているため、余裕を持って準備を進めることができれば容易に決裁が進められてしまうこと、決裁件数が少ない部署では導入に見合う費用対効果が得られにくいなど、導入への課題も見られた。 厳しい予算状況の中、導入するメリットと将来的な費用負担等のデメリットを検討した上で導入の可否について検討し、決定する。	
--	---	--	--

削減を図るため、所内廃棄物について分別がなされていないことが判明した場合には、所内主要会議で徹底的に分別指導・周知を行うことで、経費削減に向けた意識改革を推進した。

○ 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、当研究所の事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度以降毎年、調達等合理化計画を策定している。また、この計画は、毎年、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会が策定しているほか、同委員会が令和 4 年度実績の点検を行い公表している。

令和 5 年度の対象となる契約件数は 26 件、契約金額は約 248 百万円である。うち、競争性のある契約は 21 件（80.8%）、約 199 百万円（80.5%）、競争性のない随意契約は 5 件（19.2%）、約 48 百万円（19.5%）となっている。

競争性のない随意契約は、水道契約 1 件、手話通訳・要約筆記契約 1 件、会場借料契約 1 件、情報基盤システムサービスユーザー追加契約 1 件、図書業務システム契約 1 件の計 5 件であり、これらについては他に供給できる業者が存在しないためである。なお、競争性のない随意契約については、調達等合理化検討会、内部統制推進会議の点検及び契約監視委員会の審査を受けている。

○ 電子化の取組

電子決裁システムの導入に向けては、複数業者からヒ

		アリングを行うとともにデモンストレーションを受け、操作感や利便性について検証するなど、具体的な検討を進めた。また、研修事業において、研修事業計画や研修実施要項、推薦書式等を当研究所の Web サイトに掲載するとともに、メールによる文書の送達及び教育委員会からの推薦書の提出もメールによる受付を行った。加えて専門研修員からの提出書類等についても、メールによる受け付けを行う等オンライン利用の取組を推進した。		
2. 予算執行の効率化 ＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・ 業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めたか。 ＜評価の視点＞ —	＜主要な業務実績＞ 中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算及び支出実績を管理し、四半期ごとの予算執行状況を把握するとともに、補正予算編成により予算の再配分を行い、予算執行の効率化を図った。	＜根拠＞ 【予算執行の効率化＜その他の指標＞】 業務達成基準による収益化の原則に基づき、四半期ごとに予算執行状況を把握し、執行状況を踏まえた補正予算編成を行い、予算執行の効率化を図った。 ＜課題と対応＞ 今後も物価高騰が継続することを想定し、予算の執行状況管理を徹底し、さらなる予算執行の効率化に努める。		

3. 間接業務等の共同実施 ＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を推進したか。 ＜評価の視点＞ －	＜主要な業務実績＞ 当研究所の所在地が交通の利便性が低い地域であるなど、経済効率性を追求するには厳しい状況の中、更なる経費節減、業務効率化を目指し、これまで「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、当研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の 4 法人で、「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について、費用対効果及び効率化等の検証を行いつつ、取組を鋭意推進してきているところである。 ○ 物品の共同調達 令和 5 年度は、以下の品目について共同調達を実施した。その結果、経費の削減、業務の効率化が図られた。 - 事務用品（ドッチファイル等） - 電気供給の調達に係る入札手続き - 電子書籍 - 古紙溶解 - 非常食 ○ 間接事務の共同実施 令和 5 年度も、以下の業務について共同で実施することにより、業務の効率化、適正化を図った。 - 予定価格作成に係る積算 - 会計事務等の内部監査 - 宿泊研修施設利用者の相互受入 - 国立大学法人等職員採用合同説明会の共同運営及び採用広報の相互協力 ○ 職員研修の共同実施 令和 5 年度は、以下の職員研修について共同で実施す	＜根拠＞ 【間接業務等の共同実施＜その他の指標＞】 効果的・効率的な業務運営のため、共同実施を決定した業務について、順次実施するとともに、費用対効果の検証等を行いつつ、新規業務の検討も行い、間接業務等の共同実施を推進している。 蛍光管の共同調達については、市場規模が縮小し、調達にかかる事務作業に比して調達のスケールメリットが得られないことから、令和 5 年度の調達から取りやめることとした。 職員研修については、職員数の少ない法人同士が共同で実施することによる開催経費の節減等のスケールメリットに加え、普段接することの少ない他法人の職員との交流・情報交換ができるなど、非常に有意義な取組となった。 ＜課題と対応＞ 今後も引き続き 4 法人の協議会の場で進捗状況等の確認を行い、間接業務等の共同実施を推進していくことで、業務の効率化、経費の削減を図る。	
--	--	---	--

		ることにより、単独では実施困難な研修機会の確保や主 担当法人以外の法人の業務の効率化、講師謝金等に係る 経費削減が図られた。また、研修を通じて4法人間の職 員の交流を図ることができた。 ・ 新規採用職員研修 ・ ハラスメント相談員研修 ・ アンコンシャス・バイアス研修 このほか、各法人が主催している研修会やセミナーへ の受講機会の相互提供を、平成 26 年度から実施してい る。		
4. 給与水準の適正化	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ・ 給与水準の適正化を図ったか。 <評価の視点> —	<主要な業務実績> 役職員の給与水準については、主務大臣より、「当該法 人は、国家公務員の給与及び他の独立行政法人の給与等 を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定して おり、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、 適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な 給与水準の設定に努めていただきたい。」との検証結果 を得ているところであり、総務大臣が定める様式により 当研究所のホームページにおいて公表した。 また、令和5年度の総人件費（最広義人件費）は 678,854 千円、職員数の減による給与支給額の減少及び 退職手当支給額の減少により前年度比 5.1%の減となっ た。	<根拠> 【給与水準の適正化<その他の指標>】 当研究所の給与基準については、国家公務員の水準未 満となっており、主務大臣より「適切な対応が執られて いると考える。」との検証結果を得ている。 <課題と対応> 引き続き、適切な役職員の給与水準を維持するよう努 める。	

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

※評定に至った理由の定型文 →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：(上記定型文のあとに)

自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：(上記定型文のあとに)

自己評価では○評定であるが、今後の課題・指摘事項の欄に示す点について、さらなる改善を期待したい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシート の番号を記載） ＜文例＞ 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要 な情報

注1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
中期目標、中期計画、年度計画												
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価								
	業務実績	自己評価	評価									
1. 自己収入の確保 ＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ったか。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ったか。 ＜評価の視点＞ ・前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ ① 外部資金の獲得 イ 競争的資金以外の外部資金獲得のための取組 (各種団体・機関との連携を通じた取組) 当研究所では、研究活動、研修活動、情報普及活動など各種事業での取組において、関係団体や機関との積極的な連携・働きかけを行い、緊密な関係性を構築できたことで、共同研究等による外部資金の獲得を行った。 (外部資金（受託事業）) 令和5年度は、受託事業2件実施した。 特に、ファーストリテイリング財団の受託事業については、全国に点在する多様な盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備を目指した教員研修のシステムと、地域資源の活用、関係機関との連携等に関する研究を行った。 <table><tr><th>資金名</th><th>金額</th><th>研究課題名</th></tr><tr><td>ファーストリテイリング財団 (令和元年～令和5年度)</td><td>5,000 千円</td><td>盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる研究</td></tr><tr><td>国立病院機構</td><td>70</td><td>先天性および若年性</td></tr></table>	資金名	金額	研究課題名	ファーストリテイリング財団 (令和元年～令和5年度)	5,000 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる研究	国立病院機構	70	先天性および若年性	＜評価＞ 評価：B その他の指標において所期の目標を達成しているものと考えことから、B評価とした。 所期の目標を達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 【関係団体・機関との緊密な関係構築＜その他の指標＞】 当研究所のミッションの内容を踏まえると、科研費等の競争的資金を獲得することは不利な条件である。そのため、当研究所の各種事業を通じて、緊密な関係構築を図ることで、共同研究の実施を実現した。 例えば、ファーストリテイリング財団の受託事業で実施している盲ろうに関する研究は現在、教員の養成段階や教員になってからも、希少障害である盲ろうについて専門的に学ぶ機会はほとんどなく、十分な教員研修の場や機会、支援体制が整備されていない状況下において、盲ろう幼児児童生徒の支援体制構築に多大なる貢献をしている。 また、作成した盲ろうに関するパンフレットやハンドブックを全国の特別支援学校等へ配布したり、全国約700か所の調剤薬局にポスターとして掲示したりした。 さらに、国際学会への参加、アメリカにおける盲ろう	＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞
資金名	金額	研究課題名										
ファーストリテイリング財団 (令和元年～令和5年度)	5,000 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる研究										
国立病院機構	70	先天性および若年性										

東京医療 センター (令和2～令 和5年度)	千円	の視覚聴覚二重障害 の難病に対する医療 および移行期医療支 援に関する研究	教育の取組の視察を通して、海外の専門家等とのつながり、ネットワークの構築、最新の研究動向を収集することができた。それらの活動を行うことにより、盲ろうに関する研究の全国的な普及啓発に寄与するとともに、同財団の理念である「より良い社会を実現するための研究、技術開発の支援や人材育成、社会的に弱い立場におかれた人々への支援を通して、あらゆる人々が共生できる持続的に発展可能な社会創り・・・に貢献していきます。」に寄与していると考え。 【参与制度を活用した基礎的研究力向上＜その他の指標＞】 当研究所の研究活動は、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応する等の研究課題を最優先にかつ重点的にエフォートを割いていることから、大学等の研究機関と比べて基礎的研究活動にエフォートを割くことが困難な状況にある。また、研究職員が、科研費をはじめとした競争的資金獲得に資する基礎的知識を蓄えることは、極めて厳しい環境下に置かれている。 そのような状況下にあって、競争的資金獲得に向けた研究力向上を図るため、参与制度を活用し、研究職員向けの「研究力向上セミナー」を開催することにより、競争的資金申請に向けた研究職員全体の意欲の向上を図るとともに、競争的資金申請に向けた個別懇談を実施することで、研究職員の研究力・申請内容の質的向上を図った。 【準備経費支援制度など組織的な支援策＜その他の指標＞】
ロ 競争的資金の獲得に向けた取組 (参与制度を活用した研究力向上のための取組) 国立大学教員として長年勤務経験がありかつ豊富な研究業績を有する国立大学名誉教授を参与として招聘し、同参与を講師とする研究職員向けの「研究力向上セミナー」を1回開催した。 また、競争的資金への申請を予定している研究職員に対して、同参与による研究内容や申請内容に関する個別懇談等を59回開催し、延べ66名の研究職員に対して指導・助言を行った。 (競争的資金獲得準備支援制度など組織的な支援策の実施) 競争的資金の獲得に向けた準備に資する経費を支援する制度として、当研究所内で公募し、支援が必要な研究職員に対して準備経費を支援した(5件)。 また、各種公募情報に関するリサーチ及び研究職員への情報提供を行うとともに、申請にあたっての事務的アシストなど、競争的資金等の外部資金獲得に向け組織的に取り組んだ。 (外部資金(科研費状況)) 科研費の状況については、令和5年度は、採択率が減少したものの、実施件数は令和4年度と同じく25件、交付額は7,750千円減の15,000千円となった。			

	このほか、他研究機関から研究分担者として、延べ7名、計 2,590 千円（直接経費 2,315 千円、間接経費 275 千円）の配分を受け、研究を実施した。 ② 資産貸付等による自己収入 令和5年度の自己収入については、 - 令和5年度から研修員宿泊棟の宿泊料について改定使用料を適用したこと - 新たに障害のある人とその支援者がともに活動するという理念を実践するための「スヌーズレンルーム」（薄暗い部屋で音や光や触覚などを刺激する道具を用いて様々な感覚から心地よい刺激を受けたり、光や音楽などでリラックスするための部屋）の外部貸出しを開始したこと 5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行されたことを踏まえて、体育館等の施設の外部貸出しを再開させ、また、貸出しの促進を図るため、新たにホームページに障害者スポーツを紹介する記事を掲載したこと により、宿泊料収入等の資産貸付収入を対前年度約4,053千円増の7,708千円へと増加させることができた。 併せて、新たに地域貢献活動の一環として地元野比東町内会に会合会場として会議室の貸し出しを行い、地元自治体との良好な関係構築にも努めた。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>宿泊棟</td><td>件数</td><td>263 件</td><td>350 件</td></tr></table>			令和4年度	令和5年度	宿泊棟	件数	263 件	350 件	当研究所の研究職員は、基礎的研究活動にエフォートを十分に割くことが困難であるため、競争的資金獲得の申請に耐えうる研究業績を蓄積しにくい状況にある。そのため、競争的資金獲得の準備経費を支援することで、研究職員の基礎的研究力の向上の下支えを図った。また、各種公募情報に関するリサーチ及び研究職員への情報提供を行うとともに、申請にあたっての事務的アシストなど研究職員の負担軽減等により、競争的資金申請の円滑化を図った。 【科学研究費補助金採択状況＜その他の指標＞】 令和5年度の科学研究費補助金の採択率は微減しているが、採択件数は昨年と同数であった。また、他の研究機関からの研究分担者として研究費の配分を受けている。 さらに、参与による「研究力向上セミナー」を開催するとともに個別懇談による支援など研究職員の研究力を向上させる取組を進め、外部資金の獲得に向けて組織的に取り組んでいる。 【外部資金獲得の取組＜評価の視点＞】 ※令和3年度実績評価時の主務大臣指摘 主務大臣からの指摘事項である「研究の多様性の確保のため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。」を踏まえ、以下の点を行った。 科学研究費助成金等の外部競争的資金獲得に向けては、参与との懇談の機会を、全ての新規採用研究職員には年度当初に、その他の研究職員には希望に応じて申請時期までの間に確保するように努めた。	
		令和4年度	令和5年度								
宿泊棟	件数	263 件	350 件								

	<table><tr><td>使用料</td><td>金額</td><td>3,622 千円</td><td>7,238 千円</td></tr><tr><td>体育館等</td><td>件数</td><td>3 件</td><td>88 件</td></tr><tr><td>使用料</td><td>金額</td><td>33 千円</td><td>470 千円</td></tr></table>	使用料	金額	3,622 千円	7,238 千円	体育館等	件数	3 件	88 件	使用料	金額	33 千円	470 千円	研究計画立案準備や資料収集等のための経費の配分、競争的資金獲得に向けた所内セミナーの開催等を行った。					
	使用料	金額	3,622 千円	7,238 千円															
	体育館等	件数	3 件	88 件															
	使用料	金額	33 千円	470 千円															
	(施設使用料の適正化)	【資産貸付等の自己収入＜その他の指標＞】																	
	近年の物価高騰のほか、近隣の同様施設における使用料の調査、不動産鑑定士の意見等を踏まえ、研修員宿泊棟を含む施設の使用料について検証を行ったところであり、令和7年4月と令和8年4月の2か年計画で使用料の改定を行うこととした。しかしながら、引き続き物価高騰が継続していることから、令和6年度についても、再度研修員宿泊棟にかかる施設使用料について検証を行い、自己収入の確保を図るために必要な措置を講じる予定である。	当研究所の所在地は交通の利便性が高く無い地域にあり、保有資産を活用した自己収入の確保には条件が厳しい中、令和5年度からは研修員宿泊棟の使用料については受益者負担の適正化の観点等からの改定使用料を適用するとともに、「スノーズレンルーム」の貸し出しを開始したこと等により、自己収入の確保に努めた。																	
		引き続き、物価高騰が継続していることから、令和6年度についても、再度研修員宿泊棟にかかる施設使用料について検証を行い、自己収入の確保を図るために必要な措置を講じる予定である。																	
	③ 寄附・基金による自己収入	<課題と対応>																	
	障害のある子どもの教育のより一層の振興を図るため、広く国民からの寄附及び基金を募り、随時受け入れている。令和5年度は、ホームページの該当ページ及びチラシの改定を行い広報を行い、その結果、1千円（1者）の寄附及び461千円（7者）の基金を受け入れた。	期待される研究成果をあげるため、民間の外部資金の獲得について促すなどの取組を行う。また、科学研究費補助金獲得についても、参与と研究職員との懇談の機会を増やす等、申請を促す取組を実施するなど引き続き競争的資金の獲得及び自己収入の確保に努める。																	
	<table><tr><td colspan="2"></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td rowspan="2">寄附</td><td>件数</td><td>1 者</td><td>1 者</td></tr><tr><td>金額</td><td>1 千円</td><td>1 千円</td></tr><tr><td rowspan="2">基金</td><td>件数</td><td>5 者</td><td>7 者</td></tr><tr><td>金額</td><td>237 千円</td><td>461 千円</td></tr></table>			令和4年度	令和5年度	寄附	件数	1 者	1 者	金額	1 千円	1 千円	基金	件数	5 者	7 者	金額	237 千円	461 千円
		令和4年度	令和5年度																
寄附	件数	1 者	1 者																
	金額	1 千円	1 千円																
基金	件数	5 者	7 者																
	金額	237 千円	461 千円																

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進 ＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・ 障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。 ＜評価の視点＞ —	＜主要な業務実績＞ ○ 5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行されたことを踏まえて、体育館及びグラウンドの外部貸出しを再開させるとともに、新たにホームページに障害者スポーツを紹介する記事を掲載し、外部利用の促進を図るための工夫を行った。なお、現状においても、利用に当たっては、体育館の出入口にアルコール消毒液を配置し、利用者にアルコール除菌の励行をお願いするなど、感染症の感染拡大予防に留意しているところである。 ○ 来場型で実施した研究所公開では、障害種別研究班の紹介ブースを体育館に設置、また、だれもが主役になれる「ユニバーサル野球」体験会を体育館で実施することにより、多くの来場者に体育館にお越しいただき体育館の存在を広報した。 また、横須賀市教育研究所による横須賀市の教員研修のプログラムとして当研究所の施設見学を実施し、90名程の参加者に体育館の障害者スポーツに対応した用具を実際に使用しつつ体育施設の利活用について紹介した。 さらに、研究所要覧やNISEパンフレットに体育施設の利用案内の掲載を継続し、広く体育施設の周知に取り組んだ。	＜根拠＞ 【施設の充実＜その他の指標＞】 障害者スポーツ団体の利用促進を図るため、車椅子用シャワールームの増築、障害スポーツ用具の整備や体育館の給排水管を更新するなど、施設の充実に努めた。 【活用促進のための広報活動＜その他の指標＞】 当研究所で開催する研究所公開や横須賀市の研修プログラムにおける見学等の機会を活用して、体育施設の利用の可能性の高い近隣地域の方に効果的に体育施設の利用を広報することができた。 ＜課題と対応＞ 引き続き、体育館及びグラウンドの貸出について、外部利用の促進を図るため広報活動を推進し、自己収入の増を図る。	
---	---	---	--

	3. 保有財産の見直し ＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 保有の必要性について不断の見直しを行ったか。 ＜評価の視点＞ －	＜主要な業務実績＞ ○ 毎年度、財務・施設委員会において、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所固定資産の減損に係る会計処理細則に定めた基準に基づき、保有財産の必要性を判定している。令和5年度においても、保有財産は研究・研修事業等に活用されており、当該基準を満たしていることから、保有の必要があると判断した。 ○ 当研究所、独立行政法人青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の4法人のホームページに相互リンクを貼り、4法人間における施設の利用促進を図っているところである。	＜根拠＞ 【保有財産の見直し結果＜その他の指標＞】 保有財産は、研究・研修事業等における利用実績を勘案した基準を満たしており、現状保有は適切である。 ＜課題と対応＞ 毎年、財務・施設委員会において保有財産の保有の必要性について、基準に基づく判定を行っており、今後も保有財産の有効活用に努め、不断の見直しを行う。																											
IV 予算、収支計画及び資金計画 1. 令和5年度予算	＜主要な業務実績＞ 1. 令和5年度予算 <table><tr><td>収入</td><td>1,149,136 千円</td></tr><tr><td>運営費交付金</td><td>1,057,851 千円</td></tr><tr><td>施設整備費補助金</td><td>74,737 千円</td></tr><tr><td>寄附金収入</td><td>462 千円</td></tr><tr><td>雑収入</td><td>8,779 千円</td></tr><tr><td>受託事業等（間接経費含む）</td><td>7,307 千円</td></tr><tr><td>支出</td><td>1,191,595 千円</td></tr><tr><td>人件費</td><td>673,139 千円</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>186,238 千円</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>239,341 千円</td></tr><tr><td>研究活動</td><td>63,198 千円</td></tr><tr><td>研修事業</td><td>75,508 千円</td></tr><tr><td>情報普及活動</td><td>100,636 千円</td></tr></table>	収入	1,149,136 千円	運営費交付金	1,057,851 千円	施設整備費補助金	74,737 千円	寄附金収入	462 千円	雑収入	8,779 千円	受託事業等（間接経費含む）	7,307 千円	支出	1,191,595 千円	人件費	673,139 千円	一般管理費	186,238 千円	業務経費	239,341 千円	研究活動	63,198 千円	研修事業	75,508 千円	情報普及活動	100,636 千円			
収入	1,149,136 千円																													
運営費交付金	1,057,851 千円																													
施設整備費補助金	74,737 千円																													
寄附金収入	462 千円																													
雑収入	8,779 千円																													
受託事業等（間接経費含む）	7,307 千円																													
支出	1,191,595 千円																													
人件費	673,139 千円																													
一般管理費	186,238 千円																													
業務経費	239,341 千円																													
研究活動	63,198 千円																													
研修事業	75,508 千円																													
情報普及活動	100,636 千円																													

	2. 令和5年度収支計画	施設整備費	78,064 千円		
		寄附金	4,172 千円		
		受託事業等（間接経費含む）	10,640 千円		
	2. 令和5年度収支計画	費用の部	1,016,969 千円		
		人件費	705,786 千円		
		一般管理費	35,889 千円		
		業務経費	230,865 千円		
		減価償却費	44,410 千円		
		財務費用	19 千円		
		臨時損失	0 千円		
		収益の部	1,022,738 千円		
		運営費交付金収益	870,893 千円		
		資産貸付収入等	20,258 千円		
		資産見返負債戻入	44,410 千円		
		引当金見返に係る収益	87,177 千円		
		臨時利益	0 千円		
	3. 令和5年度資金計画				
	3. 令和5年度資金計画	資金支出	1,263,027 千円		
		業務活動による支出	1,011,344 千円		
		投資活動による支出	251,683 千円		
		財務活動による支出	0 千円		
		資金収入	1,156,173 千円		
		業務活動による収入	1,078,109 千円		
		投資活動による収入	78,064 千円		
	V 短期借入金の限度額	<主要な業務実績>			
		短期借入該当なし。			

	VI 剰余金の使途	<主要な業務実績> 剰余金該当なし。		
--	-----------	---------------------------	--	--

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

※評定に至った理由の定型文 →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：(上記定型文のあとに)

自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：(上記定型文のあとに)

自己評価では○評定であるが、今後の課題・指摘事項の欄に示す点について、さらなる改善を期待したい。

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【困難度：高】 令和3年度に、科技イノベ活性化法上の研究開発法人となることから、研究の多様性の確保に努め、大学・関係機関等と連携しながら先端的な研究を推進することが必要であり、重要度は高い。また、新たに連携を進めていくことになるため、困難度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	共同研究の実施件数	中期目標期間中に1以上	—	0	0	2件（3機関）			

注1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
1. 内部統制の充実 ＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ - 内部統制システムを充実・強化を行ったか。 ＜評価の視点＞ - 前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ ○ 令和5年度は、令和4年度発生したリスク等を勘案し作成したリスク対応計画（アクションプラン）に基づき、内部統制が有効に機能しているかどうかを確認するためモニタリングを行った。また、本モニタリングの結果を踏まえ、令和6年度の業務フロー及びリスク対応計画（アクションプラン）を作成した。 なお、リスク対応計画については、監事による監査意見を踏まえ、リスクに対応した方策を明らかにするため、リスクの「発生可能性」及び「影響度」が一定程度高いものについては、引き続き、リスク対応の具体的な内容を記載した。 さらに、内部統制の運用状況と監視を検証するために、アクションプランの作成方針及びアクションプランを事前に監事に確認いただき、内部統制機能の充実に図る取組を新たに行った。 ○ 理事長が主宰する月2回の総合調整会議において各部・センターへの情報の共有・伝達に努めた。また、掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職員への情報伝達を徹底した。 ○ 内部監査及び監事監査を行い、監査後は監査結果を理事長へ迅速に報告し、理事長は監査結果を基に各部署に必要な指示を行った。 ○ 「令和6年能登半島地震」の発生を受け、理事長の	＜評価と根拠＞ 評価：S 主な定量的指標、その他の指標において所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られたものと考え。特に、「4. 大学・関係機関等との連携」については、中期目標において、「困難度：高」として位置付けられている取組であり、大学等との新たな連携を進めた実績も含まれている。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項への対応も行っている。これらの点を踏まえS評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 【内部統制システムの充実・強化＜その他の指標、評価の視点＞】 ※令和4年度実績評価時の有識者からの意見 内部統制システムについては、アクションプランのモニタリングを実施するとともに、監事監査を踏まえ内容の見直しを図るなど、内部統制システムの充実・強化が図られている。また、理事長のリーダーシップの下、リスクマネジメントの向上、組織内部の情報の伝達の円滑化が図られるとともに、監査結果の伝達による業務改善が図られるなど、内部統制の充実が図られた。	＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

		リーダーシップの下、当研究所における防災備蓄品の保存状況、品目及び数量等の確認と見直しを行うとともに、全職員を対象として防災備蓄倉庫の所在地等の現地確認を行い、職員の防災意識向上を徹底した。	さらに、令和４年度の有識者からの意見である「内部統制システムの充実・強化が図られているとの自己評価を、今後も継続強化することを期待する」を踏まえ、監事による確認を内部統制システムの流れに導入するなどの取組を新たに行い、内部統制の充実を図った。 ＜課題と対応＞ 監査で指摘があった事項については、所内で令和６年度も継続的に監査を行い、業務改善が図られているか確認し、引き続き内部統制の充実・強化に努める。また、引き続き、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営に努めていく。	
２．研究データの管理・活用 ＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・ 組織的な体制・環境の整備を行ったか。 ＜評価の視点＞ －	＜主要な業務実績＞ ○ 統合イノベーション戦略 2021(令和３年６月１８日閣議決定)及び科学技術・イノベーション基本計画(令和３年３月 26 日閣議決定)に基づき、当研究所におけるオープン・アンド・クローズ戦略に基づいた研究データの管理・利活用の促進を図るために、令和３年度～４年度の期間で設置された「研究データ管理・活用 WG」における課題の整理・検討を踏まえ、令和６年度からの実施に向けた制度・技術両面の環境整備を進めた。 ○ 制度面においては、他の研究機関での事例を参考にしつつ当研究所が保有する研究データの特性を踏まえた「研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」及び「データポリシーにおける管理対象データの研究所の基準等及び公開・共有データの研究所の方針」が令和４年度末に策定されたことを受け、特	＜根拠＞ 【研究データの管理・活用に向けた取組＜その他の指標＞】 制度面及び技術面の検討を行い、データポリシーを踏まえたデータマネジメント(DMP)を策定するとともに、学認への参加や「JAIRO Cloud」の提供を受けるなど、研究データの組織的かつ適切な管理や利活用に向けた取組を推進することができた。 ＜課題と対応＞ データポリシーの趣旨や「JAIRO Cloud」の運用ルール等を所内規則等に反映させ、実効性のある体制を構築し運用を図っていくことが課題であり、引き続き制度面及び技術面両面の検討を進めていく。		

		にデータマネジメントプラン（DMP）について、研究班長会議で周知を図り、令和6年度科研費申請時を念頭に検討を行った。 ○ 技術面においては、国立情報学研究所（NII）が運用する「NII Research Data Cloud」を利用した研究データ管理基盤及び研究成果リポジトリの整備を進めた。研究データ管理基盤については、NIIより「GakuNinRDM」の提供を受けてストレージ機能を構築することとし、その提供を受ける前提条件としてNIIの学術認証フェデレーション「学認」に参加する必要があったことから、令和5年12月の情報基盤システム更新において学認対応型の認証機能を実装し、学認への参加を実現した。研究成果リポジトリについては、令和6年1月にNIIより「JAIRO Cloud」の提供を受け、令和6年度運用開始に向けたコンテンツ管理機能や検索画面等の準備を行った。		
3. 情報セキュリティの対策の推進 ＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 情報セキュリティ対策を厳格に実施したか。 ＜評価の視点＞ —	＜主要な業務実績＞ ○ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が1月に実施した「サイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査のフォローアップ」において、令和4年度に実施されたNISC監査の結果を受け、マネジメント監査・ペネトレーションテストそれぞれの指摘事項に対して、改善計画に基づく情報セキュリティ対策の維持・強化に努めていることが確認された。 ○ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和5年7月4日に改正されたこと等を踏まえ、クラウドサービスの利用やWeb会議サービス利用時の対策の強化、情報システムのライフサイ	＜根拠＞ 【情報セキュリティ対策の取組＜その他の指標＞】 情報セキュリティポリシーの実効性を高めるために情報基盤システムの機能強化、職員を対象とした標的型攻撃メール訓練等を実施したことにより、情報セキュリティ水準の維持向上及び職員の情報セキュリティ意識の向上を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 情報セキュリティに関する脅威は近年増大しており、物理的な側面及びヒューマンエラーを防ぐ等の人的側面双方の強化を図っていくことが必要である。引き続き、		

	クル各段階においてセキュリティ対策で留意すべき点を追記するなどの情報セキュリティポリシー見直しを行うとともに、12月の情報基盤システム更新において、認証機能の強化、エンドポイントプロテクション機能の強化、支給端末以外のVPN接続を禁止する措置等、情報セキュリティ水準の一層の強化を図った。 ○ 新規職員採用研修において情報セキュリティに関する研修を実施するとともに、5月に全職員を対象とする情報セキュリティ説明会を開催した。併せて、2月から3月に全役職員に対する標的型攻撃メール訓練を2回実施し、情報セキュリティに関する意識及び能力の向上を図った。 ○ NISC 主催の勉強会及び CSIRT 研修に担当職員を参加させ、情報セキュリティに関する最新の情報収集及び資質の向上を図った。	基本的対策を徹底の上、最新情報の収集や職員に対する注意喚起及び教育訓練を行い、情報セキュリティ水準の維持向上に努めていく。	
4. 大学関係機関等との連携 <主な定量的指標> ・ 中期目標期間中に共同研究の実施、少なくとも1件以上 <その他の指標> ・ 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図ったか。 ・ 共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的	<主要な業務実績> ① 久里浜特別支援学校との連携・協力 久里浜特別支援学校との連携・協力を資するため、以下のことを行った。 ○ 久里浜特別支援学校とは「教育研究協力に関する協定書」を平成16年に締結し、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子どもの教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図ることとしている。また、平成24年には、「防災及び災害応急対策活動等の相互協力・応援に関する協定書」を締結し、相互に防災上の協力を行うとともに、被災した場合には相互に応援することにより、防災及び応急対策活動等	<根拠> 【大学・関係機関等との連携<困難度：高の取組>】 重要度が高いことに加えて、これまでにない新たな連携を進めていくこととなり、実現が容易ではなく、挑戦的な取組であることから、中期目標において「困難度：高」として位置付けられている取組である。 この項目について一定の実績を得ることができたことは、今後の当研究所における各種活動の可能性を大きく広げる大変意義のある取組と考える。 【久里浜特別支援学校との連携<その他の指標>】 久里浜特別支援学校との連携として、研究職員による	

な連携を大学や民間企業等と実施したか。 <評価の視点> 前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	の万全を期すこととしている。 ○ 聴覚班では、「知的障害を伴う自閉症児の聞こえの実態と支援に関する研究」について、久里浜特別支援学校を研究協力校として依頼し、聴力測定の見学、意見交換、聴力検査・事前指導に関わる意見交換、聞き取り調査等を行った。また、自閉症班、幼児班では、授業参観や授業研究会での助言等、年間を通じて研究交流を行った。 さらに、先端的・先導的チームにおいても久里浜特別支援学校を研究協力機関とし、プログラミング教材を活用した授業実践と情報提供を依頼した。 ○ 双方の役職員を構成員とする連絡会議を設け定期的に運営等の課題について連絡調整を図った。 ○ 当研究所が行う特別支援教育専門研修の実地研修先として久里浜特別支援学校を設定し、研修を実施した。 ○ 久里浜特別支援学校が実施する防災訓練に当研究所職員が参加したり、事務職員が久里浜特別支援学校の運動会等の行事に参加し、障害のある幼児児童と交流することにより、事務職員の意識向上や特別支援教育の現場を知る機会を新たに設けた。 ② 教育委員会との連携 ○ 同意を得られた全国特別支援教育センター協議会の加盟機関同士で情報提供・交流等を行うネットワークを構築した。令和5年度は、メーリングリストを活用し、当研究所から各種セミナーの案内、研究成果物の配布や加盟機関から開催事業の案内についての情報発信を行った。	指導助言や連絡会議の開催による定期的な連絡調整、久里浜特別支援学校の防災訓練への参加、事務職員が久里浜特別支援学校のイベント等に参加する等の取組を行うなど、連携・協力を推進することができた。 【共同研究の実施に向けた取組く定量的指標、その他の指標>】 組織的かつ継続的な連携の一環で、以下のとおり <u>2件、3機関（目標値に対して 200%）</u> と共同研究を実施した。 ○ 知的障害のある児童生徒を対象としたプログラミング教育は、実施には困難が伴うために、実践事例が十分に蓄積されておらず、かつ、市場規模が小さく民間事業者の参入が厳しいという現状があり、こうした現状を踏まえると、「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」は、教育現場の喫緊の課題に対応する重要度の高い研究課題であり、また、その課題に大手通信会社の関連企業である株式会社 e-Craft と連携して取り組むことは非常に意義があるものとなっている。 ○ 広島大学との連携協定の締結（令和3年3月19日締結）を踏まえ、広島大学の研究者と共同で研究を進めたことにより、専門的立場からの知見、教員の養成に携わる立場からの知見、その他総合大学としての広島大学が有する知見の提供を受けること、並びに ICT 活用に係る取組を広島大学と連携して精力的に進めている広島県立の特別支援学校における事例研究の展開等を可能にし、多角的な視点や有益な情報がもたらされ、研究活動を充実させることができた。（再掲） ○ 国立高等専門学校との連携協定の下、高等専門学校	
---	--	---	--

	全国特別支援教育センター協議会総会及び研究協議会の場を活用し、当研究所が実施する研究成果や事業の説明を行った。 ○ 神奈川県教育委員会との連携・協力協定の締結により設置された連携・協力推進会議を2回（令和5年8月23日、令和6年3月22日）、同会議の下に設置された研究部会を2回（令和5年9月19日、令和6年2月26日）、研修部会を2回（令和5年9月21日、令和6年2月28日）それぞれ開催した。 同会議等では①県立特別支援学校等と当研究所が協働して行う調査研究活動、②特別支援教育に係る専門性の向上を図る取組、③当研究所の研究成果物等の活用方法等について意見交換を実施した。 ③ 大学関係機関等との連携 （広島大学との連携） ○ 障害種別特定研究「肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究」において、広島大学の研究者が研究協力者として参画し、研究協議に参加して議論に加わり、肢体不自由教育に関する有識者としての知見の提供、調査結果の検討等を通じて、広島大学との連携協定を踏まえた共同研究として連携協力関係を構築し、研究を推進した。（再掲） ○ 西日本ランチ広島オフィスを中心に、広島大学と連携を図り、令和6年3月に、ウェルビーイングをテーマとした「広島大学・国立特別支援教育総合研究所共同シンポジウム」を開催した。シンポジウムは、広島大学のダイバーシティ&インクルージョン推進機構の設置記念式典、及び記念講演とともに実施され、	の研究者と共同で研究を進めたことで、教育分野の研究者が多くを占める当研究所だけでは困難な、工学分野からの知見を得ることができ、研究の質的向上につなげることができた。（再掲） 【教育委員会との連携＜その他の指標＞】 神奈川県教育委員会との連携・協力協定に基づき、研究活動等について連携を推進した。 【大学関係機関等との連携＜その他の指標、評価の視点＞】 ※令和3年度実績評価時の主務大臣指摘、有識者からの意見及び令和4年度実績評価時の主務大臣指摘 ① 広島大学との取組 主務大臣等からの指摘事項である「他機関との連携の推進により研究力の向上に向けた体制整備の充実が図られていると認められるが、さらなる充実を図るため、他機関との連携について、より一層の推進を図ること。」等を踏まえ、以下の点を行った。 イ 包括連携協定を締結している広島大学をはじめ、これまでに連携協力して研究等に取り組んできた大学等との情報交換、研究協議等を行うとともに、研究力向上に向けた所内セミナー等の充実に努めた。 さらに、大学、研究機関等との共同研究の実施に向	
--	---	---	--

	当研究所からは上席総括研究員が登壇し、特別支援教育や障害者のウェルビーイングの視点から話題提供を行った。 (国立高等専門学校機構との連携協定締結と共同研究) ○ 障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において、国立熊本高等専門学校の研究者が研究協力者として参画し、ICT 活用に関する専門的立場からの知見の提供を受け、協議を進める等、連携協力して研究を推進した。このことを契機として令和5年度には、国立熊本高等専門学校機構との連携協定を締結し、連携協定を踏まえた共同研究として連携協力関係を構築した。(再掲) (福岡教育大学との連携に向けた協議) ○ 福岡教育大学における九州エリアにおける教員養成の中核拠点の形成を目指した将来構想を踏まえて、福岡教育大学と連携・協力・研究を進めるに当たり、目的や方向性等について双方で議論を重ねた。とりわけ、地域課題の解決に向けた研究の推進において、当研究所と大学、及び自治体が、それぞれどのような役割を担い協働するのか等の観点から今後の進め方を検討した。(再掲) (大阪大学との連携に向けた協議) ○ 大阪大学大学院連合小児発達学研究科の研究領域が、当研究所の研究課題と関連する可能性が考えられたこと、さらに、医科学系の研究と当研究所の教育系の研究の融合は有益な成果をもたらすと考えられたことから、まずは、当研究所の各研究班の取組の中で、関連すると思われる研究活動等を取り上げ、連携の可能性について協議を進めた。(再掲)	け、検討・準備を進めた。 ロ 現在までに、包括連携協定を締結している広島大学の先進理工系科学研究科やダイバーシティ研究センターの研究者等、教育学系以外の研究者と情報交換を行った。また、広島大学ダイバーシティ&インクルージョン推進機構と当研究所西日本ランチ広島オフィスを中心に、広島大学・国立特別支援教育総合研究所共同シンポジウムを行った。 ② 国立高等専門学校（高専）機構との連携協定締結と共同研究 特別支援教育を受ける子供たちのために一層のテクノロジー活用が望まれる時宜にふさわしい協定であり、今後ニーズとシーズを合致させた連携が期待できる。初等中等と高等教育の連携や文理融合など文部科学行政の目指す施策にも具体例となるものである。 ③ 福岡教育大学との連携に向けた協議 福岡教育大学との連携に向けた検討協議会を2度開催した。このことは、特別支援教育においては人材育成が喫緊の課題となっている中、教員養成大学との連携・協力は、その課題解決に寄与する取組が期待されるものであり、今後に向けた検討を進められたことは、九州エリアの教員養成の充実を図っていく上でも大変意義がある。 ④大阪大学との連携に向けた協議 大阪大学の研究科長を交えた連携に向けた検討協議を2度開催した。このことは、他分野と連携し、その知見を取り入れることで、特別支援教育のさらなる充実につながることが期待され、今後の連携を見据えて協議を行ったことは大変意義がある。	
--	--	--	--

	④ 他機関との連携 ○ 久里浜少年院との連携の一環として、久里浜少年院で行われている要支援在院者に対する新たな職業能力開発指導の実践研究授業に当研究所の研究員が参加するとともに、久里浜少年院を含む矯正教育関係者が当研究所の実施する専門研修の講義聴講をするなどした。 ○ 久里浜医療センターとの連携の一環として、久里浜医療センター名誉院長に当研究所専門研修等の講師を担当してもらうとともに、医療センター職員と当研究所研究職員で構成する合同ケース会を開催し、ゲーム症に関する検討を行うなどした。 ○ 横須賀市歯科医師会が運営する三浦半島地域障害者歯科診療所の歯科医師、歯科衛生士、久里浜特別支援学校の教員と連携し、同校に在籍する自閉症児童の歯科受診にあたっては、児童が見通しをもち安心できるように、実態の把握から事前指導の検討を教員と当研究所の研究職員で行うとともに、歯科医師、歯科衛生士とも情報交換して具体的な支援方法を共有しながら障害のある子供の歯科受診の支援を行った。 ⑤ 民間企業等との連携 ○ 第5期中期計画期間に新たに設けられた研究区分「先端的・先導的研究」において令和4年度の所内公	【他機関との連携＜その他の指標＞】 ① 久里浜少年院との取組 久里浜少年院とは、当研究所の実施する研究活動、研修活動、情報支援活動など各種事業を通じて、日常的に連携を図るための働きかけを行ってきたところであり、その結果として、久里浜少年院で行われている久里浜少年院で行われている要支援在院者に対する新たな職業能力開発指導の実践研究授業に当研究所の研究員が参加するとともに、久里浜少年院を含む矯正教育関係者が当研究所の実施する専門研修の講義聴講をするなどの連携を行うことができた。 ② 久里浜医療センターとの取組 久里浜医療センターとは、当研究所の研究活動、研修活動、情報支援活動など各種事業を通じて、日常的に連携を図るための働きかけを行ってきたところであり、その結果として、久里浜医療センター院長に当研究所専門研修等の講師を担当してもらうとともに、医療センター職員と当研究所研究職員で構成する合同ケース会を開催し、ゲーム症に関する検討を行うなどの連携ができた。 ③ 三浦半島地域障害者歯科診療所等との取組 三浦半島地域障害者歯科診療所、久里浜特別支援学校と連携し、久里浜特別支援学校に在籍する自閉症児童の歯科受診の支援を行い、三浦半島地域障害者歯科診療所との協力関係を構築している。 【民間企業等との連携＜その他の指標＞】 ① 先導的・先端的研究の実現に向けた取組 横須賀テレコムリサーチパークに所在する大手通信会	
--	--	---	--

		募により採択された「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」について、令和5年度から2ヶ年間、横須賀テレコムリサーチパークに所在する大手通信会社の関連会社である株式会社 e-Craft とプログラミング教材について、知的障害のある児童生徒にも活用しやすいインターフェースやツールの改善と活用方法の共同研究契約を締結し、共同研究を開始した。(再掲) また、横須賀地域研究機関等連絡協議会の会員となっている研究機関に所属する研究職員が開発した ICT 機器を活用した連携協力の在り方について検討を開始した。連携協力の第一歩として 11 月に開催した研究所公開で当該 ICT 機器を来場者について対象にデモンストレーションを実施した。 ○ 横須賀地域研究機関等連絡協議会の特別会員機関である国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) により「NICT のワイヤレスネットワーク研究の取組」をテーマに第 1 回研究フォーラムがオンラインで開催され、当研究所から職員が参加した。 また、同じく特別会員機関である防衛装備庁艦艇装備研究所により「海洋の防衛に係る防衛装備庁艦艇装備研究所の取組」をテーマに第 2 回研究フォーラムが集合にて開催され、当研究所から職員が参加した。	社の関連会社である株式会社 e-Craft との共同研究契約を締結したこと。また、横須賀地域研究機関連絡協議会の会員となっている研究機関と連携協力の在り方について検討を進めることにしている。 ② その他民間企業との連携に向けた取組 当研究所の研究活動等に理解のある企業に接触を試みたところ、当研究所の研究所公開の実施にあたって、大手飲料メーカーによる協賛・支援を受けた。 ＜課題と対応＞ 引き続き、連携を図り相互協力に資するよう努めている。	
5. 施設・整備に関する計画	＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ○ 研修員、職員及び外部利用者等の安全を確保するため、異常気象、地震等の自然災害に備え、保有施設の強靱化に資するべく、研修棟ヒートポンプチラー更新及び研究管理棟等給排水管更新を実施し、それぞれ 2	＜根拠＞ 【施設修繕・改修の実施＜その他の指標＞】 管理施設の点検チェックリストを定めたメンテナンスサイクルを活用することで、優先度を判断しつつ、緊急性の高い施設設備の修繕・改修を行うことができた。	

	＜その他の指標＞ ・ 管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進したか。 ＜評価の視点＞ －	月、3月に竣工した。併せて、老朽化が進行していた研究管理棟の困障改修工事を実施し、12月に竣工した。 ○ 各施設設備の点検事項のチェックリストなどを定めたメンテナンスサイクルにより、各施設設備の状況を把握し、緊急性の高い施設設備の修繕・改修を実施した。 ○ 併せて、施設設備整備については、事後保全から予防保全による維持管管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握と修繕に努めた。(再掲) ○所内委員会である財務・施設委員会において、第6期中期目標期間における施設設備の整備計画の検討にも着手した。	＜課題と対応＞ 当研究所は、創設 50 年を過ぎ施設の老朽化が顕著となっており、近年の修繕経費も増加傾向しているところである。研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化を推進するためにも、引き続き、事後保全から予防保全による維持管理に努めるとともに、国からの施設整備費補助金等を獲得しつつ、費用の平準化を図りながら、計画的に修繕・改修等を実施する。	
	6. 人事に関する計画 ＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・ 研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ったか。 ・ 研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ったか。 ・ 外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげたか。	＜主要な業務実績＞ ○ 業務運営の効率化 組織体制について、令和3年度より引き続き4部2センター制を維持し、組織横断的に検討する必要がある業務については、ワーキンググループを組織することにより、柔軟かつ迅速に対応した。 ○ 人材の確保 ① 研究職員の確保 イ 複数回の公募による方策の推進 研究職員について幅広い人材を確保するため、公募による開かれた方法により、新規採用を行った。また、公募については、複数回・年度途中採用・令和7年度採用など、柔軟な対応により実施した。	＜根拠＞ 【研究職員の人材確保に向けた取組＜その他の指標＞】 当研究所の所在地は、鉄道の最寄駅からは離れており道程に高低差もあるなど徒歩によるアクセスが困難であることからバス利用を余儀なくされ、バスの運行頻度もとても低く、交通の利便性が良いとはいいがたい地域である。 また、当研究所周辺には商業施設（コンビニ等）は全くなく、最寄りの商業施設まではバス利用でなければアクセスできないなど、日常的な生活環境も十分とは言えない条件にある。 他方、当研究所のミッションを踏まえると、研究活動としては、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応	

<評価の視点> —	ロ 教育委員会との人事交流の推進 当研究所の研究活動は、教育現場の喫緊の課題を研究テーマとするなど、実質的な研究を行うことから、研究職員のうち一定数について教育委員会との人事交流を推進している。令和5年度には、3県・2指定都市との人事交流を行っている。 ハ 高度専門人材の確保 特別支援教育分野については、専門性が幅広いことから、客員研究員の雇用や、研究職員とは別に特任研究員を委嘱することにより専門人材を確保し、研究活動の水準の維持向上に努めている。令和5年度については、特別支援教育に関する諸外国における国際的な動向に関する専門分野を中心に客員研究員1名を雇用し、特任研究員11名を委嘱した。 二 参与制度の活用 研究職員の研究力の向上を図るため、引き続き、国立大学教員として長年勤務経験がありかつ豊富な研究業績を有する国立大学名誉教授を当研究所参与として委嘱し、研究活動に関する様々なアドバイスを受けるなど、研究職員全体の意欲が向上した。 ② 事務職員の確保 イ 採用方法の魅力化・特色化の推進 事務職員については、国立大学法人等職員採用試験合格者を対象とした合同説明会において、当研究所や先輩職員の紹介を行うほか、当研究所で見学会を開催し、研究職員と交流したり職場の雰囲気を経験してもらうなど、積極的な採用活動を行った。 ロ 国立大学法人等との人事交流の推進 首都圏在所の国立大学法人との人事交流を推進す	する等の研究課題を最優先にかつ重点的にエフォートを割く必要があり、大学等の研究機関と比べて研究職員がみずから取り組む研究活動の自由度も低いなど、厳しい条件にある。 このように、地理的に厳しい地域に所在し、かつ研究活動にも制約があるなど、採用条件がとてもしんどい状況であるにもかかわらず、＜主な業務実績＞にあるような様々な取組を創意工夫を行った結果、当研究所のミッション（期待）に応える高度な専門人材の確保と研究水準の維持向上を図ることができた。 【事務職員の人材確保に向けた取組＜その他の指標＞】 必ずしも良いとは言えない地理的条件に位置し人材の確保が難しいなか、研究、研修、情報普及及び業務運営を行う上で、公募や人事交流により幅広い人材を確保した。 事務職員の採用に当たっては、当研究所の見学会を複数回開催し、職場の雰囲気を体験してもらう等の取組をしたことにより、多数の応募者を確保することができた。また、グループディスカッションを行う等、コミュニケーション能力を重視する試験を行い、質が高く優秀な新卒職員を採用することができた。 【職員研修の実施＜その他の指標＞】 職員研修については、職員数の少ない法人同士が共同で実施することによる開催経費の節減等のスケールメリットに加え、普段接することの少ない他法人の職員との交流・情報交換ができるなど、非常に有意義な取組となった。	
-------------------------------	---	--	--

	ることで、基幹的な事務部門における専門人材の確保を図った。 ハ その他求人活動 国大協サービスを活用した求人活動を行ったほか、経験者採用試験を実施し、ハローワークを経由して民間求人サイトへの求人票掲載を図る等、幅広く人材の確保に努めた。その結果、即戦力となる経験者3名を採用することができた。 ○ 職員研修等 国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構と共同で実施することにより、単独では実施困難な研修機会の確保や業務効率化、講師謝金等に係る経費削減が図られた（新規採用職員研修、ハラスメント相談員研修、アンコンシャス・バイアス研修を集合及びオンラインにより実施）。 また、所内においては公文書管理研修及びハラスメント防止研修、個人情報管理研修を実施したほか、他機関が実施する研修に職員を積極的に派遣し、職員の資質向上に努めた。 さらに、研究職員等に対し、調査研究における分析方法や研究成果の発信、公表等について学ぶ研究力向上セミナーを開催し、研究力の向上に努めた。また、ポンチ絵作成研修については、研究職員だけでなく事務職員も対象とし、職員の資料作成能力向上に努めた。 ○ ワークライフバランス 令和5年度より、働き方改革の一環として、職員の勤務時間の種別を4種設けるとともに、育児や介護等、職員の状況に合わせてテレワーク勤務を行うことができ	また、公文書管理研修等の基礎的な研修を実施するとともに、研究職員向けの研究力向上セミナーを開催するなど、職員の資質向上を図ることができた。 【人事評価への適切な反映＜その他の指標＞】 研究職員の人事評価においては、外部資金研究を含む自身の専門分野に関する研究活動の業績を人事評価に反映させることにより、研究職員のモチベーションの向上を図り、研究力の向上につなげた。 ＜課題と対応＞ 引き続き、公募や人事交流等により幅広い人材の確保に努めるとともに、共同実施を含めた職員研修等の実施による職員の資質向上及び育成、研究活動の業績の人事評価への適切な反映による研究力の向上に努める。	
--	--	---	--

	る制度を設けている。 また、職員の心身の健康の保持のため、医務室や相談窓口の利用案内をまとめ、職員へ周知した。 ○ 人事評価 職員の業績及び能力について適正・公正な人事評価を実施し、処遇等に反映することで、職員の能力・資質の向上及び組織の活性化を図った。 また、研究職員の人事評価においては、外部資金研究を含む自身の専門分野に関する研究の目標を一つ以上設定し、評価を実施した。		
7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について <主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ・ ポストコロナ段階を見据え、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めたか。 ・ 集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施したか。 <評価の視点> －	<主要な業務実績> ○ 研究の実施に際しては、学校現場等への訪問によるインタビュー調査や実践事例の収集などの研究活動については、学校長の許諾を得る等、了解を得られた場合に、感染症対策を十分に講じた上で実施し、オンラインで可能と考えられる場合には、オンラインでの実施とした。 ○ 研修事業については、インクルーシブ教育システム充実に関わる研究協議会の実施に当たり、当研究所の Web サイトに、事前学習のための講義動画等の掲載、研究協議会当日の資料、関連リンク等の有用な情報の掲載等をオンデマンドで行った。また、交流及び共同学習推進指導者研究協議会では、当研究所の Web サイト上での事前学習に加えて、オンライン会議システム (Zoom) を使用して取組紹介やグループ別の協議を行うなど全ての日程をオンデマンド及びオンラインで実施した。 ○ ポストコロナ段階を見据えた今後の情報提供の在	<根拠> 【ポストコロナを踏まえた事業の実施<その他の指標>】 研修事業において Web サイトを活用し参加者への情報提供を行うとともに、研究に係るインタビュー調査の実施や各種セミナーの実施をオンラインで行うなど、ポストコロナ段階を見据え、インターネットを活用した事業・業務を適切に実施することができた。 <課題と対応> 引き続き、ポストコロナ段階における情報提供の在り方の検討に努める。	

		り方等について引き続き検討していくこととした。 ○ 5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行されたことを踏まえて、体育館及びグラウンドの外部貸出しを再開させるとともに、新たにホームページに障害者スポーツを紹介する記事を掲載し、外部利用の促進を図るための工夫を行った。なお、現状においても、利用に当たっては、体育館の出入口にアルコール消毒液を配置し、利用者にアルコール除菌の励行をお願いするなど、感染症の感染拡大予防に留意しているところである。		
--	--	---	--	--

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

※評定に至った理由の定型文 →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：(上記定型文のあとに)

自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：(上記定型文のあとに)

自己評価では○評定であるが、今後の課題・指摘事項の欄に示す点について、さらなる改善を期待したい。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
I－1 特別支援教育に係る実践的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	【重要度：高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。 (1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及 国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進等に寄与するため、権利条約の批准、障害者基本計画、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化、国の政策動向等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして、国との緊密な連携による国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、戦略的かつ組織的に実施すること。また、その成果によって、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。 特に、近年では、通常の学級における取組等、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を進めること。 これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、学校	(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及 ① 我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして行うべき研究活動について、学校における ICT 活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 重点課題研究：文部科学省との緊密な連携のもとに、国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究を行う。 ロ 障害種別特定研究：各障害種における喫緊の課題の解決に	(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及 ① 「研究基本計画」に基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。 イ 重点課題研究：文部科学省との緊密な連携のもとに、障害種の枠を超えて、国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究を行う。 ロ 障害種別特定研究：各障害種における喫緊の課題

	における ICT 活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。 また、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。さらに、研究に参画する都道府県等を公募し、教育現場の情報を得るなどしながら協力して研究を行うこと。 研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を確保しながら「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）（以下「科技イノベ活性化法」という。）上の研究開発法人として、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。また、特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関や多様な機関との共同事業の実施等連携を進めること。さらに、国立教育政策研究所をはじめとする研究機関や小・中・高等学校等の校長会等関係団体との連携も強化すること。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。また、	寄与する研究。 それぞれの研究は、ナショナルセンターとして相応しい研究を文部科学省、関係団体との緊密な連携のもとに行う。 上記の研究課題については、社会の変化等を踏まえ、実施の必要性、研究内容等について毎年度見直しを行う。 研究の実施にあたっては、複数の課題について、参画する都道府県等を公募し、研究実施に有用な教育現場の情報を得るなどしながら、都道府県等と協力して研究を行う。 ② 上記の研究課題は、国との密接な連携により実施し、毎年度概ね5～7課題を実施する。	題の解決に寄与する研究を行う。 それぞれの研究は、ナショナルセンターとして相応しい研究を文部科学省、関係団体との緊密な連携のもとに行う。 ② 重点課題研究及び障害種別特定研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の重要な政策課題に対応した研究を中心に精選して、令和5年度は重点課題研究4課題、障害種別特定研究1課題を実施する。 イ 令和5年度は、重点課題研究を次のとおり実施する。 （重点課題研究：教育課程に関する研究（国への政策貢献）） ・ 特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究（令和5～7年度） （重点課題研究：切れ目ない支援の充実にに関する研究（教育現場の喫緊の課題に対応）） ・ 多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実にに関する研究（令和5～7年度） ・ 共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－（令和5～7年度）
--	--	---	---

	研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。 【指標】 ・ 国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要とする課題に関する調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度5～7件程度実施する（実績：平成28年度10件、平成29年度10件、平成30年度10件、令和元年度11件）。 ・ 全国の公立の教育センターを含む教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の現場で改善に活用される（実績：平成28年度30%、平成29年度46.6%、平成30年度70.5%、令和元年度82.9%）。 ※ 第4期中期目標では、教育センターとして都道府県、指定都市、中核市が設置する教育センターのみを対象としていたが、第5期では全ての市区町村が設置するセンターとしたため、実績値は、目標よりも低い。	③ 上記の研究課題のほか、将来的な教育政策の検討資料を提示する「先端的・先導的研究」、大学等との共同の研究、国からの要請等に応じた研究、科学研究費補助金等の各種研究資金制度を活用した外部資金研究等の実施を促し、研究活動の活性化を図る。 ④ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省と協議するほか、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。	・ 高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究（令和3～5年度） ロ 令和5年度は、障害種別特定研究を次のとおり実施する。 ・ 肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究：肢体不自由分野（令和5～6年度） ③ 上記の研究課題のほか、将来的な教育政策の検討資料を提示する先端的・先導的研究については令和5年度に1課題を実施するとともに、新規研究課題の募集を行う。共同研究については、令和4年度の検討・協議結果を踏まえ、連携を進めている大学や近隣の関係機関等と組織的に実施に向けた協議を進めながら研究課題や実施方法等を検討・決定する。さらに、国からの要請に応じた研究に取り組む。また、科学研究費補助金等の各種研究資金制度に関する情報収集と所内周知、外部の講師等による研究力向上セミナーを実施するなどにより、研究活動の活性化を図る。 ④ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省と協議するほか、研究内容の一層の充実や令和6年度開始の新規研究課題の設定に向け、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施して研究課題の精選、研究計画の立案・改善を図る。
--	--	--	--

		⑤ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめとする特別支援学校等及び近隣の関係機関の協力を得ることや、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。 ⑥ 研究成果については、その目的に応じて、国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。 さらに、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させて研修の充実を図る。	⑤ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、都道府県教育委員会や大学等研究機関、校長会等と連携して、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を選定し、積極的に登用する。また、隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめとする神奈川県内の特別支援学校等及びその所管の教育委員会、近隣の関係機関との連携を推進するための体制を強化し取組を推進する。さらに、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。加えて、広島オフィスを拠点とし、広島県内の学校、関係機関との連携を推進する。 ⑥ 国に対しては、政策立案・施策推進等に寄与するよう報告書並びに研究データ等を提供する。都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校などに対しては、施策推進や教育実践に寄与するよう研究成果報告書のほか、コンパクトで活用しやすいリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。また、研究所で実施する研修講義等に研究成果を反映させる。 引き続き、公立の教育センターへの情報提供の改善を図るとともに、関係諸機関に対して、可能なものについては、調査結果の速報値等の提供に努める。また、校長会をはじめ関係団体の諸会議等において、研究成果を紹介する機会を確保する。
--	--	--	--

	(2) 評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCA サイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。 【指標】 ・ 毎年度、外部評価を実施し、全ての研究において、研究終了時に高い評価（５段階評価で４以上）を得る。（実績：平成 28 年度 100%、平成 29 年度 100%、平成 30 年度 100%、令和元年度 100%）	⑦ 全国の公立の特別支援教育センターを含む教育センターや都道府県・指定都市・中核市教育委員会における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、６割以上の教育委員会や教育センターに活用されているかの検証を行う。 (2) 評価システムの充実による研究の質の向上 ① 「研究基本計画」に基づき、重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部の専門家からなる研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。重点課題研究及び障害種別特定研究の終了時の外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。 また、先端的・先導的研究の研究課題については、外部の専門家とともに開始前に実施の必要性等の評価を実施するとともに、進捗状況等を内部で確認する。その成果については外部の専門家に報告して成果の意義や普及等について助言を得る。 さらに、外部資金研究等については、その成果を研究所運営委員会に報告して成果の意義、および活用や普及に関する	⑦ 全国の公立の特別支援教育センターを含む教育センターや都道府県・指定都市・中核市教育委員会における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）についてアンケート調査を実施し、６割以上の教育委員会や教育センターに活用されているかの検証を行う。また、研究成果がより一層教育現場で活用されるよう、特別支援教育センター等から得られた情報を元に研究成果のアウトプット方法、活用方法の改善を図る。 (2) 評価システムの充実による研究の質の向上 ① 「研究基本計画」に基づき、重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間時及び終了時における内部評価及び外部の専門家からなる研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。 また、先端的・先導的研究の研究課題については、進捗状況を確認し、研究計画の改善を図る。 外部資金研究等については、その成果の普及について所内で審議したり、研究所運営委員会に報告したりして成果の意義、及び活用や普及に関する助言を得るなどし、これに基づいて、多様なメディアを活用し様々な機会を捉えて発信することで、研究活動の推進を図る。
--	--	--	---

		助言を得るなどし、これに基づいて、多様なメディアを活用し様々な機会を捉えて発信することで、研究活動の推進を図る。 ② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、研究成果の活用可能性を含めた評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCA サイクルを重視して評価システムを運用する。	② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを運用し、研究成果の活用可能性を含めた評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムについて、外部専門家の意見を踏まえるなどして、必要な評価システムの改善を行う。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCA サイクルを重視して評価システムを運用する。
I－2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	【重要度：高】 ポストコロナ社会において、ICT を活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。 (1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導	(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を基本としつ	(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。

	者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。 研修の実施に当たっては、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした「研修指針」を基本とするが、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。研修の形態については、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。また、研修受講者が、研修で得られた成果を各地域に還元できるようにすること。 研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会における ICT の活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。また、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携に	つ、次の研修を実施する。 なお、「研修指針」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊若しくはオンライン研修、又は宿泊とオンラインを組み合わせで行う研修） ・ 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース（視覚障害教育専修プログラム） （聴覚障害教育専修プログラム） （肢体不自由教育専修プログラム） （病弱教育専修プログラム） ・ 知的障害教育コース（知的障害教育専修プログラム） ・ 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース（発達障害・情緒障害教育専修プログラム） （言語障害教育専修プログラム） ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会・セミナー：特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題（特別支援教育における ICT の活用や高等学校における通級による指導、発達障害等への対応等）に対応するため、各都	イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊若しくはオンライン研修、又は宿泊とオンラインを組み合わせで行う研修） （第一期）視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集定員：70名 実施期間：令和5年5月8日～令和5年7月7日 （第二期）発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 募集定員：70名 実施期間：令和5年9月6日～令和5年11月10日 （第三期）知的障害教育コース 募集定員：70名 実施期間：令和6年1月10日～令和6年3月14日 募集定員計：210名 ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門
--	--	---	--

	について検討すること。 さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との共同研究で得られた成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながら PDCA サイクルを十分に機能させる取組を行うこと。 【指標】 ・ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。（実績：平成 28 年度 100%、平成 29 年度 83.3%、平成 30 年度 83.3%、令和元年度 83.3%） ・ 教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上の達成を図る（実績：平成 28 年度 100%、平成 29 年度 100%、平成 30 年度 94.4%、令和元年度 97.2%）。 ・ 研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上の達成を図る（実績：平成 28 年度 96.4%、平成 29 年度 96.4%、平成 30 年度 93.3%、令和元年度 94.4%）。 ※ 第 5 期中期目標期間の指標は第 4 期中期目標期間の実績よりも低いが、第 5 期中期目標期間においては、PDCA サイクルを回しながら、ポストコロナ社会における新たな研修体系を構築する必要があることを踏まえ、指標を 80%以上としている。	道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員等を対象に開催する短期間（2～3 日間程度：宿泊又はオンライン）の研修・セミナー	的な知識・技能等の向上を図る研修（各 1 日～2 日間程度の宿泊又はオンライン研修） ・ 特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者研究協議会 募集定員：70 名 実施期間：令和 5 年 7 月 27 日～令和 5 年 7 月 28 日 ・ 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会 募集定員：70 名 実施期間：令和 5 年 8 月 31 日～令和 5 年 9 月 1 日 ・ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 募集定員：80 名 実施期間：令和 5 年 11 月 22 日 ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会：全国特別支援学校長会と連携し、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員を対象として、寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る協議会（オンライン研修） 募集定員：60 名 実施期間：令和 5 年 8 月 22 日 ニ 上記のほか、教育委員会及び教育センター等の指導主事等を対象として、発達障害教育に関する専門的知識を深め、研究協議等を通して、各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上を
--	--	---	---

		② 研修の計画及び実施に当たっては、文部科学省や久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等及び近隣の関係機関、教職員支援機構、大学などの関係機関と連携し、研究所の研修に求められるニーズや、ICT 環境の整備など学校教育を巡る状況の変化、社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。	図る発達障害教育実践セミナー（オンライン研修）を実施する。 募集定員：70 名 実施期間：令和 6 年 1 月 25 日 ② 研修の計画及び実施に当たっては、文部科学省、久里浜特別支援学校、教職員支援機構をはじめとする関係機関から、意見を聴取し、研修に求められるニーズや、ICT 環境の整備など、学校教育を巡る状況の変化や社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。 また、研修の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から来所期間について検討の上、実施するとともに、来所の際の感染防止対策を適切に講じる。With コロナ・After コロナに対応した研修や研究所の施設・立地を生かした研修（ラボ型研修）を本格的に実施する。 研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会における ICT の活用や一層のオンライン研修の充実と併せて、集合・宿泊型研修等とオンライン研修それぞれの良さを生かした効果的な研修となるよう見直しを継続する。
--	--	---	--

		③ 研修のより効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について検討する。 ④ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。また、任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況についてのアンケート調査（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCA サイクルを重視した研修の運営を行う。 なお、その際は外部有識者等の意見を取り入れながら改善に努める。	③ 研修のより効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について検討する。 ④ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。また、任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等の改善について検討する。 併せて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを外部有識者の参画を得ながら行うなど、PDCA サイクルを重視した研修の運営を行う。
	（2）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応し	（2）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 ① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携	（2）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援

	た講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討すること。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施すること。 これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。 【指標】 - 講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに、80%以上の都道府県で行われるようにする。 (実績：令和2年度 19.1%（9県））（令和2年12月現在） - 講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上とする（実績：平成28年度 1,877人、平成29年度 2,722人、平成30年度 3,876人、令和元年度 5,916人）。 - 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上とする（実績：平成28年度 551人、平成29年度 1,470人、平成30年度 1,574人、令和元年度 1,323人）。	わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」を基本としつつ、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。 イ インターネットによる講義配信（以下、「NISE 学びラボ」という。）で配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう、計画的に更新する。また、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施する。これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。 ロ NISE 学びラボの活用例や研修モデルを提案し、教育委員会や学校が実施する研修におけるNISE学びラボの活用を推進するとともに、教育委員会、特別支援教育センター、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報し、利用を促進する。また、NISE 学びラボの自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに80%以上の都道府県で行われるようにするとともに、NISE 学びラボの受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上を確保する。	① 「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。 イ インターネットによる講義配信（以下「NISE 学びラボ」という。）で配信する講義コンテンツについて自己評価ツールを加えるなど、個別最適な学びが可能となるよう、計画的に更新するとともに、協働的な学びを目指したモデルプログラムの提案を行う。また、活用事例を含めた手引きを作成し、各都道府県教育委員会等にオンラインにて周知を図る。 併せて教職員支援機構が運営する「教員研修プラットフォーム」での「NISE 学びラボ」の活用を促進する。 ロ 「NISE 学びラボ」の活用例や研修モデルを提案し、教育委員会や学校が実施する研修における「NISE 学びラボ」の活用を推進するとともに、教育委員会、特別支援教育センター、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報し、利用を促進する。また、「NISE 学びラボ」の自治体の団体受講登録について、60%以上の都道府県で行われるようにするとともに、「NISE 学びラボ」の受講登録数を、14,000人以上を確保する。
--	---	--	--

		② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。 免許法認定通信教育の実施に当たっては、各都道府県教育委員会が免許法認定講習の開設がしにくく、且つ、免許取得率が低い領域である視覚障害教育及び聴覚障害教育について開設する。 また、受講者の利便性を考慮した運営の工夫や科目・単位の拡充の可能性の検討を行うとともに、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上を確保する。	② 大学等と連携を図り、教員養成段階の学生等を対象としたコンテンツを配信するとともに、その活用について各都道府県教育委員会等への周知を図る。 ③ 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を、前期後期各2科目ずつ実施する。また、特別支援教育教諭免許状の取得のための科目を通信制課程を持つ大学と共同して広報活動を行う。なお、これらの実施に当たっては、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を検討する。 (令和5年度前期開設科目) ・ 視覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目 (1単位) ・ 聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目 (1単位) (令和5年度後期開設科目) ・ 視覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目 (1単位) ・ 聴覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目 (1単位) ④ 特別支援教育専門研修において、免許法認定講習を実施する。 ⑤ 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を令和5年度間に、延べ800人以上を確保する。
--	--	---	---

I－3 総合的な情報収集・発信 や広報の充実及び関係機 関等との連携強化を通じ た特別支援教育に関する 幅広い関係者の理解の促 進	【重要度：高】 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。 (1) 特別支援教育に関する情報発信 ① 戦略的な広報の推進 我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組むこと。 また、情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した広報戦略を基本としつつ、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を総合的に収集すること。研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高い ICT ツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。 【指標】	(1) 特別支援教育に関する情報発信 ① 戦略的な広報の推進 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者の理解・支援の充実に貢献する。このため、関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。 なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な研究から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容な	(1) 特別支援教育に関する情報発信 ① 戦略的な広報の推進 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者の理解・支援の充実に貢献するため、関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。 なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、関係団体や関係機関等をとおして、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発
---	--	--	--

	・ 研究所のホームページについて、情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、有用度に関する関係団体への聞き取りをもとに定期的に改善を行い、毎年度、年間 75 万以上の訪問者数を確保する。	ど、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。 ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、インターネットをはじめ広報効果の高いツールなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実するとともに、現場での活用を促進する。 ニ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意する。 ホ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。 ヘ 研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として毎年度 1 回研究紀要を刊行する。 研究所における研究活動等の諸活動に関する情報や特別支援教育に関する情報を提供することを目的に特総研ジャーナ	に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。特別支援教育教材ポータルサイトを改良し、ICT 教材の活用に関する実践についても提供する。 ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、インターネットをはじめ広報効果の高いツール（ホームページ、SNS など）の様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実するとともに、現場での活用を促進する。 ニ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意する。 ホ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。 また、オンラインセミナー等の開催、研究所セミナーや専門研修等の機会の活用など、研究成果の普及や活用の促進を図る。 ヘ 研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として年 1 回研究紀要を刊行する。 研究所における研究活動及び事業等の諸活動
--	---	--	---

		ル、英語版の NISE Bulletin を毎年度それぞれ 1 回刊行し、ホームページに掲載する。 また、メールマガジンなどを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介する。	に関する取組実績や特別支援教育に関する情報は、特総研ジャーナル、英語版の NISE Bulletin に掲載しホームページで公開する。令和 4 年度の活動実績を記載したものを令和 5 年度に刊行及びホームページ公開が行えるよう、その作成を進める。 また、メールマガジンなどを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介する。
		ト 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関して関係団体への聞き取りを定期的に行い、これに基づき、ホームページの利便性の向上を図る。ホームページの利用状況等を把握して、毎年度、年間 75 万以上の訪問者数を確保する。	ト 令和 4 年度に実施した研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）調査に基づき、ホームページの利便性の一層の向上を図る。ホームページの利用状況等を把握して、年 75 万以上の訪問者数を確保する。
		チ 国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。	チ 国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。
	② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓発・理解促進を行うこと。 また、発達障害教育に関し、インターネットを通じた情報提供	② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進 （教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動） 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。	② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進 （教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動） 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。
		イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及	イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との

	の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関係機関との連携に関する取組を推進すること。 さらに、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実等により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、ICT 機器等の教材を広く普及させるための取組を実施すること。 【指標】 発達障害教育推進センターの Web サイトについて、年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。(実績値：平成 28 年度 11 万件、平成 29 年度 9 万 8 千件、平成 30 年度 8 万件、令和元年度 7 万 6 千件)	び研究成果の普及を図るための研究所セミナーを毎年度計画的に開催し、有益な情報が得られたとの回答について 85%以上を確保する。また、研究所及び特別支援教育の理解啓発を推進するため、久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等とも連携し、国民に対し研究所の施設の公開や活動成果の展示等の取組を行う。 ロ 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、特別支援教育センター（教育センターに特別支援教育を担当する部署がある場合当該部署を含む。以下、「特別支援教育センター等」という。）、関係団体等及び大学と連携を図りながら、講演や研究協議、ICT 機器などの教材展示等を行うセミナーを毎年度開催する。(集合型だけでなくオンラインによる開催を含む) このセミナーは、全国を地区ブロックに分け、中期計画期間中に戦略的・計画的に開催する。 ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育の理解啓発・普及を目的としたリーフレットを作成し情報発信の充実を図る。 また、その中で、障害のない子どもやその保護者への障害に関する理解啓発に関する内容を扱う。 (発達障害教育に関する理解啓発活動) 発達障害の子どもの指導及び支援体制の充実を図るため、発達障害のある子どもの教育について、インターネットを通じて、教員や保護者の一層の理解促進を図るとともに、教育委員会等	情報共有及び研究成果の普及を図るための研究所セミナーを開催し、有益な情報が得られたとの回答について 85%以上を確保する。また、研究所及び特別支援教育の理解啓発を推進するため、久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等と連携し、国民に対し研究所の活動を紹介する取組を行う。 ロ 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、特別支援教育センター（教育センターに特別支援教育を担当する部署がある場合当該部署を含む。以下、「特別支援教育センター等」という。）、関係団体等及び大学と連携を図りながら、講演や研究協議、発達障害教育、インクルーシブ教育システム構築、ICT 機器などのセミナーを年 3 回開催する。(集合型だけでなくオンラインによる開催を含む) ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育に関する理解啓発・情報普及を目的として、研究所が有する知見や教育実践に役立つ基本的な情報等を活用したリーフレットを令和 5 年度に 8 種類程度作成し情報発信の充実を図る。 (発達障害教育に関する理解啓発活動) 発達障害教育推進センターの Web サイトを通じて、幼稚園等、小・中学校、高等学校等の教員、保護者等に対して、特に通常の学級に焦点を当て、発
--	---	--	---

		と連携した指導者養成や専門性向上の取組、福祉等の関係機関との連携による理解啓発の取組を行う。 イ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等の教員、保護者等に対して、発達障害のある子供の教育に関する基本的な知識、具体的な指導・支援の方法等、有用なコンテンツの整備を進める。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携し、全てのライフステージにおいて切れ目のない支援が行われるよう情報提供の充実を図る。これらを通して、発達障害教育推進センターの Web サイトについて、毎年度、年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。 ロ 教育委員会や特別支援教育センター等と連携した指導者養成や専門性向上の取組を通じて、発達障害のある子どもの教育の充実を図る。また、福祉等の関係機関との連携を通して、地域における支援体制構築の促進を図る。さらに、文部科学省や厚生労働省、保護者団体等の関係機関と連携した事業を実施する。 (支援機器等教材に関する理解啓発活動)	発達障害教育に関する教育現場で有効な情報提供の充実を図るとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の発達障害者支援の充実、連携促進に関する情報を提供する。また、教育委員会や福祉機関等の関係機関と連携した取組を実施し、地域における支援体制の充実を図る。 イ 発達障害教育推進センターのサイトにおいて、発達障害のある子どもの教育の推進・充実に向け教育現場での活用、特に通常の学級における指導・支援に焦点を当て情報提供の充実を図る。年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと共同運営するポータルサイトにおいて、教育、医療、保健、福祉、労働等の発達障害者支援の充実、連携促進に関する国のサイトとして内容の見直し、分かりやすい情報提供の工夫の検討と修正を行う。 ロ 教育委員会や教育センター、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター、福祉等の関係機関とも連携し、発達障害教育に係る教員の資質向上に関する取組を進め、発達障害教育実践セミナー等で全国に普及を図る。さらに、文部科学省や厚生労働省、保護者団体等の関係機関と連携し、世界自閉症啓発デーに係るイベントを実施する。 (支援機器等教材に関する理解啓発活動)
--	--	--	--

		幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、研究所の i ライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。	幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、研究所の i ライブラリー（教育支援機器等展示室等）、ICT 活用実践演習室や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、特別支援教育教材ポータルサイトを改良し、支援機器等に関する情報の提供の充実を図る。 また、発達障害に関する支援ツール等については、ライフステージに応じた情報が得られるように、発達障害教育推進センターの Web サイトと展示室のつながりを持たせるとともに、Web サイト及び展示室の再整理を行う。
	（２）インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。 また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。 【指標】 ・ 中期目標期間終了までに、7 か国以上の諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、情報発信するとともに、海外の研究機関とのシンポジウムやセミナー等を開催する。 （実績値：平成 28 年度 8 か国、平成 29 年度 8 か国、平成	（２）インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 イ 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握する。 特に、我が国のインクルーシブ教育システムの推進において参考となるよう中期目標期間終了までに、7 か国以上の諸外国の動向や取組について、収集・整理し、研究所のホームページ等での公表を行う。 ロ 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣及び共同協議会等を行い、研究交流の促進を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的で開催し、広く教育関係者等への情報の普及を図る。 また、海外からの視察・見学を積極的に受け入れ、情報の提供を行う。	（２）インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 イ 諸外国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、韓国を予定）のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向や取組を計画的に収集し、国内との比較・検討など参考になる情報をホームページ等で広く公表する。 ロ 韓国の国立特殊教育院と特別支援教育協議会（仮称）を開催する等、研究交流の促進を図るとともに、海外における特別支援教育に関する情報について、オンラインによる情報提供等を通して、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。 また、J I C A 研修プログラム等への協力を含め、

	30 年度 6 か国、令和元年度 6 か国、令和 2 年度 7 か国) (3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援 我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。 また、インクルーシブ教育システムの構築(障害者差別解消法への対応を含む。)に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。 さらに、全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。 【指標】 - 都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を、中期目標期間中に 30 件以上実施する。 - 地域のインクルーシブ教育システム構築のために、各都道府県・市町村からの相談支援の充実を図るとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であつ	(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援 イ インクルーシブ教育システムの構築に関する都道府県や市町村の課題の解決を図るための取組について、派遣された職員と研究所職員が連携・協働して事業を推進する。本事業を中期目標期間中に 30 件以上実施するとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を 80%以上確保する。 上記の取組の成果については、地域における報告会や協議会の開催等を通じて広く一般にも普及を図るとともに、成果をまとめたリーフレットの作成等を通して、他の都道府県・市町村等にも普及を図る。 ロ 都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの推進に係る相談に対応するとともに、研修会等への講師派遣や専門的な知見の提供等、取組の支援を行う。また、全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究等、地域が協働して行う取組を支援する。これらの相談内容や取組については、国	海外からの視察・見学を積極的に受け入れ、我が国の教育制度等についての情報提供を行う。 (3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援 イ 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための事業(以下「地域支援事業」という。)を事業に参画した都道府県及び市町村教育委員会と協働して推進する。地域支援事業は、10 件以上実施し、事業における研究所の支援が有意義であったとの回答を 80%以上で得ることを目標とする。 地域支援事業の取組や成果については、研究所のホームページへの掲載や参画地域における報告会等を通して、広く普及を図るとともに、事業報告会を公開する等により、他の都道府県・市町村等にも情報を提供する。 ロ 各都道府県等からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談に対応する。また、インクルーシブ教育システムの構築に係る研修会等に研究職員を講師として派遣する。その際、第 4 期中期目標期間中に実施した地域実践研究や地域支援事
--	---	--	--

	たとの回答を 80%以上確保する。 ※ 第 4 期中期目標期間では、都道府県・市町村から派遣された職員が研究所職員と研究をする取組を行い、参加した自治体の 100%で有意義との回答を得ているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの支援が中心となることを想定して 80%としている。 ② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、特別支援教育センター等の関係機関と連携しながら、各学校への周知を行い、活用を促すこと。また、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとすること。 【指標】 インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年 2 万 5 千件を確保する。 (実績値：平成 28 年度 2 万件、平成 29 年度 1 万 8 千件、平成 30 年度 2 万 4 千件、令和元年度 3 万 2 千件) ※ 第 5 期中期目標期間の指標は令和元年度の実績よりも低い が、第 5 期中期目標においては新たな事例の掲載に努めるのではなく、第 4 期中期目標期間において掲載した事例の閲覧性の向上に取り組むこととしており、それを踏まえた数値としている。	における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。 ② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実 イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、特別支援教育センター等の関係機関と連携して幼稚園等、小・中学校、高等学校等での周知と活用を促すとともに、より閲覧者の利便性を向上させたデータベースとする。また、データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年度、年間 2 万 5 千件を確保する。	業の取組と成果をはじめとする知見の提供等、取組を支援する。また、全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究等、地域が協働して行う取組について支援する。これらの相談内容や取組については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。 ② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実 イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、オンライン説明会の開催により、幼稚園・認定こども園・保育所、小学校・中学校・高等学校等への情報発信・周知を図り、活用を促す。また、閲覧者の利便性向上を考えたデータベースとする。また、特別支援教育センター等と連携し、インクル DB 掲載事例等を活用した研修を通して、教職員をはじめとした関係者の閲覧・活用を促し、事例のダウンロード件数について、年間 2 万 5 千件を確保する。
--	---	--	---

	③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。 日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。 【指標】 ・ 毎年度、日本人学校に赴任する派遣教員には研修会を通して、海外駐在予定の保護者等には相談会を通して情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 15 回程度）に実施する。	③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 イ 校長会や教育委員会、特別支援教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。 ロ 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講師の派遣（会場に訪問せずインターネットを介して行うもの等を含む）を通して、教員の専門性の向上に貢献するとともに、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。 ハ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 15 回程度）に実施し、関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校を通して教員や保護者からの相談に対応し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校への遠隔指導に関する取組を行うとともに、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会や保護者等への相談会において、情報提供を行う。	③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 イ 校長会や教育委員会、特別支援教育センター等との関係強化を図り、関係団体の年間計画を把握し、戦略的に情報発信を行う。また、研究職員が自治体等で研修を行う際に研究所の事業や研究成果についての情報提供を行う。 ロ 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講師の派遣（会場に訪問せずインターネットを介して行うもの等を含む）を通して教員の専門性の向上に貢献するとともに、研修会や公開講座等の内容に即した研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。 ハ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 15 回程度）に実施し、関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員と日本人学校支援の一環として教員及び学校から紹介のあった保護者からの相談に対応し支援する。また、日本人学校からの遠隔支援の依頼に対応するとともに、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会等で情報提供を行う。
Ⅱ－１	１．業務改善及び業務の電子化の取組	１．業務改善及び業務の電子化の取組	１．業務改善及び業務の電子化の取組

業務運営の効率化に関する事項	業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）を踏まえ、現在の業務プロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。 中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費 1 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化を図ること 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 また、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげること。なお、デジタル技術の利活用に当たっては、デジタル化自体を目的とするのではなく、デジタル化によって組織を変革し、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション（DX）を意識することとする。 2. 予算執行の効率化 業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のも	運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。 退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比で管理経費 1 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化を図る。 また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施する。 さらに、調達等に当たっては、複数年契約を推進し、業務運営の合理化・効率化を図る。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 加えて、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内・申し込みのオンライン利用の推進などを進める。 2. 予算執行の効率化 業務達成基準による収益化の原則に基づき、中期目標の業務	運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。 退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費 1 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化を図る。 また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施する。 さらに、調達等に当たっては、複数年契約を推進し、業務運営の合理化・効率化を図る。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 加えて、電子決裁システムの利用の推進を図る。 また、研修の案内や申し込み、レポート等の提出物のオンライン利用の取組を推進する。 2. 予算執行の効率化 業務達成基準による収益化の原則に基づき、中期
-----------------------	--	--	---

	と、予算執行の効率化を進めること。 3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。 4. 給与水準の適正化 研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。	に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算と支出実績を管理し、予算執行の効率化を進める。 3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を一層推進する。 4. 給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。	目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算と支出実績を管理し、予算執行の効率化を進める。 3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を、費用対効果等を検証しつつ推進する。 4. 給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。
Ⅱ－2 財務内容の改善に関する事項	1. 自己収入の確保 国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。	1. 自己収入の確保 科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得を積極的に支援するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保に努める。 なお、中期目標期間を通じて、定期的に施設使用料等を検証す	1. 自己収入の確保 科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得を積極的に支援するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の施設使用料を検証し、自己収入の確保を図るための必要な措置を講じる。

	宿泊研修施設や体育館及びグラウンドについては、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。 2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進 体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。 グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。 3. 保有財産の見直し 保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。 特に、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、見直しを行うこと。	るなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。 2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進 体育館について、研修事業での活用を図るとともに、広報活動を充実し体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進する。 3. 保有財産の見直し 保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その必要性等について不断の見直しを行う。 また、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。 IV 予算、収支計画及び資金計画 1. 中期計画予算 別紙1のとおり（※事業等のまとまりごとに作成予定） 2. 令和3年度～7年度収支計画 別紙2のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定） 3. 令和3年度～7年度資金計画 別紙3のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）											
		2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進 体育館について、研修事業での活用を図るとともに、広報活動を充実し体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進する。なお、体育館及びグラウンドの利用に当たっては、感染症の感染拡大予防に留意して行う。 3. 保有財産の見直し 保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その必要性等について不断の見直しを行う。 また、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。 IV 予算、収支計画及び資金計画 1. 令和5年度予算 <table><tr><td>収入</td><td>1,140,935 千円</td></tr><tr><td>運営費交付金</td><td>1,057,851 千円</td></tr><tr><td>施設整備費補助金</td><td>78,064 千円</td></tr><tr><td>自己収入</td><td>5,020 千円</td></tr><tr><td>支出</td><td>1,140,935 千円</td></tr></table>	収入	1,140,935 千円	運営費交付金	1,057,851 千円	施設整備費補助金	78,064 千円	自己収入	5,020 千円	支出	1,140,935 千円	
収入	1,140,935 千円												
運営費交付金	1,057,851 千円												
施設整備費補助金	78,064 千円												
自己収入	5,020 千円												
支出	1,140,935 千円												

			人件費 725,450 千円 一般管理費 51,153 千円 業務経費 286,268 千円 研究活動 83,242 千円 研修事業 70,319 千円 情報普及活動 132,707 千円 施設整備費 78,064 千円
			2. 令和5年度収支計画
			費用の部 1,285,117 千円 人件費 725,450 千円 一般管理費 76,033 千円 業務経費 339,452 千円 減価償却 144,182 千円
			収益の部 1,285,117 千円 運営費交付金収益 991,349 千円 施設費収益 78,064 千円 自己収入 5,020 千円 資産見返運営費交付金戻入 144,182 千円 賞与引当金見返に係る収益 50,373 千円 退職給付引当金見返に係る収益 16,129 千円
			3. 令和5年度資金計画
			資金支出 1,140,935 千円 業務活動による支出 1,062,871 千円 投資活動による支出 78,064 千円
			資金収入 1,140,935 千円 業務活動による収入 1,062,871 千円 投資活動による収入 78,064 千円
		V 短期借入金の限度額	V 短期借入金の限度額

		限度額 3 億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 Ⅵ 剰余金の使途 研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。 Ⅶ 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	限度額 3 億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 Ⅵ 剰余金の使途 研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。
Ⅱ－3 その他業務運営に関する重要事項	1. 内部統制の充実 研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。 また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みの運用 ② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用	1. 内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムの充実・強化を図る。 また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの運用 ② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の	1. 内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムの充実・強化を図る。 また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの運用 ② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理

	③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリング を、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。 2. 研究データの管理・活用 研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を図るため、組織的な体制・環境の整備を行うこと。 3. 情報セキュリティ対策の推進 政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施すること。 また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。 4. 大学・関係機関等との連携 (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力 学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等	実施及び監査結果の業務への反映 を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。 2. 研究データの管理・活用 研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や他の研究機関等との間でデータの共有・活用の促進を図るため、組織的な管理体制の構築や、研究データの管理・活用のための基盤を整備する。 3. 情報セキュリティ対策の推進 政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施する。 また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。 4. 大学・関係機関等との連携 (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力 自閉症や知的障害に係る教師の専門性や人材育成が求められ	事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。 2. 研究データの管理・活用 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」に基づき、研究データの管理・活用を推進する。また、研究データを適切に管理する基盤システム（研究データ管理基盤）及び研究成果リポジトリの整備を推進する。 3. 情報セキュリティ対策の推進 政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて適時点検し、必要に応じて対策の追加や修正等の見直しを行うことにより情報セキュリティ水準を適切に維持する。 また、情報セキュリティに関する教育・訓練・研修を年1回以上実施し、職員への周知徹底及び組織的対応能力の強化を図る。 4. 大学・関係機関等との連携 (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力 自閉症や知的障害に係る教師の専門性や人材育成
--	---	--	--

	を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力を行うこと。 研修においても、久里浜特別支援学校での実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。 (2) 関係機関との連携強化 全国の特別支援教育センターとの連携を強化し、研究・研修の実施、成果の報告、情報収集・発信を一層推進していくこと。 また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化し、特別支援教育に関する学際的研究の可能性を広げること。 さらに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施すること。特に、教育における ICT や先端技術の活用が進んでいることから、ICT の活用に関する情報収集や連携強化に努め、研究活動の水準向上に取り組むこと。 【指標】 第5期中期目標期間中に複数の関係機関と計画的に事業を推進するため、連携協定を締結し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。 5. 施設・整備に関する計画 令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めると	ていることから、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を推進し、全国の参考になる障害のある子どもの教育に関する実際の・総合的な教育研究を行い、その成果を発信する。 また、久里浜特別支援学校の災害時に備えた避難訓練へ協力を行うとともに、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け積極的な協力を行う。 (2) 関係機関との連携強化 研究所をハブとして、インターネットを活用した全国の特別支援教育センター等同士のネットワークの構築を進め、研究活動や研修、情報収集・発信が活発に行われるよう推進するとともに、研究所が実施する研究成果の報告や研修事業の場として活用する。 また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化するとともに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学等と実施する。また、本中期計画期間中に複数の関係機関と連携協定に基づく事業を推進し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。 5. 施設・整備に関する計画 令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動等の業務の	が求められていることから、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を推進し、全国の参考になる障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究を行い、その成果を発信する。 また、久里浜特別支援学校と災害時に備えた避難訓練の実施や、久里浜特別支援学校等をはじめ特別支援学校での実践研究の充実に向け積極的な協力を行う。 (2) 関係機関との連携強化 研究所をハブとして、インターネットを活用した全国の特別支援教育センター等同士のネットワークの構築を進め、研究活動や研修、情報収集・発信が活発に行われるよう推進するとともに、研究所が実施する研究成果の報告や研修事業の場として活用する。 また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化するとともに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学等と実施する。また、広島大学と包括連携協定に基づく連携についての協議を進め、共同した事業を行う。 5. 施設・整備に関する計画 令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、研究活動、研修事業、
--	---	---	---

	ともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。 6. 人事に関する計画 新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を活用できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。 評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。 以上について、人材確保・育成方針を策定すること。	円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、メンテナンスサイクルを構築し、予防保全、コスト抑制の観点も踏まえ、計画的かつ効率的な修繕・改修の実施を図る。 本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙4のとおり。 6. 人事に関する計画 研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的な育成かつ適正な配置を行う。また、研究力の向上に向けて、任期付研究員・客員研究員等として多様な専門性を有した研究者の確保や関連する外部機関との人材交流を推進するとともに体制を整備する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を進める。 また、以上のことについて、人材確保・育成方針を策定する。 7. 積立金の使途について 前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部	情報普及活動等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進める。また、構築したメンテナンスサイクルにより、予防保全、コスト抑制の観点を踏まえた修繕・改修の実施を図る。 6. 人事に関する計画 令和3年度に策定した人材確保・育成方針に基づき、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的な育成かつ適正な配置を行う。また、研究力の向上に向けて、任期付研究員・客員研究員等として多様な専門性を有した研究者の確保や関連する外部機関との人材交流を推進するとともに体制を整備する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 加えて、業務遂行上求められる事項の周知・徹底を図る。 そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を進める。
--	--	--	---

	7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について ポストコロナ段階を見据え、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めること。 また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施すること。	科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人特別支援教育総合研究所法（平成 11 年法律第 165 号）に定める業務の財源に充てる。 8. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について ポストコロナ段階を見据え研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進める。 また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施する。	7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について ポストコロナ段階を見据え研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進める。 また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図った上で実施する。
--	--	--	--